

Cloud Campus に関する一連の事業活動は、オンライン大学を運営する企業としての技術的イノベーションや新規事業の創出だけでなく、国家レベルのデジタル教育推進にも寄与する効果をもたらしています。

株主等利害関係者からの学校の設置・経営についての意見

<個別の回答>

千代田区	A 大学	グローバル化が進展・普及した今日、伝統的なステークホルダー論（利害関係人理論）が弱体化して、ファンドの株主からの増配要求や社外取締役の法制化をはじめとするコーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コードの改正が上場企業に大きな影響を与えています。そのため、我が国の上場会社は、自社の労働者の給与所得の確保が厳しくなっております（労働分配率の低下）。弊社は非上場企業であり、企業・大学院の両者の運営・従業員の福祉・所得、授業料の据え置きなど、創立の理念を堅持して、日夜精進しております。規模を追うことなく、誠実・倫理・精神を堅持しております。
	B 大学	特になし
	C 大学	特にございません
八王子市		特になし
福岡県・福岡市		本学の場合は、ソフトバンクグループが 100%株主になっています。IT 技術を活用した教育機会均等の実現をはじめとして、新たな高等教育のスタイルや学修環境を築いていくことを株主は期待しており、株式会社立としての学校設置・経営の方針について深く理解し賛同を得られています。学校の設置・経営については、開学以来このような意見に変わりはありません。

<学校設置会社への質問>

Q10. 本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点や、その解決策があれば、具体的にご記入ください。

<ポイント>

特になしとの回答のほか、変更が生じた際の構造改革特区変更認定の可否（軽微かどうか）の判断が困難との回答が見られた。

学校経営上懸念される問題（要件、手続き、他の法制度等お気づきの点）

<個別の回答>

千代田区	A 大学	地方公共団体との協定に基づいて運営しており、千代田区様と定期的にコミュニケーションをとっておりますので、特に懸念点はありません。
	B 大学	特になし
	C 大学	特にございません
八王子市		特になし
福岡県・福岡市		本特定事業を実施し、平成 19 年の開学から 15 年以上の時が経過しました。開学当初は世界遺産学部と IT 総合学部の二学部制で設置認可を受けましたが、平成 20 年のリーマン・ショックから始まった経済環境の悪化等の影響を強く受け、平成 22 年度秋学期より世界遺産学部は新規の学生募集を停止することになりました。

た。但し、募集停止後も8年半に渡って責任ある教育環境を維持し続け、平成31年3月にすべての学生が卒業したことをもって、正式に学部廃止の届出を行いました。設置計画に対し、一定の履行責任を果たしたことは、ご理解いただきたいと存じます。なお、世界遺産学部廃止に至った要因は、本学が株式会社立の大学であることとは無関係と考えております。

IT総合学部では、教育課程の充実と学修支援体制の強化に注力するとともに、戦略的に学生募集の経営努力を積み重ねてきた結果、幸いにも入学志願者数が毎年堅調に増加し続けていきました。令和4年度からは学部の収容定員を2,500人から4,000人に増員することの認可を受けたところであり、学校経営上で懸念される問題は現時点で特段ございません。

要件や手続きに関する課題を申し上げるならば、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づく構造改革特別区域計画の変更の認定申請に関して、①「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」に示された軽微な変更該当するか否かの判断が難しいこと、②変更認定申請に該当する場合、年に3回ほど不定期に受付が行われ、その認定を受けた後でないと文部科学省大学設置室への申請ができないこと、があげられます。本学が経験したこととして、収容定員増の学則変更申請においては、文部科学省大学設置室が変更前年度の6月までに申請を行えば良いところ、構造改革特別区域計画の変更認定申請は更にその半年ほど前に、書類一式を揃えて認定地方公共団体の確認を経て内閣府へ提出する必要性がありました。以後も必要に応じ、検討段階から軽微な変更該当するか否か、確認を行うように心がけております。

上記の解決策

<個別の回答>

千代田区	A 大学	上記のように、懸念点はありません。
	B 大学	とくになし
	C 大学	—
八王子市		特になし
福岡県・福岡市		学校運営に関わる変更に関しては、内閣府及び文部科学省とで連携した確認が必要な事項と承知しております。可能な限り、構造改革特別区域計画の変更認定申請の要否や、申請を要する変更内容に応じた手続きのスケジュールを一覧化していただきたく存じます。また、社会変化の激しい昨今の情勢に迅速に対応できるように、変更認定申請における書類作成の要件を可能な限り簡素化または共通化し、文部科学省大学設置室への認可申請と揃えて同時並行的に審査を進めていただくことで、変更計画の開始までの待機期間を短縮できると良いと考えています。

<学校設置会社への質問>

Q11. 学校法人設立ではなく、本特例措置を活用し株式会社立の学校を設置した理由は何ですか。学校法人設立と比し株式会社立学校設置・運営のメリット等や効果(加えて、学校法人設立の支障となっている点やデメリット等)について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点がある場合は、その問題点と改善策について、ご自由にご記入ください。

＜ポイント＞

・株式会社立学校を選択した理由やメリットとして、より実務指向の教育を行うべく企業内他部署との円滑な連携の下に運営、新規の事業展開やそれに伴う資金調達を柔軟かつ迅速に実施可能との回答が見られた。学校法人設立の支障やデメリットについては、多額の資金が必要、柔軟で迅速な学校運営が困難などで、いずれも株式会社立の方が望ましいとの回答が見られた。

株式会社立学校を設置した理由

＜個別の回答＞

千代田区	A 大学	2004 年に特区制度が始まった際に、学部を千代田区と大阪市に開設しました。2004 年、小泉純一郎首相の下、官製市場改革・民営化が叫ばれていました。教育に関しては、米国に倣って、パウチャー制・株式会社立大学が検討されました。日本では特区法によって導入されました。さらに現在は、社会人の学び直しの推進という観点から、大学の教育内容を実務志向へする改革が叫ばれています。 以上のような時代変化を踏まえると、既存の大学においても、講義内容がより実務的、企業活動・就職との関連性が強くなってきています。2004 年の LEC 大学の学部開設で目標としていた「実社会で必要とされる国家資格を大学のカリキュラムを通じて試験合格・取得できるようにする」という理念は時代を先取りするものであったとの自負はあります。理念先行・時期尚早の問題はありつつも、2005 年に全国 10 キャンパスを新たに開設し、同年、大学院を千代田区に開設しました。企業内の他部署との円滑な連携の下に運営するためには、別法人（学校法人）を設立するのではなく、株式会社形態の方がよいと考えたのが株式会社立学校を選択した理由です。
	B 大学	産業界と密接に連携した大学大学院設置のため。
	C 大学	経営の勉強をしたい人にも多様なニーズ・ウォンツがあると考えております。ディグリー（学位）が欲しい人もいれば、学んだことが経営に役立てばいいのであって修了証明のようなディグリーは要らないという人もいらっしゃると思います。私達としては両方のニーズ・ウォンツに応えたい、ディグリーありきの旧来の「学校」では提供する学びの自由度が低くなると考え、株式会社設立を選択しました。
八王子市		産業界と密接に連携した大学大学院設置のため。
福岡県・福岡市		本学は、特例措置番号 816「学校設置会社による学校設置事業」及び特例措置番号 832「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」を活用し、平成 19 年 4 月に開学しました。後者の特例措置番号 832 は平成 26 年 4 月より全国展開されましたが、開学当時の大学教育における現状として、IT を活用した教育環境の整備は諸外国と比べて遅れが指摘されており、既存の伝統的な通信教育課程における授業の実施方法やスクーリングのための施設を要する設置形態に対し、課題があると認識していました。親会社であるソフトバンクグループは、IT 関連事業を中心とする世界最大のファンドを運用していますので、成長産業である IT 分野の人材育成を行うとともに、社会における教育格差の是正を目指し、新しい設置形態による高等教育機関の改革に高い意欲を抱いて、株主及び地方公共団体による賛同

の下、学校運営を担う会社の設置とともに大学を立ち上げました。以上の趣旨を背景に、大学設置に当たっての初期投資として、①校地・校舎の自己所有を要しないことや、②校舎等の施設の面積が設置基準によらないことなど、特例措置による規制緩和を受けられた点が株式会社立の学校設置の大きな理由になったと考えております。

学校法人設立と比較した株式会社立学校設置・運営のメリットや効果等

<個別の回答>

千代田区	A 大学 大学院は、教員も運営スタッフも、予備校部門とは完全に分かれた組織になっています。教員組織は実務家教員（主に、国税庁出身）と研究者教員とが協力し合って、論文指導方法の改善やFD活動を進めています。学校法人とするか株式会社形態とするか、は大学院だけを考えれば、大きな違いはないように思えます。もっとも、学生募集においてLECブランドが武器になっていると感じることも多く、わざわざ別法人を設立する意義を感じない、というのが正直な感想です。コロナ禍におけるオンライン授業への移行に際して、予備校部門のノウハウ活用、企業内の他部署からの支援を受けることができたことを考えると、今後も、何かしらの大きな外部要因・障害が起きた際にスムーズに対応できるためには、現状の株式会社設立のままだと良いとも考えます。 B 大学 ・設置会社が他教育事業を多数展開しているため、これと連携し時流を即時的に反映したカリキュラム提供や学発プロダクトの開発を行うことができる。 ・産業界と密接に連携しながら、株式会社ならではの考え方や文化を学校経営や教育内容に反映できている。 C 大学 一般論として、自由で民主的な国家において、株式会社は経営の自由度が高いため、成長意欲や改善意欲が高い人にとって働きやすく、魅力的な組織形態であります。それは教育サービスという業界においても不変であり、主要な顧客であるビジネスパーソンのために、ビジネスの最前線における最新の情報・ファクトをベースとした、より良い教育を提供したいと願う人財を採用しやすいメリットがあると考えております。 たとえば、経営者向け勉強会のための資料を大学や大学院で使うというように、資産としての教育コンテンツやオンライン教育のためのプラットフォーム・ソフトウェアをすべての事業で共有できております。
八王子市	・設置会社が他教育事業を多数展開しているため、これと連携し時流を即時的に反映したカリキュラム提供や学発プロダクトの開発を行うことができる。 ・産業界と密接に連携しながら、株式会社ならではの考え方や文化を学校経営や教育内容に反映できている。
福岡県・福岡市	本学の場合は、ソフトバンクグループが100%株主ですが、親会社とそのグループ企業とのシナジーを発揮することによって、IT分野での教育事業の展開において相乗効果を生み出しています。実際、大学運営のために独自開発した教育システムやその運用ノウハウを企業や教育機関向けに販売提供し、広く社会に還元することで、教育事業外の収入を得ることもできています。学校法人の場

合では、付随事業及び収益事業を行うに当たって文部科学省への事前相談が求められ、収入規模の制限もありますが、株式会社であれば新規の事業展開やそれに伴う資金調達を比較的柔軟且つ迅速に行えることも大きな利点といえます。国の基金や助成金等に頼らずとも、学校設置会社の経営理念に沿って、デジタル人材育成を目的とした理系学部の新設や拡充を主体的に計画することが可能であり、株式会社の運営を担う経営陣であるからこそ、民間企業（産業界）の人材ニーズに対する理解に基づく、教育内容を今後も充実・強化できると考えています。

なお、本学では、主たる事業である大学教育の質保証に努めることが経営上の重要課題と認識していますので、得られた利益は、教職員の体制強化を目的とした人件費へ充当するだけでなく、教育研究経費への増資により、教育内容の改善や学生への還元を更に進めていく方針です。その他、令和2年度にコロナ禍で最初の緊急事態宣言が発出された際、対面授業が困難となった大学・短期大学に対して、本学のeラーニングシステム「Cloud Campus」を最大1年間（令和3年3月末まで）無償提供することを即座に決定しました（<https://www.cyber-u.ac.jp/information/y200331.html>）。同年には、年8回に渡って「オンライン授業活用のためのワークショップ」を主催し、本学以外の教育機関の教職員向け（全国40大学以上からの参加）に技術的なノウハウを共有・支援しています。これも株式会社ならではの機動的な意思決定によって実現できたことであり、非常時にあった他校の教育活動を救済し、オンライン教育の発展に資する効果をもたらしています。

学校法人設立の支障となっている点やデメリット等

<個別の回答>

千代田区	A 大学 法人設立にあたって、多額の自己資金が必要となる点が一番のデメリットと感じます。当社は全国で約30校の教室を展開していますが、水道橋校の一部を除いて、すべて賃貸であり、所有はしていません。教育の本質は設備にあるのではなく、教える中身（カリキュラムや教材）や教員の質をいかに高めていくか、が重要です。投資を不動産向けではなく、教材開発や講師の研修・新規採用へ向けるためには、株式会社形態のほうがやりやすいと考えます。 B 大学 支障：学校法人化に係る資金調達／デメリット：柔軟で迅速な学校運営が難しくなる懸念がある。 C 大学 特にございません
八王子市	支障：学校法人化に係る資金調達／デメリット：柔軟で迅速な学校運営が難しくなる懸念がある。
福岡県・福岡市	「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」第一の二（四）の定めにおいて、学校法人を設立する際、校地及び校舎が借用の場合には、開設年度から完成年度までの4年間の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること、尚且つ同審査基準第一の一（二）イでは、開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証のある借用が必要とされています。教育研究への支障がないように、継続的且つ安定的な学校経営を行うための基盤として、以

上のような校地及び校舎に関わる資産要件があると認識しています。この趣旨は理解できるところであります。本学の場合は、平成 26 年 4 月より全国展開された「大学通信教育設置基準」第九条の 2（旧特例措置番号 832）に基づき、インターネットを利用して教室以外の場所のみですべての授業を実施しているため、本要件に関して明確な必然性を見出すことが困難です。

学校法人化することで、税制上の優遇措置や経常費補助金を得られることになるとしても、開設時に必要な寄附金収納のために多額の資金調達を行うことは現実的ではありません。学校設置会社としての利点と弊害はありますが、本学では大学運営に関して株主からの理解を十分に得られており、利点の方が大きい。ため、現行法令の枠組みの中で学校法人化することは特に考えておりません。

学校法人として学校設置・運営が可能であるとした場合、株式会社設立とどちらが好ましいか

<個別の回答>

- | | | |
|---------|------|--|
| 千代田区 | A 大学 | 学校法人化のメリットの 1 つに、補助金を受け取ることができる点があります。もっとも、大学院単独はそれほど規模も大きいわけではないので、補助金がないと運営できない、というほどの切実さはありません。最近ではオンライン授業が主になってきていることから、不動産取得・建て替え・設備刷新などの投資はあまり重要ではなくなっています。下記に挙げた、学校法人における意思決定プロセスの複雑さ、というデメリットを考えると、株式会社設立の方が好ましいと考えます。 |
| | B 大学 | 株式会社設立での運営が好ましい。 |
| | C 大学 | 特にございません |
| 八王子市 | | 株式会社設立での運営が好ましい。 |
| 福岡県・福岡市 | | 上記のとおり、本学としては学校法人として学校設置・運営が可能であるとした場合でも、既に 15 年以上に渡って事業継続してきた株式会社立の大学であることの利点を活かした学校運営を行うことによって、教育・研究上あるいは経済的・社会的効果を更に高めていく方が好ましいと考えております。 |

学校法人関係の制度の問題点、改善策等

<個別の回答>

- | | | |
|------|------|---|
| 千代田区 | A 大学 | 学校法人の意思決定プロセスが会社法とは大きく異なっている点が一番の課題です。教学面では、学長の権限強化が進められていて、法律上は教授会（大学院では研究科委員会）が諮問機関とされていますが、実際には、学長と教授会・研究科委員会とで意見が対立する構図もあると聞いています。そもそも、1 つ 1 つのカリキュラムでは「学問の自由」の観点から、教授の裁量が広がっています。経営面においては、理事長や理事会の権限濫用を防止する観点から、評議員会の権限強化が進められています。会社法上の機関設計に当てはめると、理事長・理事会が社長・取締役会、評議員会は株主総会に当たる役割とされます。そして、オーナー会社では経営者＝株主となっているところ、LEC では株主と経営が一致しており、意思決定の迅速化が図られています。これに対し、学校法人の場合、評議員会は理事会とは全く異なる構成が予定されているので、経営面での意思決定が複雑化する懸念があります。 |
|------|------|---|

- B 大学 特になし
- C 大学 本来であれば顧客である学生のニーズ・ウォンツと向き合って、もっとスピード感を持って、自律的・自発的にカリキュラムや事業運営を改善すべき大学法人があるにも関わらず、様々な助成や税制上の優遇措置を頼りにして、何とか存続している法人がもしかするとあるのではないかと考えております。
- リアルに通学し、ディグリー（学位）を得ること前提とする大学が専業学生・社会人学生にとって魅力的だった時代から、コロナ禍によって、オンライン教育のメリットが認識され、普及・定着した時代に変化しました。Udemy や Schoo をはじめ国内外の学位を前提としないプラットフォーム、学位取得にもつながる修了書発行なども行う MOOCs など、「教育業界の多様性」≡「学ぶ側の選択肢の多様性」は日々高まっています。当大学が学校法人ではないため、実体験を持った制度の問題点や改善策のご提案は無責任になるのでコメントを差し控えますが、一般論として、学校法人設立や株式会社立といった形態に関わらず教育機関同士の連携はもちろん、顧客である学生の立場に立って教育業界を超えたネットワークの構築が効果的と考えます。

八王子市	特になし
福岡県・福岡市	株式会社であれば、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のための経営努力を通じて、社会経済の発展に寄与することを株主やステークホルダーへ約束することは当然の責務です。また、得られた利益から相当額の法人税を納めており、社会に還元しています。他方、学校法人の場合は、公共性のある非営利の活動として教育活動収入に対し基本的に課税がされず、国民の税金を原資とした私立大学経常費補助金が交付されています。本来、教育研究の維持向上や学生の経済的負担の軽減、経営の健全性向上に資すべき補助金のはずですが、不正使用に対する罰則規定等が既に整備されていながらも、私立学校の経営におけるガバナンス上の様々な課題が昨今も一部で露呈しています。補助金収入だけでなく、寄附金収入における税制上の優遇措置もあるならば、相応の厳格な制度設計が不可欠であり、今後の私立学校法の改正等により、学校経営に関する情報公開、透明性の確保、けん制機能の強化など、実効性のある措置が講じられるべきではないかと思料いたします。

<当該学校に通う学生の保護者への質問>

Q 12. 株式会社立の大学への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。

<ポイント>

株式会社立かどうかで判断するのではなく、実績、独自のカリキュラム、オンラインによる学びやすさなどの回答が見られた。

株式会社立の学校への入学を選んだ理由

<個別の回答>

- 千代田区 A 大学 株式会社立の大学院を選んだ理由という視点でのアンケート、聞き取りはしておりませんので受講相談や入試面接における志望動機などを踏まえた本学の所感として回答します。

	本学を選んだ理由として挙げられるのは、①税理士試験一部免除のための国税審議会の研究認定実績・税理士登録者数実績、②マイルストーン管理やチーム制による集団指導体制など充実した論文指導体制、③理士試験の試験勉強では得られない幅広い領域の学び（カリキュラム）、④社会人が学びやすいシステム（オンライン授業、平日夜・土日中心の時間割、休んだ場合や復習用に活用できる補講用動画配信）、⑤充実した教員陣など実績・教育内容・システム・教員といった項目であり「株式会社立だから」という理由はありません。志望者の立場では、株式会社立か学校法人立かは重要ではなく実績、教育内容、システムなどで選ばれている印象です。
	B 大学 学びたいことが学べる大学を選択しており、入学にあたり株式会社立という点に懸念は無かった。
	C 大学 本人が強く望んでいた為
八王子市	学びたいことが学べる大学を選択しており、入学にあたり株式会社立という点に懸念は無かった。
福岡県・福岡市	（回答者１）社会のニーズにより迅速に対応した教育を進められている印象がある。また、英国ダイソン インスティテュート オブ エンジニアリング アンド テクノロジーの例にあるように、社会との強い結びつきや、社会での実践に近い教育が受けられればと考えた。 （回答者２）入学の理由は、完全リモートの大学であるという点であり、株式会社立であることをあまり意識しておりませんでした。 （回答者３）学びたいことが学べると判断したため
入学後の効果等、お気づきの点	
<個別の回答>	
千代田区	A 大学 本学HPの学生の声をご参照ください。 <URL> https://www.lec.ac.jp/student/voice/
	B 大学 産業界と密接に連携したカリキュラムの受講で、学びたいことが十分に学べている様子が窺える。
	C 大学 何でも自主的、自発的に活動しているように感じること
八王子市	産業界と密接に連携したカリキュラムの受講で、学びたいことが十分に学べている様子が窺える。
福岡県・福岡市	（回答者１）オンラインでの授業ということもあり、物理的な住居地や時間に縛られずに教育が受けられることで、多様な社会経験（アルバイト等）も可能であり、実際にいろんな職種を経験することで新たな学びや、知識の活用をしている印象がある。 （回答者２）完全リモートである点に限らず、全体的な自由度が高く、継続して学習することができています。 （回答者３）株式会社立以外の大学を知らないためよくわからないが、効果についてはこれからだと思う。

<当該学校に通う学生・保護者への質問>

Q13. 株式会社が大学の設置・運営者であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、何か不安に感じることはありますか。

＜ポイント＞

・不安は感じないという回答が多く見られた。

＜個別の回答＞

千代田区 A 大学 上記の内容で学生・保護者にアンケート、聞き取りなど実施しておりませんので実態は把握しておりません。

本学の場合は、学生の平均年齢が 40 歳であり社会人であることから学費の負担も大部分が本人負担となっています。学生から設置会社の経営面に関する問い合わせ、照会については開学から現在までありません。

B 大学 特になし

C 大学 無事に就職ができるのか心配

八王子市 特になし

福岡県・福岡市 (回答者 1) 株主価値の最大化という観点から短期的な収益に重点が置かれがちになることは、中長期的な視点が重要な教育という観点で違和感があるのは否定できないが、だからと言って不安に感じるということではない。どこで学ぶかではなく、やはり何を学ぶかが重要であろう。その意味でも、むしろ、上述したダイソンの例のように、より自由な発想で既存の大学法人ではできない試みができればよいと思う。

(回答者 2) (不安に感じることは) 特にございません。

(回答者 3) 不安に感じることは一切ない。

以降は、平成 29 年 1 月 27 日付で内閣府と文科省の連名で発出した「構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（以下、「通知文書」という。）に基づいた設問となります。当該文書を別紙 1 にて添付いたしましたので、それをご覧になりながらご回答願います。

※大学は非該当

＜地方公共団体への質問＞

Q14. 通知文書の存在を知っていましたか。知らなかった場合は、なぜ当該文書の存在を知らなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。

あてはまるものを 1 つだけ選択

1. 知っていた

2. 知らなかった

認定地方公共団体	通知文書の存在	具体的な理由（「2. 知らなかった」）を回答した場合のみ
千代田区	1. 知っていた	—
八王子市	1. 知っていた	—
福岡県・福岡市	1. 知っていた	—

＜地方公共団体への質問＞

Q15. 平成29年1月に構造改革特別区域法基本方針（以下、「基本方針」という。）を改正し、構造改革特区法（以下、「構造特区法」という。）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体（以下、「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、審議会等の役割等について明確化を図りました。それを踏まえ、通知文書「第二 留意事項2」のとおり、構造特区法を所管する国においても、認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況を、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告することとしています。審議会等の直近の運営状況についてご記入ください（公表資料の添付でも可）。

記入 必須 事項	開催状況（最低でも直近3回程度の開催状況がわかるもの）	
	千代田区	設置していない。
	福岡県・福岡市	非該当（本改正内容について、大学を設置する場合は対象外のため、非該当。以下、Q20・21・24・25の一部を除き、同じ。）
	議事項目	
	福岡県・福岡市	非該当
	認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘	
	福岡県・福岡市	非該当
上記以外に、特筆すべき事項があればご記入ください。（自由記述）		
<個別の回答> 八王子市 本市では、認定から現在に至るまで、構造特区法第12条第8項に規定する認可及び命令の事案が生じていないことから、審議会等を設置した実績はない。また、内閣府への報告について、通知文書「第二 留意事項2及び5（2）」では、当該特区認定を受けて設置する学校が大学の場合は対象外となる旨が示されており、本市が設置する学校は大学に該当することから、報告は行っていない。		

<地方公共団体への質問>

Q16. 審議会等が適切に機能するために工夫している点についてご記入ください。（自由記述）

<個別の回答>	
八王子市	特になし (上記Q15で回答したとおり、審議会等を設置した実績はないため、工夫した事例はない)
福岡県・福岡市	非該当

<地方公共団体への質問>

Q17. 通知文書「第一 改正の概要1（2）」のとおり、認定地方公共団体は、次の「1」又は「2」の措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこととされています。また、通知文書「第二 留意事項3（1）」のとおり、認定を受けた後も、適切

な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされています。講じている措置の番号を以下から選択してください。

あてはまるものを選択

1. 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置（Q18へ）
2. 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結（Q18へ）
3. どちらの措置も講じていない（Q19へ）

認定地方公共団体	回答
千代田区	3. どちらの措置も講じていない（Q19へ）
八王子市	3. どちらの措置も講じていない（Q19へ）
福岡県・福岡市	非該当

<地方公共団体への質問>

※Q17で「1」又は「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q18. Q17で回答した措置のほかに、適切な指導監督体制を確保するための措置を講じていますか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。（自由記述）

<地方公共団体への質問>

※Q17で「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q19. なぜどちらの措置も講じなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。（自由記述）

<個別の回答>

千代田区	留意事項に記載されている措置は大学においては対象外であり必ずしも必要な措置ではなく、四半期毎の報告等で適切な指導監督体制は確保されているため。
八王子市	本設問で挙げられている措置は、基本方針 特例措置の内容11において、当該特区認定を受けて設置する学校が大学の場合は対象外となる旨が示されており、本市が設置する学校は大学に該当することから、措置を講じていない。
福岡県・福岡市	非該当

<地方公共団体への質問>

Q20. 通知文書「第二 留意事項3（2）」のとおり、認定地方公共団体は、構造特区法第12条第3項の業務状況書類（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）の確認を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が構造特区法12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこととされています。適切に把握・指導監督していますか。

あてはまるものを1つだけ選択

1. 把握・指導監督している（Q21へ）

2. 把握・指導監督していない

認定地方公共団体	実施状況	具体的な理由（「2. 把握・指導監督していない」）を回答した場合のみ）
千代田区	1. 把握・指導監督している	—
八王子市	1. 把握・指導監督している	—
福岡県・福岡市	1. 把握・指導監督している	—

<地方公共団体への質問>

※Q20で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q21. 構造特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うために、業務状況書類の確認方法やタイミング等、年間を通してどのような取組を行い、把握しているのでしょうか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。（自由記述）

<個別の回答>

千代田区 四半期毎に業務状況書類等の提出とともに経営状況等の報告を受けている。

八王子市 学校設置会社と締結している協定により、決算期毎に公認会計士による監査を受けること、そして、毎決算期の決算書及び四半期ごとの経営状況報告書を市に提出することを規定しており、これらの取組により、経営状況を把握している。

福岡県・福岡市 概ね3カ月に1度のペースでサイバー大学と定例会議を開催し、学生募集状況や財務状況等に関する事業報告書、貸借対照表、損益計算書等の書類の提出及び口頭での報告を受け、意見交換を実施し、経営状況の把握に努めている。

そのほか、年に1回程度、本店（福岡キャンパス）や東京オフィスの現地視察を実施している。現地視察時等には、学長との面談を行い、経営状況や学生募集、学生の育成等に関する方針について聞き取りを行っている。

なお、本市がサイバー大学の経営状況を把握するため、サイバー大学に対し定期的に経営状況報告書を提出することを義務付けた協定を両者で締結している。

<地方公共団体への質問>

Q22. 通知文書「第二 留意事項3（3）」のとおり、認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により、学校設置会社の役員が構造特区法第12条第2項第2号及び第3号に規定する要件（以下、「役員要件」という。）を満たしていることの確認することとし、役員の交代の都度、役員要件を満たすこととされています。学校設置会社の役員要件を適切に確認するとともに、役員交代の都度、役員要件を満たしていることを確認していますか。

あてはまるものを1つだけ選択

1. 確認している（Q23へ）
2. 確認していない

認定地方公共団体	確認状況	具体的な理由（「2. 確認していない」）を回答した場合のみ）
千代田区	1. 確認している	—
八王子市	1. 確認している	—
福岡県・福岡市	非該当	

＜地方公共団体への質問＞

※Q22で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q23. 役員要件を満たしていることの確認はどのような方法をとっていますか。また、役員交代をどのように把握されていますか。具体的な方法及び工夫点についてご記入ください。（自由記述）

＜個別の回答＞

千代田区 学校設置会社からの連絡、または、四半期毎の業務状況報告の際に確認し、履歴書等の提出を受けている。

八王子市 （役員要件の確認方法）

役員の経歴（大学教員としての実務経験や学位の取得状況など）等の情報を基に、確認している。

（役員交代の把握方法）

学校設置会社との定期建物賃貸借契約書において、代表者等の商業登記事項に変更があったときは、市に届け出る旨を規定しており、同社からの届出により、役員交代の把握を行っている。

福岡県・ 非該当

福岡市

＜地方公共団体への質問＞

Q24. 通知文書「第二 留意事項5（1）」のとおり、構造特区法12条第3項に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等（以下「業務状況書類等」という。）のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法（平成17年法律第86号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業が具体的に明らかになるようにすることとされています。

事業報告書において、当該事項が記載されていますか。

＜記載事項＞

- ・ 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ・ 学校の経営に必要な財産等の状況

あてはまるものを1つだけ選択

1. 記載されている
2. 記載されていない

認定地方公共団体	記載状況	具体的な理由（「2. 記載されていない」）を回答した場合のみ）
千代田区	1. 記載されている	—
八王子市	1. 記載されている	—

福岡県・福岡市	1. 記載されている	—
---------	------------	---

<地方公共団体への質問>

Q25. 通知文書「第二 留意事項5(1)」のとおり、学校設置会社において適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、先述した業務状況書類等を、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこととされています。

現在の情報公開の状況について、情報公開の方法及び掲載ページ等をご教示ください。(自由記述)

<個別の回答>

千代田区 (1) LEC 東京リーガルマインド大学院大学

LEC 東京リーガルマインド大学院大学ホームページ

教育研究活動に関する情報公開

<https://www.lec.ac.jp/about/public.html>

株式会社東京リーガルマインドホームページ

設置会社概要

<https://www.lec.co.jp/profile/>

(2) デジタルハリウッド大学

株主総会にて毎年事業報告書を提出

また、以下 URL の⑩財務情報にて公開

<https://www.dhw.ac.jp/profile/information/>

(3) ビジネスブレイク・スルー株式会社

ホームページで公表

<https://www.bbt757.com/ir/>

八王子市 学校設置会社のホームページにおいて、自社の財務状況を公開している。

(掲載URL) <https://www.dhw.ac.jp/profile/information/>

福岡県・ 学校設置会社のホームページに掲載されている。

福岡市 <https://pro.cyber-u.ac.jp/report/>

※認定地方公共団体が設置する審議会等での報告は、非該当。

<地方公共団体への質問>

Q26. 業務状況書類等について、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

認定地方公共団体	報告状況	具体的な理由(「2. 行っていない」)を回答した場合のみ)
千代田区	2. 行っていない	審議会を設置していないため
八王子市	2. 行っていない	特になし

		(上記Q 1 5で回答したとおり、審議会等を設置した実績はないため、報告事例はない)
福岡県・福岡市	非該当	

※「１」を回答した場合は、直近で報告を受けた際の関係資料及び審議会の開催状況がわかる資料をご提供ください。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

⑤関係府省庁による調査結果【審議事項】

令和4年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	文部科学省
2. 特例措置番号	816
3. 特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	学校設置会社による学校設置事業の実施状況、学校設置会社の経営状況、学校設置会社による設置された学校における教育活動
② 調査方法	書面による調査(アンケート及びデータ収集) ※調査対象の一部に対して、実地調査やオンラインヒアリングを実施。
③ 調査対象	学校設置会社(学校設置会社が設置する小学校、高等学校、大学(大学院を含む)を含む)、認定地方公共団体、当該認定地方公共団体が所在する都道府県、旧認定地方公共団体、旧認定地方公共団体が所在する都道府県、学校法人化した元株式会社立学校
④ 調査の実施時期	書面調査: 令和4年12月に調査票配布、令和5年2月に調査票回収 実地調査: 令和5年1月から3月にかけて実施 オンラインヒアリング: 令和5年2月から3月にかけて実施
	1. 学校経営面 高等学校以下については、直近5年間で学校部門の収支状況が赤字の学校は約25%であり、過半数の学校が定員充足率が60%未満となっている。また、本制度開始から約20年の間に高等学校は28校中3校が廃校(11%)し、9校が学校法人立化(32%)しており、安定性・継続性に大きな懸念があると言わざるを得ない上に、今後の少子化の影響(15年後の15歳人口は令和4年度比で25%減)を踏まえれば、これが一層深刻なものとなることが懸念される。 大学については、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校(71%)が学校の廃止や学部の廃止、学校法人立化に至っており、新設校もない状況が続いている。また、定員が未充足の学部・研究科は今も存在している。 学校法人立化については、大学は7校あったうち2校(29%)で行われた。高等学校以下では、これまで設置された32校のうち10校(31%)が学校法人立化しており、現存する19校の株式会社立学校のうち、学校法人立化に向けた準備を始めている、もしくは学校法人立化を念頭に自治体と相談をしている学校が6校(32%)ある。 (1) 経営状況 ○ 高等学校以下 ・小学校及び高等学校において、直近5年間で約25%が学校部門の収支が赤字となったことによる補填を受けている。 ・高等学校においては、今までに開校している28の学校のうち、平成29年度末に2校、令和2年度末に1校が廃校したことから廃校率が11%となっており、また、これまでに9校が学校法人立化(32%)していることを踏まえれば、高等学校以下の学校においても、安定性・継続性の観点で課題がある。 ・高等学校における教員の年間給与について、株式会社立の高等学校においては、常勤講師の年間給与の平均額が学校法人立学校の専任教員の年間給与の平均(約837万)の2分の1以下となっている例がみられる。経営状況の改善のために、業務のICT化や人件費の削減等に取り組んでいる学校も複数みられるが、特に人件費の削減については、教育の質への影響が懸念される。 ○ 大学 ・大学においては、平成20年度まで7校あった株式会社立大学のうち、1校は開校3年目に学校の経営を断念し廃校、2校は学校法人立化している。なお、現在までこの他に新設の株式会社立大学は無い。加えて、残り4校のうち1校は学部を廃止し、在籍学生の学修機会の確保に係る対応が行われた。また、他の1校も2学部のうち1学部が廃止された。法人全体の経営効率化等のため、学校設置事業において収支状況が悪い場合には、当該事業が簡単に廃止され得ることが明らかになっており、教育の安定性・継続性の面から問題がある。 ・学校部門の収支状況に関し、教育研究への利益の還元が十分な状況でない。また、学校運営のために株式発行や社債発行を行うものは無く、株式会社立のメリットが十分に活用されているわけではない。

(2) 定員充足の状況

・令和4年度の各学校の定員充足状況について、高等学校以下の場合、過半数の学校が定員充足率60%未満となっており、特に4校ほどは同30%未満と大幅な定員割れとなっている。

・大学の場合、1校は学部の入学定員充足率が50%を下回る定員割れをしており、加えて、当該校は調査対象とした5年間にわたって入学定員未充足の状況である。また、他の1校も大学院の入学定員が充足しない状況が続いている。

(3) 株立学校の学校法人立化

・現在、学校法人立化に向けた準備を始めている、もしくは学校法人立化を念頭に自治体と相談をしている学校が6校(小学校2校、高等学校4校)ある。

・学校法人立化のメリットとしては、税制上の優遇措置や国からの経常費補助を受けられる点等が挙げられる。学校法人立化のデメリットとしては、学校法人立への移行に必要な要件を満たすために係るコストや財産処分に係る制限等が挙げられている。

・学校法人立化した学校からは、実際のメリットとして、学校法人立化による財務基盤の安定化や、社会的信頼を得られやすいこと、都道府県からサポートを受けられるようになったこと、区域の制限なく通信制高等学校の面接指導実施施設を開設できること等も挙げられており、引き続き、学校法人立化を希望する学校に対する支援を行う必要がある。

2. 教育研究面

高等学校については、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動に該当する例をはじめとして、添削課題を択一式や短答式のみとしている例や添削指導で解説を付さない例、当該教科の教員免許状を有していない教員が面接指導を行っている例、学習指導要領で定める面接指導の時間数を満たしていない例、多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免について、実時間減免等の不適切な運用を行っている例、試験問題が全て選択式であったり、添削課題の抜粋であったりする例、学習が終わっていない中に試験を実施する例、図書室など校舎に備えるべき施設が設けられていない例などの法令違反や不適切な教育活動等の事例が多く見られた。

大学については、教育研究経費の収入に占める割合は最大でも2割程度であり低い状況(大学全体の平均は40.4%)。また、認証評価において1校は不適合との評価を受けている上、他の1校についても1専攻は不適合とされその後廃止、もう1専攻も不適合の後、複数回を経て適合との評価を受けている。教員の雇用形態についても2校が不適切な状態にある。このように、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られた。

(1) 高等学校以下

① 添削指導、面接指導及び試験について(高等学校関係)

・添削指導の不適切な事例として、添削課題が択一式や短答式のみで構成されている科目がある例、添削指導が正誤判定の記載のみで、解説等が書かれていない例、総合的な探究の時間について添削指導が実施されていない例等が見られた。

・面接指導の違法・不適切な事例として、当該教科の教員免許状を有していない教員が面接指導を行っている例、面接指導時間の中で試験を実施しているため、学習指導要領で定められている面接指導時間を満たしていない例、教科・科目の面接指導の一部を特別活動と兼ねるという制度上認められていない運用をしている例等が見られた。

・多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免について、学習指導要領等に反した不適切な事例として、実時間減免を行っている例、複数のメディアを使わず8割の減免を行っている例、メディアを視聴した感想のみを提出させ、学習成果を確認していない例等が見られた。

・試験の違法・不適切な事例として、特区の域外の学習等支援施設で試験を行っている例、試験を全く行っていない教科・科目がある例、試験問題が全て選択式である(一部の教科・科目を含む)例、試験問題が添削課題からの抜粋である例、夏などおよそ一年間の学習が終了しているとは考えられない時期に単位認定試験を実施している例等が見られた。

② 施設について

・高等学校について、高等学校通信教育規程第9条の規定により、通信制高等学校の校舎には、教室のほか、図書室や保健室、職員室を備えなければならないが、これらの施設が設けられておらず、法令違反状態となっている例が見られた。

③その他の課題

・高等学校通信教育規程第4条の3に基づき、通信制高等学校は、「通信教育実施計画」(各年度における添削指導・面接指導・試験等の年間計画やその実施予定内容等を記載した体系的な計画)を策定し、生徒に対してあらかじめ明示しなければならないが、これを明示していないと回答した学校が8校(全ての株式会社立通信制高等学校の50%)あった。

・免許外教科担任の許可は、取りうる手段を尽くしても、ある教科の免許状を保有する教員が採用できない場合の例外的な措置として認められるものであるが、複数の教員が複数年継続して同一の教科について当該許可を受けている実態があった。

(2)大学

・教育と研究とが大学の重要な役割であるにもかかわらず、教育研究経費の学校運営にかかる収入に占める割合(教育研究経費比率)は全ての株式会社立大学で最大でも2割程度(令和3年度)であり、大学法人全体の平均(40.4%)を大きく下回る状況。また、研究室や研究設備、図書館等の施設が「他の大学と比較して十分といえない」という意見も寄せられている。

・認証評価において、1校は機関別認証評価(平成22年度)及び専門職大学院に対する分野別認証評価(平成21年度、26年度、令和元年度)ともに不適合との評価。機関別認証評価については平成29年度も不適合とされ、指摘事項について未だ十分な対応が取られていない状況。別の1校は分野別認証評価において、ある専攻は不適合(平成24年度、26年度追評価)とされ、その後専攻を廃止、別の専攻についても平成30年度の評価まで不適合とされ、令和元年度の追評価で適合。このように、一部の大学で教育研究活動やガバナンス等に課題のある状況が続いている。

・大学が直接雇用せず、いわゆる業務委託契約を締結している者は、教員には当たらない旨を周知しているが、2校が業務委託契約を締結した者を専任教員としており、問題がある。教員人件費についても、平均月給額の水準がごく低位に留まっているとみられる大学があり、また、専任教員でありながら大学での勤務日数が2日以下の者が多数存在するなど、専任教員とされる各教員が専任性を充足しているか、必ずしも明らかではない大学がある。このように、教育研究の質を確保する観点から教員の雇用形態、勤務状況が適切とは言えない状況がある。

・ある大学は、文部科学省より教育研究や学校設置会社の運営に係る問題点について学校教育法第15条第1項の規定に基づく初の勧告が行われ、現在においてもこれが唯一の例となっている。

3. 認定地方公共団体における管理体制

小学校及び高等学校を設置認可する19認定地方公共団体のうち、5自治体(26%)において特区法で義務づけられている株立学校の評価結果の公表を行っておらず、学校評価において株式会社の経営状況の確認を行っていない例も見られた。また、平成24年の是正措置や平成29年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制の確保が求められてきたにも関わらず、14自治体(74%)では担当者に教育事務経験者が含まれておらず、適切な指導監督が困難となっている実態が見られた。

(1)高等学校以下

・19認定地方公共団体のうち、5自治体(26%)については、株立学校の設置を行う際に明確な基準を設けていなかった。また、5自治体(26%)が特区法で義務づけられている学校評価の結果の公表を行っていないかった。

・19認定地方公共団体のうち、14自治体(74%)において、株立学校の事務を扱う担当者に教育事務経験を有する者が含まれていない状況となっていた。特に高等学校については、80%の認定地方公共団体において、高等学校教育関係事務経験者の配置も指導監督についての都道府県との協定の締結もなされていなかった。

(2)大学

・特区計画上では認定地方公共団体自身が「近隣所在の大学等の転入学に関する情報収集、協力要請」に努めることとしている一方、大学との協定書では、実際のセーフティネットの整備に向けた事務は大学が独自に行うこととしている例等が見られ、実際の事例においても、学生の通学に係る時間的負担や肉体的負担が大幅に増加する問題が生じた例や、認定地方公共団体が学生の教育環境の確保という面での積極的な対応をとらなかった例があり、確実な学生保護を行う観点から、セーフティネットの実効性に懸念がないとは言えない状況がある。

4. 本特例措置の全国化に係る認定地方公共団体等の見解

本特例措置の全国化に係る意見について、認定地方公共団体においては、半数以上の自治体が「現時点ではわからない」と回答し、「引き続き検証が必要」とする意見のほか、学校の安定性・継続性の確保の観点から「全国化すべきでない」とする意見が複数あった。また、認定地方公共団体が所在する都道府県においては、約4割が「全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要」とし、残りの約6割が「現時点ではわからない」と回答。

		(1) 高等学校以下 ・特例措置の全国化について、有効回答が得られた16認定地方公共団体のうち、半数以上にあたる9自治体(56%)が「現時点ではわからない」と回答しており、4自治体(25%)が「全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要」、2自治体(13%)が「全国化すべきである」、1自治体(6%)が「全国化すべきでない」と回答している。 ・特例措置の全国化について、認定地方公共団体の所在する12都道府県のうち、5自治体(42%)が「全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要」、7自治体(58%)が「現時点ではわからない」と回答しており、「全国化すべきである」又は「全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要」と回答した自治体はなかった。 (2) 大学 ・特例措置の全国化について、現在も大学が設置されている認定地方公共団体のうち、2団体は「全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要」、1団体は「わからない」と回答。また、大学の廃止等が行われた自治体では、3団体が「全国化すべきでない」、8団体が「わからない」と回答。「全国化すべきである」と回答した団体はなかった。
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	(1) 高等学校以下 ・小学校については、これまで設置されたのは3校のみであり、うち1校は令和3年4月に開設されたばかりであることを踏まえ、引き続き検証が必要。 ・高等学校については、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動を含め違法・不適切な事例が引き続き多数見られること、平成24年の是正措置や平成29年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、株立学校に対して適切な指導監督を行うことができる認定地方公共団体の体制の確保が求められているにもかかわらず、引き続き体制が不十分な自治体が多くあることが判明した。 - さらに、廃校や学校法人立化する割合も高く、継続性・安定性の観点で懸念があり、少子化の影響によりこれが一層深刻なものとなる恐れがある。 - このような現状等を鑑みれば、本特例措置における通信制高等学校については更なる是正により運用の適正化を図る等の見直しを行う必要があると考える。 (2) 大学 ・大学については、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校が学校の廃止や学部部の廃止、学校法人立化に至っており、現在は4校のみで新設校もない状況が続いている。教育研究経費比率は最大でも2割程度であり大学全体の平均よりかなり低く、また、一部の大学は認証評価において不適合との評価を受けているなど、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られる。学校設置会社としてのメリットは生かしきれておらず、むしろ法人全体の経営効率化等のため、当該事業が簡単に廃止され得ることが明らかになっているなど、教育の安定性・継続性、質の高い教育機会の確保等の観点から懸念がある。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	⑤及び⑥を踏まえれば、本特例措置の全国化は教育の安定性や継続性、水準の確保に関して弊害をもたらさずと考える。

「学校設置会社による学校設置事業」
(特例措置番号 816)

調査結果

令和5年4月21日 文部科学省

目次

I 調査の概要	1
II 調査結果の分析	4
1. 学校経営面	4
2. 教育研究面	8
3. 認定地方公共団体における管理体制	16
4. 本特例措置の全国化に係る認定地方公共団体等の見解	20
III 今回の調査結果を踏まえた判断	25

I 調査の概要

(1) 調査方法

書面調査（アンケート及びデータ収集）、実地調査及びオンラインヒアリングにより実施。

(2) 調査対象

① 書面調査

○ 高等学校以下

- ・ 株立学校：19 校（小学校：3 校、通信制高等学校：16 校）
- ・ 認定地方公共団体：18 市町村
- ・ 認定地方公共団体が所在する都道府県：12 道県
- ・ 学校法人化した元株立学校の設置者：9 学校法人

○ 大学・大学院

- ・ 株立学校：4 校
- ・ 学校法人立化した学校：2 校
- ・ 認定地方公共団体、過去に認定を受けていた地方公共団体：18 団体

② 実地調査

- ・ 高等学校：2 校（各サポート校を含め計 4 箇所）
- ・ 大学・大学院：4 校
- ・ 認定地方公共団体：2 団体

③ オンラインヒアリング

- ・ 廃校した株立学校が所在した市区町村、都道府県：2 市、3 県

(3) 実施時期

① 書面調査

令和 4 年 12 月に調査票配布、令和 5 年 2 月に調査票回収

② 実地調査

令和 5 年 1 月から 3 月にかけて実施

③ オンラインヒアリング

令和 5 年 2 月から 3 月にかけて実施

※用語

- ・ 「株立学校」：特区法に基づく学校設置会社により設置された学校
- ・ 「学校法人立学校」：私立学校法に基づく学校法人により設置された学校

※調査結果の内容は、調査において各調査対象から報告された内容等による。

※各データの集計においては、回答が無いあるいは不備、不明確であったものを除いている。

※本調査結果は調査時点の情報に基づくものである。

(参考1) 株立学校一覧

	学校設置会社	学校	開設	認定地方公共団体
【大学】4校				
1	デジタルハリウッド株式会社	デジタルハリウッド大学(※1)	大学院:H16.4 学部:H17.4	千代田区、八王子市
2	株式会社東京リーガルマインド	LEC東京リーガルマインド大学院大学	学部:H16.4 大学院:H17.4 (学部はH25.3 廃止)	千代田区
3	株式会社ビジネス・ブレークスルー	ビジネス・ブレークスルー大学	大学院:H17.4 学部:H22.4	千代田区
4	株式会社サイバー大学	サイバー大学	H19.4 (世界遺産学部 はH31.3廃止)	福岡県・福岡市
【高等学校】16校				
1	株式会社アットマーク・ラーニング	美川特区アットマーク国際高等学校(広域通信制)	H16.9	白山市(石川県)
2	株式会社ウィザス	第一学院高等学校 高萩校(広域通信制)	H17.4	高萩市(茨城県)
3	株式会社愛郷舎	創学舎高等学校(広域通信制)	H18.2	深谷市(埼玉県)
4	株式会社コーチング・スタッフ	大智学園高等学校(広域通信制)	H18.4	川内村(福島県)
5	ブロードメディア株式会社	ルネサンス高等学校(広域通信制)	H18.4	大子町(茨城県)
6	株式会社ウィザス	第一学院高等学校 養父校(広域通信制)	H20.4	養父市(兵庫県)
7	株式会社ECC	ECC学園高等学校(広域通信制)	H20.4	高島市(滋賀県)
8	富士コンピュータ株式会社	相生学院高等学校(広域通信制)	H20.4	相生市(兵庫県)
9	株式会社 I am success.	一ツ葉高等学校(広域通信制)	H20.10	山都町(熊本県)
10	株式会社札幌自由が丘教育センター	札幌自由が丘学園三和高等学校(広域通信制)	H21.4	和寒町(北海道)
11	株式会社アットマーク・ラーニング	川崎特区明達館高等学校(広域通信制)	H21.4	川崎町(福岡県)
12	ブロードメディア株式会社	ルネサンス豊田高等学校(広域通信制)	H23.10	豊田市(愛知県)
13	株式会社エーアイイー	AIE 国際高等学校(広域通信制)	H25.4	淡路市(兵庫県)
14	ブロードメディア株式会社	ルネサンス大阪高等学校(広域通信制)	H26.4	大阪府・大阪市
15	株式会社山北学園	鹿島山北高等学校(広域通信制)	H29.5	山北町(神奈川県)
16	エネルギープロダクト株式会社	やまと高等学校(広域通信制)	R4.4	山都町(熊本県)
【小学校】3校				
1	株式会社EDURE LCA	LCA国際小学校	H20.4	相模原市(神奈川県)
2	株式会社群馬フェリーチェ学園	フェリーチェ玉村国際小学校	H27.4	玉村町(群馬県)
3	株式会社教育システム	瀬戸 SOLAN 小学校(※2)	R3.4	瀬戸市(愛知県)

※1 構造改革特区「校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業」を併せて活用し、開校。

※2 令和5年4月1日より学校法人立化したが、今回は株立学校として調査を行った。

(参考2) 株立学校として認可された後、学校法人立となった学校

	学校設置会社	学校	開設・法人化	備考
【大学】2校				
1	株式会社グロービス	グロービス経営大学院大学	H18.4 開校→H20.4 法人化	千代田区、大阪市
2	株式会社栄光	日本教育大学院大学	H18.4 開校→H26.4 法人化	千代田区
【高等学校】9校				
1	株式会社清風学園	勇志国際高等学校(広域通信制)	H17.4 開校→H22.4 法人化	天草市(熊本県)
2	株式会社朝日学園	朝日塾高等学校(H28「鹿島朝日高等学校」へ名称変更)	H19.4 開校→H23.4 法人化	岡山市

3	株式会社クラ・ゼミ	クラ・ゼミ輝(キラリ)高等学校 (狭域通信制)	H18.10 開校→H23.4 法人化	吉田町(静岡県)
4	株式会社エデュコジャパン	日々輝学園高等学校 (広域通信制)	H18.4 開校→H25.10 法人化	塩谷町(栃木県)
5	ヒューマンアカデミー学園株式会社	ヒューマンアカデミー高等学校 (広域通信制)(H26「ヒューマンキャンパス高等学校」へ名称変更)	H21.4 開校→H26.4 法人化	南木曾町(長野県) (H26 法人化後、沖縄県へ移管)
6	新教育システム株式会社	さくら国際高等学校 (広域通信制)	H17.10 開校→H27.4 法人化	上田市(長野県)
7	株式会社日本教育工房	北海道芸術高等学校 (広域通信制)	H18.4 開校→H27.4 法人化	清水町(北海道)
8	株式会社ふりーだむ	くまもと清陵高等学校 (広域通信制)	H17.4 開校→H29.4 法人化	南阿蘇村(熊本県)
9	株式会社代々木高校	代々木高等学校 (広域通信制)	H17.4 開校→R3.4 法人化	志摩市(三重県)
【中学校】1校				
1	株式会社朝日学園	朝日塾中学校(H23「朝日塾中学校・朝日塾高等学校を朝日塾中等教育学校」に移行)	H16.4 開校→H23.4 法人化	岡山市

(参考3) 廃校した株立学校

	学校設置会社	学校	開設・廃校	備考
【大学】1校				
1	株式会社LCA-I	LCA大学院大学	H18.4 開校→H22.5 廃止	大阪市
【高等学校】3校				
1	株式会社ウィッツ	ウィッツ青山学園高等学校 (全日制・広域通信制)	H17.9 開校→H29.3 廃止	伊賀市(三重県) 同校の施設を活用し、既存の学校法人立学校の分校が開校
2	株式会社文学の館	師友塾高等学校 (広域通信制)	H20.4 開校→H29.3 廃止	尾道市(広島県)
3	株式会社つくば東豊学園	東豊学園つくば松実高等学校 (広域通信制)	H20.4 開校→R2.3 廃止	つくば市(茨城県)

(参考4) 株立学校数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	3	3
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高等学校	21	21	21	21	19	19	17	16	16	16	15	16
大学・大学院	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4
合計	28	28	27	26	25	24	23	22	22	22	22	23

※各学校数はいずれも年度末時点のもの。

Ⅱ 調査結果の分析

1. 学校経営面

高等学校以下については、直近5年間で学校部門の収支状況が赤字の学校は約25%であり、過半数の学校が定員充足率が60%未満となっている。また、本制度開始から約20年の間に高等学校は28校中3校が廃校（11%）し、9校が学校法人立化（32%）しており、安定性・継続性に大きな懸念があると言わざるを得ない上に、今後の少子化の影響（15年後の15歳人口は令和4年度比で25%減）を踏まえれば、これが一層深刻なものとなることが懸念される。

大学については、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校（71%）が学校の廃止や学部の廃止、学校法人立化に至っており、新設校もない状況が続いている。また、定員が未充足の学部・研究科は今も存在している。

学校法人立化については、大学は7校あったうち2校（29%）で行われた。高等学校以下では、これまで設置された32校のうち10校（31%）が学校法人立化しており、現存する19校の株立学校のうち、学校法人立化に向けた準備を始めている、もしくは学校法人立化を念頭に自治体と相談をしている学校が6校（32%）ある。

（1）経営状況

① 学校部門の収支状況

小学校及び高等学校において、直近5年間で約25%が学校部門の収支が赤字となったことによる補填を受けている。また、以下でも述べるように、半数以上が自社及び親会社、株主等から、設立時以外にも資金の借入れによって、学校運営を行っている。大学の場合、令和3年度の学校部門の収支において赤字が生じているものは無いが、うち1校は収支がほぼ均衡している状態である。また、以下で述べるように教育研究への利益の還元が十分な状況でない。

このような状況においても、学校種に関わらず、学校設置会社の半数以上が、学校運営において赤字が発生した場合の具体的な計画の検討を行っていない。

② 大学等における廃校等の状況

大学においては、平成20年度まで7校あった株式会社立大学のうち、1校は株主であり借入れ先であった親会社の財務状況の悪化を受け、開校3年目に学校の経営を断念し廃校（平成22年度）、2校は学校法人立化（平成20年度、平成26年度）している。なお、現在までこの他に新設の株式会社立大学は無い。加えて、残り4校のうち1校は大学院を残し学部を廃止（平成24年度）し、在籍学生の学修機会の確保に係る対応が行われた。また、他の1校も2学部のうち1学部が廃止（平成30年度）された。なお、別の1校も2専攻のうち1専攻の廃止（平成29年度）、さらに別の1校もサテライトキャンパスの廃止（平成27年度）が行われている。

このように、法人全体の経営効率化等のため、学校設置事業において収支状況が悪い場合には、当該事業が簡単に廃止されることが明らかになっており、以下で述べる地方公共団体からの意見にもあるとおり、教育の安定性・継続性の面から問題があると言える。

また、高等学校においては、今までに開校している 28 の学校のうち、平成 29 年度末に 2 校、令和 2 年度末に 1 校が廃校したことから廃校率が 11%となっており、また、これまでに 9 校が学校法人立化（32%）していることを踏まえれば、高等学校以下の学校においても、安定性・継続性の観点で課題がある。さらに、今後の少子化の影響（15 年後の 15 歳人口は令和 4 年度比で 25%減）を踏まえれば、これが一層深刻なものとなることが懸念される。

③ 資金調達の状況

高等学校以下の学校の場合、自社もしくは親会社の株式発行や、金融機関からの借入れを行っており、特に毎年借入れを行う等の例もみられるところ、自社の他部門や親会社の経営状況が悪化した場合、学校教育への影響も大きくなると考えられる。

また、大学については、学校法人でも行われるように金融機関からの借入れや親会社からの繰入れは行われているものの、学校運営のために株式会社の代表的な資金調達方法である株式発行や社債発行を行うものは無かった。株式会社立のメリットとして、多様な方法で資金調達が可能であることが挙げられるが、株式会社立のメリットが十分に活用されているわけではない。

その他、授業料の値上げによる資金確保を行う学校や、特定の株主（株式会社）に偏って株式が保有されている例があった。特に、特定の株主に偏って株式が保有されている場合に、学校設置会社が当該株主による財政支援に大きく依存してしまうと、当該株主の経営状態の影響を学校が過大に受けてしまうおそれがあると考えられる。

④ 学校経営による利益の扱い（配当の状況等）

高等学校以下の学校について、学校経営から出た利益の扱いとして、学校経営に還元するほか、株主への配当とする例があり、中には、配当の具体的方針を定めていない場合が見受けられた。大学について、4 校のうち 2 校は学校部門の利益を株主配当に充当しない方針が取られているが、他の 2 校は株主配当へ充当されている。このように、学校部門の利益の扱いは、須らく教育研究に還元させるよう構築された学校法人制度とは異なり、各学校設置会社の選択に左右される状況となっている。

⑤ 小学校・高等学校における教育人件費の状況

高等学校における教員の年間給与について、学校法人立学校の専任教員の年間給与平均が約 837 万円（日本私立学校振興・共済事業団、令和 4 年度版『今日の私学財政』

（高等学校・中学校・小学校編））である一方、株式会社立の高等学校においては、常勤講師の年間給与の平均額が学校法人立学校の専任教員の年間給与の平均の 2 分の 1 以下となっている例がみられる。

広域通信制高等学校の場合、サポート校等との兼業を行う教員の場合、自社の他事業部門などから人件費を出していること等が株立の高等学校における人件費の低い要因の一つとして考えられる。他方、様々な事情を抱えた生徒が多数在籍している通信制高校においては、生徒一人一人の状況に応じてきめ細かく指導・支援を行うことが重要であり、そのためには、教職員等の指導体制を確実に確保していくことが必要であることが「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究

協力者会議（審議まとめ）」（令和４年８月２９日）において指摘されているところ、十分な指導体制整備のためには、教職員の勤務条件を適切に整えることが重要であることは言うまでもない。経営状況の改善のために、業務のＩＣＴ化や人件費の削減等に取り組んでいる学校も複数みられるが、特に人件費の削減については、教育の質への影響が懸念される。

（２）定員充足の状況

令和４年度の各学校の定員充足状況について、高等学校以下の場合、過半数の学校が定員充足率 60%未満となっており、特に４校ほどは同 30%未満と大幅な定員割れとなっている。

大学の場合、１校は学部の入学定員充足率が 50%を下回る定員割れをしており、加えて、当該校は調査対象とした５年間にわたって入学定員未充足の状況である。また、他の１校も大学院の入学定員が充足しない状況が続いている。

他方、一部には、教育研究環境の質の悪化につながるおそれのある定員超過が続いている学校もある。

（３）株立学校の学校法人立化

経営の安定化や教育の質の向上等のため、学校法人立化する例が増加している。

○令和３年度までに学校法人立化した株立学校

学校法人立化した年度	学校法人立となった学校数（計 12 校）
平成 20 年度	1 校（大学 1 校）
平成 22 年度	1 校（高等学校 1 校）
平成 23 年度	3 校（高等学校 2 校、中学校 1 校）
平成 25 年度	1 校（高等学校 1 校）
平成 26 年度	2 校（大学 1 校、高等学校 1 校）
平成 27 年度	2 校（高等学校 2 校）
平成 29 年度	1 校（高等学校 1 校）
令和 3 年度	1 校（高等学校 1 校）

現在、学校法人立化に向けた準備を始めている、もしくは学校法人立化を念頭に自治体と相談をしている学校が 6 校ある。

学校法人立化のメリットとしては、税制上の優遇措置や国からの経常費補助を受けられる点等が挙げられる。学校法人立化のデメリットとしては、学校法人立への移行に必要な要件を満たすために係るコストや財産処分に係る制限等が挙げられている。

また、学校法人立化した学校からは、実際のメリットとして、学校法人立化による財務基盤の安定化や、社会的信頼を得られやすいこと、私学共済への加入による教職員の福利厚生充実、都道府県からサポートを受けられるようになったこと、区域の制限なく通信制高等学校の面接指導実施施設を開設できること等も挙げられており、引き続き、学校法人立化を希望する学校に対する支援を行う必要がある。

(小学校：3校)

- ・学校法人化に向け、具体的に準備している：1校
- ・学校法人化の可能性を念頭に、自治体と相談している：1校
- ・学校法人化の可能性を念頭においているが、自治体との相談までは至っていない：1校

(高等学校：16校)

- ・学校法人化に向け、具体的に準備している：2校
- ・学校法人化の可能性を念頭に、自治体と相談している：2校
- ・学校法人化の可能性を念頭においているが、自治体との相談までは至っていない：4校
- ・現段階において学校法人化は考えていないが、魅力は感じる：2校
- ・学校法人化することは考えていない：6校

(大学：4校)

- ・学校法人化することは考えていない：4校

2. 教育研究面

高等学校については、平成 24 年の是正対象となった特区区域外での教育活動に該当する例をはじめとして、添削課題を択一式や短答式のみとしている例や添削指導で解説を付さない例、当該教科の教員免許状を有していない教員が面接指導を行っている例、学習指導要領で定める面接指導の時間数を満たしていない例、多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免について、実時間減免等の不適切な運用を行っている例、試験問題が全て選択式であったり、添削課題の抜粋であったりする例、学習が終わっていない中に試験を実施する例、図書室など校舎に備えるべき施設が設けられていない例などの法令違反や不適切な教育活動等の事例が多く見られた。

大学については、教育研究経費の収入に占める割合は最大でも 2 割程度であり低い状況（大学全体の平均は 40.4%）。また、認証評価において 1 校は不適合との評価を受けている上、他の 1 校についても 1 専攻は不適合とされその後廃止、もう 1 専攻も不適合の後、複数回を経て適合との評価を受けている。教員の雇用形態についても 2 校が不適切な状態にある。このように、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られた。

（１）高等学校以下

教育研究面については、平成 23 年度の「学校設置会社による学校設置事業」調査結果において、

- ・添削レポートのほとんどを多肢選択式としている例や添削に際して解説を付さない例
- ・面接指導における多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合の面接指導等時間数の免除の運用が不適切である例
- ・試験を特区区域外で行ったり、自由な成果物の提出により試験の替わりとしたり、試験問題が毎年同じであったりする例

等、不適切な学校教育活動の事例が多く見られ、平成 24 年 9 月に関係者に周知を行って、是正を求めている。

しかし、その約 3 年後の平成 27 年 12 月、三重県伊賀市に設置されていた株式会社立学校であるウィッツ青山学園高等学校の学校設置会社役員ら 3 人が、高等学校等就学支援金を不正受給していた疑いが強まったとして、東京地検特捜部が同校の設置会社や親会社など、関係先の捜索を行うという事態が発生した。これを受け、伊賀市を通じてその運営実態の確認を進める中で、ウィッツ青山学園高等学校については、就学支援金に係る問題のみならず、

- ・本校で通信教育を実施する体制がない
- ・本校はサポート校からの報告を受けるのみで、生徒の学習状況も正確に把握していない
- ・面接指導では、高校学習指導要領が示す各教科・科目の目標・内容等に照らして著しく不適切な活動が行われていた

等、次々と問題が明らかになった。

この問題を受け、文部科学省においては、平成 28 年度から所轄庁とともに、広域通信制高等学校を対象に関係法令等に基づき適切な教育活動・学校運営がなされているかを現地調査により確認する「点検調査」を行ってきたところである。この点検調査に

ついて、株式会社立通信制高等学校については1校を除き、既に一度調査済みであるが、今回の書面調査等において、過去に「当該教科の免許状を有していない者が添削指導を行っている」との指摘をしたにも関わらず、同様に高等学校通信教育における基幹的な部分である面接指導について免許外の教員が行っている例や、多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免を実時間減免にしたり、学習成果を確認していなかったりする例など、点検調査で指摘を受けてなお、依然として改善されていない学校があることも明らかになった。

① 添削指導、面接指導及び試験について（高等学校関係）

高等学校通信制課程における教育は、添削指導、面接指導及び試験により行うこととされている。これらについては、その質の担保のため、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「学習指導要領」という。）や学習指導要領解説、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定、令和5年2月一部改訂。以下「ガイドライン」という。）において考え方が示されているが、調査の結果、株式会社立の通信制高等学校において、以下のような不適切な教育活動を行っている状況が見られた。

○ 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）
（通信教育の方法等）

第二条 高等学校の通信制の課程で行なう教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

2・3 （略）

◇ 添削指導

添削指導は、面接指導と合わせて全日制・定時制の課程の授業に相当するものである。通信制の課程の学習の量と質は全日制・定時制の課程の学習の量と質と同等であることはいうまでもなく、添削課題の在り方については、マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一式の問題のみで構成される添削課題は不適切である。また、添削指導において個々の生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向とつまづきを的確にとらえ指導していくことが不可欠であることから、ガイドラインにおいて、「添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載すること」を求めているところである。

しかし、多くの学校においては、以下のような不適切な事例が見られた。

- ・ 添削課題が択一式や短答式のみで構成されている科目がある。
- ・ 添削指導が正誤判定の記載のみで、解説等が書かれていない。
- ・ 単位認定の際に学習指導要領に定める添削指導回数の受講を条件としていない。
- ・ 総合的な探究の時間について添削指導が実施されていない。
- ・ 添削指導としてアドバイスを記載しているが、誤答に対し一律のコメントとなって

おり、生徒それぞれの誤りに合わせた内容になっていない。

- ・ 添削指導が体系的なものになっておらず、生徒が任意の範囲の教材を解いたものを添削する等、生徒個人に内容が任されてしまっている。

○ 高等学校学習指導要領（総則編）（平成 30 年告示）

5 通信制の課程における教育課程の特例

(1) 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1 単位時間は、50 分として計算するものとする。以下同じ。）数の標準は、1 単位につき次の表のとおりとする。

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語，地理歴史，公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて 2～3	各教科・科目の必要に応じて 2～8

○ 高等学校学習指導要領解説（総則編）（平成 30 年告示）

添削指導は高等学校通信教育の基幹的な部分である。添削指導は生徒の学習の状況を把握し、何が理解でき、何が理解できないか、生徒の基礎学力は十分かどうか、生徒の思考の方向性をつまづきを的確に捉え指導していくことが必要である。このような観点から、添削指導に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の到達度に応じた解説や、自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載することが求められ、マークシート形式のように機械的に採点ができるような課題や、択一式の問題のみで構成される課題は添削指導としては不適切である。

また、学期当初や年度末、試験前に添削課題をまとめて提出することを可能とするような運用を行ったり、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりすることがないよう、年間指導計画に基づき、計画的に実施することが必要である。更に、指導の際には、生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答できる仕組みを整えておくべきである。

◇ 面接指導

面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、教員が生徒を直接指導する貴重な機会である。面接指導は、それまでの添削指導等を通して明らかとなった個々の生徒の持つ学習上の課題を十分考慮しながら、自宅学習を行う上で必要な基礎的・基本的知識について指導したり、その後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導することが求められる。しかし、以下のような違法・不適切な事例が見られた。

- ・ 当該教科の教員免許状を有していない教員が面接指導を行っている。
- ・ 複数の科目を1人の教員が同時に同一の教室で指導している。
- ・ 1回当たりの面接指導の時間を弾力化した結果、学習指導要領で定める面接指導の時間数が確保されていない。
- ・ 天候不順により実施できなかった面接指導を課題の提出で代替している。
- ・ 「総合的な探究の時間」の面接指導を一度も実施していない年度があった。
- ・ 面接指導をオンラインで実施することは認められていないにもかかわらず、面接指導の一部をオンラインで行っていた。
- ・ 「体育」は、入学年次とその次の年次以降で学習のねらいや内容が異なるにもかかわらず、全学年同時に同内容で面接指導を実施している。
- ・ 面接指導時間の中で試験を実施しているため、学習指導要領で定められている面接指導時間を満たしていない。
- ・ 教科・科目の面接指導の一部を特別活動と兼ねるという制度上認められていない運用をしている。

◇ 多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免

通信制高等学校では、各教科・科目又は特別活動について、ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した学習を計画的かつ継続的に取り入れ、報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められるときは、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、10分の6以内の時間を免除することができ、また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、面接指導等時間数を最大10分の8まで減免することができる。なお、面接指導等時間数を免除する際、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用（以下「実時間減免」という。）は不適切であることを学習指導要領解説及びガイドラインにおいても示している。

ほとんどの株式会社立通信制高等学校において、多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免を行っているが、以下のような不適切な事例が多くの学校で見られた。

- ・ 多様なメディアを利用した学習を指導計画に位置付けていない（一部の教科・科目等を含む）。
- ・ 実時間減免を行っている。
- ・ 生徒の実態等を考慮しないまま一律に8割の減免を行っている。

- ・ 複数のメディアを使わず 8 割の減免を行っている。
- ・ メディアを視聴した感想のみを提出させ、学習成果を確認していない。
- ・ 学習成果を確認するための視聴報告書の書き方について、“内容の正確さではなく、字数不足にならないこと”とする指導を行っている。

○ 高等学校学習指導要領解説（総則編）（平成 30 年告示）

今回の改訂では、高等学校通信教育における面接指導の重要性を踏まえ、多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間数を免除することができるのは 10 分の 6 以内の時間数までとした上で、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合であって、複数のメディアを利用する場合には、各メディアごとにそれぞれ 10 分の 6 以内の時間数を免除し、合わせて 10 分の 8 まで免除することができることとした。また、多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等時間数を免除する場合にあつては、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう十分に配慮しなければならないことを明記したものである。

（中略）

また、生徒の面接指導等時間数を免除する場合にあつては、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、十分配慮する必要がある、生徒が多様なメディアを利用して行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であることに留意が必要である。

◇ 試験

試験は、添削指導や面接指導における生徒の学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の能力の学力定着度等を測るための手段である。

平成 24 年 8 月には、構造改革特別区域推進本部で決定された本特例措置の是正措置により、試験を含めた面接指導等の特区区域内での実施を求めたにも関わらず、今回の調査により、区域外で試験を行っている例を含め、以下のような違法・不適切な事例が見られた。

- ・ 試験は特区の域内の本校又は面接指導等実施施設で行わなければならないが、特区の域外の学習等支援施設で試験を行っている。
- ・ 試験（レポート、成果物の提出等の形式を含む）を全く行っていない教科・科目がある。
- ・ 試験問題が全て選択式である（一部の教科・科目を含む）。
- ・ 試験問題が極端に少なく、試験範囲の学習成果を測ることができるものとは言い難い。
- ・ 試験問題が添削課題からの抜粋である。
- ・ 学習が全て終わっていないが、単位認定試験を行っている。
- ・ 集中スクーリングの日程に単位認定試験を含めているため、夏などおよそ一年間の学習が終了しているとは考えられない時期に単位認定試験を実施している。

② 施設について

調査対象の小学校については、いずれも小学校設置基準に規定される施設要件を満たしていた。

調査対象の高等学校について、高等学校通信教育規程第9条の規定により、通信制高等学校の校舎には、教室のほか、図書室や保健室、職員室を備えなければならないが、これらの施設が設けられておらず、法令違反状態となっている例が見られた。

なお、通信制高等学校においては、運動場や体育館を必ずしも備える必要はない。しかし、当然、「体育」の面接指導を行うにあたり、公共の運動施設を借用するなどして面接指導の実施場所を確保する必要がある。十分な運動施設が確保できていないために、「体育」の学習指導要領に定める運動の内容が実施できていなかったという事例もあった。

③ その他の課題

その他、書面調査及び実地調査により、以下の法令違反が確認された。

◇ 通信教育実施計画の未公表

高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第4条の3に基づき、通信制高等学校は、「通信教育実施計画」（各年度における添削指導・面接指導・試験等の年間計画やその実施予定内容等を記載した体系的な計画）を策定し、生徒に対してあらかじめ明示しなければならないが、これを明示していないと回答した学校が8校（全ての株式会社立通信制高等学校の50%）あった。また、明示していると答えた8校のうち、ホームページに掲載する等広く公表している学校は半数に満たなかった。

◇ 通信教育連携協力施設の学則未記載

通信教育連携協力施設（実施校の行う通信教育について連携協力を行う施設）を置く場合は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省第11号）第4条第2項に基づき、通信教育連携協力施設に関する事項を学則に記載し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条に基づき、学則の変更について認定地方公共団体の認可を受けなければならないが、学則に記載しないまま通信教育連携協力施設に当たる施設を使用していた。

◇ 恒常的な免許外教科担任制度の利用

免許外教科担任の許可は、取り得る手段を尽くしても、ある教科の免許状を保有する教員が採用できない場合の例外的な措置として、1年以内の期間に限り認められるものであるが、複数の教員が複数年度継続して同一の教科について当該許可を受けている実態があった。

◇ その他

- 高等学校通信教育規程第14条第1項の規定による情報公開の未実施
- 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第29条第2項、消防法（昭和23年

法律第 186 号) 第 8 条その他災害関係の法令に基づく避難訓練の未実施

- 学校保健安全法第 23 条第 1 項に定める学校医並びに同条第 2 項に定める学校歯科医及び学校薬剤師の未配置
- 学校保健安全法第 5 条の規定による「学校保健計画」及び同法第 27 条の規定による「学校安全計画」の未作成
- いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定による「学校いじめ防止基本方針」の未作成
- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 42 条及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 66 条第 1 項等の規定による自己評価結果の公表の未実施

（２）大学

① 教育研究経費

大学は、教育基本法においても「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し」とあり、教育と研究とが大学の重要な役割であるにもかかわらず、教育研究経費の学校運営にかかる収入に占める割合（教育研究経費比率）は全ての株立大学で最大でも 2 割程度（令和 3 年度）であり、大学法人全体の平均（40.4%）を大きく下回る状況である。

学校法人は原則として収入のすべてを、教育研究経費を含む学校運営に還元することとなっているのに対して、株式会社では、株主への配当や自社の他部門への還元など、教育研究経費以外にも収入の用途に選択肢がある。現時点で、必ずしも株主への配当や他部門への還元偏っているわけではないが、株式会社の方が教育研究経費の充実の動機付けが弱い可能性がある。

また、研究室や研究設備、図書館等の施設が「他の大学と比較して十分といえない」という意見も寄せられており、更なる教育研究への支出による教育環境の充実が求められる。

② 認証評価

法律上位置づけられた大学に係る認証評価において、4 校のうち 1 校は機関別認証評価（平成 22 年度）及び専門職大学院に対する分野別認証評価（平成 21 年度、26 年度、令和元年度）ともに不適合との評価を受けている。その後、分野別認証評価については令和 2 年に適合し認定されたが、機関別認証評価については平成 29 年度に「大学部門の監査を監査役が十分に行っていないことと、近年内部監査も行われていないこと、また評議員会も機能していないことなど、管理運営機関の相互チェックによるガバナンスが適切に機能しているとは言い難く、改善が強く求められる」こと等により不適合とされている。また、当該指摘事項については、未だ十分な対応が取られていないことが確認された。（なお、令和 3 年度までの認証評価において、機関別認証評価で不適合となる大学は全体の 0.8%、分野別認証評価で不適合となる専攻は全体の 3.3%程度。）

別の 1 校は分野別認証評価において、ある専攻は不適合（平成 24 年度、26 年度追評価）とされ、その後専攻を廃止している。当該校は、別の専攻についても平成 26 年度

に不適合とされ、平成 28 年度の追評価も不適合、平成 30 年度の評価も不適合とされた後、令和元年度の追評価で適合とされたが、教員・教員組織になお改善が必要であるとされ、その後改善報告が行われている。

このように、一部の大学で教育研究活動やガバナンス等に課題のある状況が続いている。

③ 教員の雇用、勤務

大学の教員は、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解されるため、大学が直接雇用せず、いわゆる業務委託契約を締結している者は、教員には当たらない旨を周知している¹が、2 校が業務委託契約を締結した者を専任教員としており、問題がある。

教員人件費についても、平均月給額の水準がごく低位に留まっているとみられる大学がある。また、専任教員でありながら大学での勤務日数が 2 日以下の者が多数存在するなど、専任教員とされる各教員が専任性を充足しているか、必ずしも明らかではない大学がある。

このように、教育研究の質を確保する観点から教員の雇用形態、勤務状況が適切とは言えない状況がある。

④ その他運営上の課題

ある大学は、文部科学省より再三にわたり大学における教育研究や学校設置会社の運営に係る問題点について改善に向けた指導を受けるとともに、十分な是正が行われていないことを踏まえ、文部科学省より平成 19 年に教育研究や学校設置会社の運営に係る問題点について学校教育法第 15 条第 1 項の規定に基づく初の勧告が行われた。当該規定に基づく勧告は、現在においてもこれが唯一の例となっており、他の大学に対して行われたことはない。

¹「大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について（周知）」（令和 3 年 4 月 8 日付け文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡）

3. 認定地方公共団体における管理体制

小学校及び高等学校を設置認可する 19 認定地方公共団体のうち、5 自治体（26%）において特区法で義務づけられている株立学校の評価結果の公表を行っておらず、学校評価において株式会社の経営状況の確認を行っていない例も見られた。また、平成 24 年の是正措置や平成 29 年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制の確保が求められてきたにも関わらず、14 自治体（74%）では担当者に教育事務経験者が含まれておらず、適切な指導監督が困難となっている実態が見られた。

（１）高等学校以下

① 設置認可

19 認定地方公共団体のうち、5 自治体（26%）については、株立学校の設置を行う際に明確な基準を設けていなかった。

また、ウィッツ青山学園高等学校をはじめ、認可前の学校設置会社について、理解や確認が不十分なまま認可され、適切な指導監督が取られていない例が過去に存在した。令和 5 年 2 月に行った元認定地方公共団体へのヒアリングにおいても、以下のような回答が得られ、認定地方公共団体は学校誘致の意向を強く有しており、学校設置会社との間で利害が一致しているため、認可を行うことが先行してしまう懸念があることが分かった。

- ・ 認定地方公共団体と学校設置会社との間で利害が一致しているということは否めない。
- ・ 認定地方公共団体と学校設置会社との間で利害が一致していることから、厳正な指導監督や認可にはならないと思う。
- ・ 認可を行う前に、学校を設置しようとしている会社に学校を存続させることができる資力や能力があるかどうかということについて、しっかり見極めることが大切だったと考える。

② 毎年度の評価と結果の公表

特区法において、高等学校以下の株立学校については、認定地方公共団体が毎年度の学校評価とその結果の公表を行うことが義務付けられているが、5 自治体（26%）において学校評価の結果の公表を行っていないかった。

また、学校評価において株式会社の経営状況の確認を行っていない認定地方公共団体も存在した。

なお、学校評価を毎年行っていると回答した認定地方公共団体の区域内の株立学校においても、依然として不適切な教育活動が見受けられた例もあった。このように、過去に書面調査や実地調査により文部科学省が指摘した不適切な事案が、認定地方公共団体の評価において指摘されないまま放置されている実態もあることから、認定地方公共団体による評価が機能しているとは言い難い状況もある。

○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）

（学校教育法の特例）

第十二条

- 5 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
- 6 前項の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

③ 認定地方公共団体における体制

認定地方公共団体における体制に関して、平成24年8月には、構造改革特別区域推進本部で決定された本特例措置の是正措置により、認定地方公共団体に対して学校への助言指導体制の確保についても改めて要請したところ。

加えて、本特区制度を活用して設置した一部の広域通信制高等学校において不適切な学校運営等が行われていたことが明らかになったことをきっかけに、平成29年1月27日に「構造改革特別区域基本方針」（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）が改正され、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、認定地方公共団体は、「（1）学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること」、「（2）当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること」のいずれかの措置を講じなければならないとされた。

しかしながら、認定地方公共団体においては、その多くが株立学校の教育事務に係る体制が引き続き不十分な状況にある。19 認定地方公共団体のうち、14 自治体（74%）において、株立学校の事務を扱う担当者に教育事務経験（高等学校を認可している場合は、高等学校教育関係事務経験）を有する者が含まれていない状況となっていた。特に高等学校については、公立の高等学校は都道府県が設置していることが多く、また、学校法人立の高等学校の設置認可も都道府県が行う中、80%の認定地方公共団体において、高等学校教育関係事務経験者の配置も指導監督についての都道府県との協定の締結もなされていなかった。この現状を鑑みれば、基本方針の規定に沿った運用がなされていない状況があると言わざるを得ない。

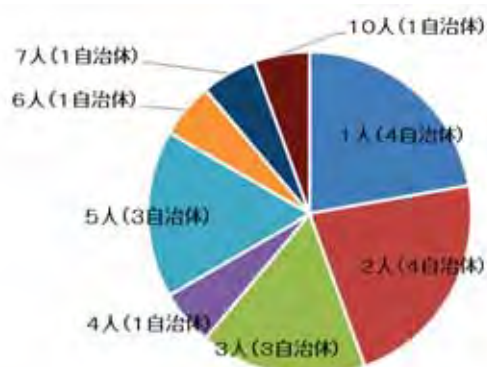
一部の自治体においては、通信制高等学校の校長経験者を非常勤として雇い、株立学校の指導監督に充てることにより、教育事務経験者の不足を補うといった工夫も見られたが、こうした状況を背景として、多くの自治体より、担当者の教育関係の知見不足や過大な業務量により、適切な指導監督が困難となっている旨の意見が出されている。

なお、大学については要件として求められるものではないが、教育事務経験のある担当者は皆無であった。

（認定地方公共団体からの意見の具体例）

- ・指導監督については、法令等の専門的知識を要するが、定期的な人事異動等や、業務の兼務等で、指導体制を構築することが困難であると感じている。
- ・専門知識・事務経験が無く、指導監督を行うにも1から調べることになり、かなりの時間を要する。
- ・公立学校についての知識や経験はあるものの私立学校の学校経営等についての知識や経験はほとんどないため、手続きや実際に指導監督を行うこととなったときにどのように行なうことが適切であるか判断に悩むことある。

〈図〉認定地方公共団体における株立学校の担当者人数



④ 都道府県からの意見

認定地方公共団体が学校設置認可や指導監督等の事務を行うことについて、都道府県からは、地域と密接した学校設置・運営が可能であることや、市町村において学校の状況を把握しやすいといったメリットがあるとの意見がある一方、認定地方公共団体における脆弱な事務体制やノウハウ不足、単一都道府県内で指導内容の統一が図られないこと等を懸念する意見も見られた。

(2) 大学

○ セーフティネットの構築

大学について、キャンパス及び学部の廃止や学校の廃止が行われたことから、在籍学生の学修機会の確保等の対応が実際に行われたところである。

認定地方公共団体においては、定期的に経営状況等について報告を受けているが、上述のとおり認定地方公共団体の担当者には教育事務経験のある者はいないため、適切な助言等が可能かどうか懸念が残る。

また、経営悪化等の際に学生の修学が確保されるよう、株式会社立大学との間で協定を結び対応方針を定めているが、特区計画上では認定地方公共団体自身が「近隣所在の大学等の転入学に関する情報収集、協力要請」に努めることとしている一方、大学との協定書では、実際のセーフティネットの整備に向けた事務は大学が独自に行うこととしている例が見られること、各大学の教育研究の特徴に適した転入学先が特定されているわけではないこと、協定書の内容などセーフティネットの考え方が一般に説明・公開されているわけではないことといった状況が確認された。

実際の事例においても、キャンパス閉鎖を行うとともに当該キャンパスに通学していた学生を他キャンパスに振り分けた例があるが、その結果、一部の学生は新幹線通学をすることとなり、通学に係る時間的負担や肉体的負担が大幅に増加する問題が生じた例や、経営危機により校舎の賃貸借契約の更新が行えないという事態に対して、当該認定地方公共団体は、財政支援や認定地方公共団体の施設の提供、代替校舎の確保の協力などは行わず、学生の教育環境の確保という面での積極的な対応をとらなかった例がある。確実な学生保護を行う観点から、セーフティネットの実効性に懸念がないとは言えない状況がある。

4. 本特例措置の全国化に係る認定地方公共団体等の見解

本特例措置の全国化に係る意見について、認定地方公共団体においては、半数以上の自治体が「現時点ではわからない」と回答し、「引き続き検証が必要」とする意見のほか、学校の安定性・継続性の確保の観点から「全国化すべきでない」とする意見が複数あった。また、認定地方公共団体が所在する都道府県においては、約4割が「全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要」とし、残りの約6割が「現時点ではわからない」と回答。

（１）高等学校以下

① 申請時に期待していた成果に関する認定地方公共団体の見解

18 認定地方公共団体のうち、7自治体（39%）が「現時点で具体的な成果がある」、10自治体（56%）が「現時点で成果が現れ始めているが、引き続き検証が必要」、1自治体（6%）が「現時点で成果は見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要」とそれぞれ回答している。

（認定地方公共団体の意見の具体例）

- ・（高等学校）東日本大震災後スクーリングを一部復活させ、米づくり体験、部活動の夏季合宿など村内での宿泊を含め、活動はされているものの、地域住民との交流も米づくり体験時の地権者、宿泊先等の一部の方であるが、交流人口の成果は若干ではあるが表れていると思う。新型コロナウイルスの影響も受け、思うように計画が進んでいないことも現実。
- ・（高等学校）市内子どもの受け入れは一定数あるものの、地元での就職・起業に繋がっておらず、今後、地元での就職・起業に繋がり、地元経済の活性化に寄与することを期待する。

② 申請時に期待していた経済的社会的効果に関する地方公共団体の見解

有効回答が得られた17認定地方公共団体のうち、4自治体（24%）が「現時点で具体的な成果がある」、11自治体（65%）が「現時点で成果が現れ始めているが、引き続き検証が必要」、2自治体（12%）が「現時点で成果は見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要」とそれぞれ回答している。

（認定地方公共団体の意見の具体例）

- ・（小学校）学校設置会社と一部の市内小学校の交流を通じて異文化や国際理解を深めることを促しているが、全市的な成果にはつながっていない。
- ・（高等学校）地元の様々な事情を持つ子どもの受け皿となっている側面はあるものの、地元経済の活性化まで繋がっていないのが現状である。
- ・（高等学校）生徒数は年々増加しているものの、定員の約半分程度に留まっており、引き続き検証する必要がある。

③ 特例措置の全国化に関する認定地方公共団体の見解

有効回答が得られた 16 認定地方公共団体のうち、半数以上にあたる 9 自治体（56%）が「現時点ではわからない」と回答しており、4 自治体（25%）が「全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要」、2 自治体（13%）が「全国化すべきである」、1 自治体（6%）が「全国化すべきでない」と回答している。

（認定地方公共団体の意見の具体例）

- ・ 類似通信単位制高等学校が増えることにより生徒の確保が困難になり経営が危ぶまれる恐れはあるため、引き続き検証は必要と感じる。
- ・ 学校経営に精通していない株式会社の参入があった場合に、適切な学校運営が行われかどうか、子どもたちの教育を受ける環境がしっかりと整備されるかどうか懸念される。
- ・ （認定地方公共団体で）具体的に指導監督できる職員を常に専属で配置可能であればよいが、小規模の町村においては確保することに苦慮する。

④ 特例措置の全国化に関する認定地方公共団体の所在する都道府県の見解

12 都道府県のうち、5 自治体（42%）が「全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要」、7 自治体（58%）が「現時点ではわからない」と回答しており、「全国化すべきである」又は「全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要」と回答した自治体はなかった。

（都道府県の意見の具体例）

- ・ 生徒が多様な学校から進路選択できるようになるという点では、特区の全国化による新設校の増加は望ましいと考える一方、少子化が続く現状を考慮すると、安定的な教育環境を確保するという点で、学校が乱立することには懸念がある。
- ・ 地域産業との連携、不登校児童生徒を対象とした取組、地域の特別の教育ニーズに対応した教育は、現行の学校法人立の学校でも実施されている。学校設置の選択肢を増やすことが、少子化の時代の中で真に必要な政策であるか、データに基づいた慎重な検証が必要であると考えます。
- ・ 現在の状況が、文部科学省が想定した結果となっているのか、利点と弊害を比較衡量し、全国化するべきなのかどうか、国において引き続き検証が必要と考える。

なお、今回の調査においては、廃校した株式会社立高等学校が所在した都道府県にもヒアリングを行ったが、廃校の際に、都道府県が所管する高等学校等就学支援金事務等に関して都道府県と元認定地方公共団体との連携がスムーズにいかずに苦労したとの見解があったほか、ヒアリングを行った全ての都道府県において、認定地方公共団体において適切な指導監督を行うことは難しいのではないかと見解を得た。

（２）大学

① 申請時に期待していた成果に関する地方公共団体の見解

現在も大学が設置されている 3 団体は、「現時点で具体的な成果がある」「現時点で成果が現れ始めているが、引き続き検証が必要」と回答する一方、大学の廃止等が行わ

れた団体では、3 団体が「具体的な成果はなかった」、3 団体が「現時点ではわからない」とそれぞれ回答している。

（意見の具体例）

- ・〇〇大学においては、〇〇グループが持つ IT 関連産業や IT 技術を活用したビジネスに関するノウハウ、IT 系企業との契約提携による高度かつ実践的な IT 活用力の教育が提供されており、本〇〇の地域経済の活性化やアジアビジネスの交流拠点の形成を図るために不可欠な IT 関連の人材育成機能強化に貢献していると考えます。しかしながら、大学で学んだ学生がどのように社会に好影響をもたらすかについては、今後、一定数の卒業生の動向を見守りながら、引き続き検証する必要がある。
- ・スタッフとしての雇用（4 名（H17））、入学者（8 名（H17））と少なく、寄与はそれほど大きくない。
- ・平成 16 年に特区認定を受け、平成 17 年に対象となる大学が設置されたものの、改善勧告やキャンパス縮小、学生募集停止を経て、平成 22 年に廃止された。上記を踏まえると、成果の有無について、検証できる状況にない。

② 申請時に期待していた経済的社会的効果に関する地方公共団体の見解

現在も大学が設置されている 3 団体は「現時点で具体的な成果がある」「現時点で成果が現れ始めているが、引き続き検証が必要」と回答する一方、大学の廃止等が行われた団体では、4 団体が「具体的な成果はなかった」、3 団体が「現時点ではわからない」とそれぞれ回答している。

（意見の具体例）

- ・学校設立当初から令和 3 年までの卒業生は累計で 3,500 人を超え、文教地区の活性化に寄与している。
- ・1 学年の定員が 130 名のところ、入学者数が平成 17 年度に 9 名、平成 18 年度に 5 名、平成 19 年度も 5 名と、想定を大きく下回り、開校 3 年で学生の募集を停止したため。

③ 課題の有無に関する地方公共団体の見解

現在も大学が設置されている 3 団体は「想定していなかった課題が生じたが、解決できた（できる予定である）」「特に課題は生じていない」と回答があり、大学の廃止等が行われた団体では、7 団体が「想定していなかった課題が生じた」と回答している。課題としては、経営悪化等により学校設置事業がわずか数年で縮小・廃止されてしまったことが挙げられている。

（意見の具体例）

- ・対象大学が大学設置基準に違反したことなどにより、文部科学省から勧告を受け、平成 17 年度の開講からわずか 3 年で新規学生募集を停止するに至った。なお、在学生の修学については卒業まで維持されたことから、学生に不利益は発生していないが、

本〇〇としては対象大学に対し、学生及び保護者に誠意ある説明を行うよう指導を行ったところ。

④ 株立学校制度の利点・弊害に関する地方公共団体の見解

利点に関しては、実務家による指導等を通じた高度で実践的な教育が期待できる点や、産業界のニーズに即した人材育成が期待できる点、グループ会社等から資金援助を受けられるなど柔軟な資金調達が可能な点等が挙げられた。

弊害に関しては、経営状況が経済動向の影響を受けやすい点、学校法人等に比べ利益追求の観点から、経営状況が悪化した場合に容易に学校事業の継続を断念しやすい点、私学助成や税制上の優遇措置が受けられない点等が挙げられた。

（意見の具体例）

- ・ 通常の私立大学では、私学助成や税制上の優遇措置といった財政支援が図られている一方で、株式会社立学校はこれらの支援の対象外となっている。また、株式会社立学校の財務状況は、経済動向に大きく影響を受ける恐れがあることから、収支が赤字状態となった場合は、学校の閉鎖により在学生在が修学の機会を失うなどのリスクが生じうるといふ弊害があるものとする。

- ・ （経営面）〇〇大学のようにグループ会社からの支援といった金融機関以外からの支援を受けることができる点は、株式会社立大学の利点と思われる。一方で、経営状況の悪化が学生の適切な修学に直結する場合は株式会社立大学の弊害であると思われる。

（教育研究面）〇〇大学においては、〇〇グループが持つ IT 関連産業や IT 技術を活用したビジネスに関するノウハウ、IT 系企業との契約提携による高度かつ実践的な IT 活用力の教育が提供されており、株式会社立である強みが発揮されている。弊害については、特に見当たらない。

- ・ 経営状況が芳しくない場合に、継続的、安定的な教育の提供、教育研究ができなくなるなどの弊害が想定されるのではないかと考えます。
- ・ 株式会社が設置主体となることで、最先端の知識と技術を持った人材育成や地元企業への人材の輩出が期待できる。また、学校経営自体が赤字でも株式会社本体からの資金調達が可能であるが、株式会社本体の経営状況が悪化した場合には学校の存続が不可能となる。
- ・ （経営面における利点）ビジネス社会に精通した企業ならではの高度人材を指導者とすることができるなど、学校法人では確保しがたい多彩な教授陣やカリキュラム体制が期待できる点

（経営面における弊害）経営上の観点から、当初計画された利益が得られないとの予測が立てば、学校法人等に比べ、容易に撤退や廃校の判断をする傾向にあり、学生の立場を第一に考えた運営がなされないことが危惧される点

（教育研究面における利点）株式会社であることによる実践と、従来の理論の双方を融合した新たな教育・研究が進展することが期待されるとともに、産業界との交流があることからビジネスニーズにマッチしたにより即戦力の人材育成がなされると期待できる点

（教育研究面における弊害）学校法人等に比べ、株式会社の特性から利益優先となってしまう、利益に適わない研究分野を末永く追究することを容易に断念することが危惧される点

- ・経営面では、企業が教育を行うことで、企業のイメージアップを図ることができる利点がある一方、採算に見合わない判断されれば、撤退される可能性がある。教育研究面では、関連企業等を含め、企業間のネットワークを活かした最先端の技術研究や教育の提供をすることができる利点がある一方、会社の方針が大きく変われば、教育方針も大きく変わる可能性がある。

⑤ 特例措置の全国化に関する認定地方公共団体の見解

現在も大学が設置されている3団体のうち、2団体は「全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要」、1団体は「わからない」と回答している。また、大学の廃止等が行われた自治体では、3団体が「全国化すべきでない」、8団体が「わからない」と回答している。「全国化すべきである」と回答した団体は皆無であった。

（意見の具体例）

- ・株式会社立による利点や弊害発生の有無については、設置された学校の内容や株主の意向等、個々の事情に依るところが大きい。インターネット大学である〇〇大学の事例のみをもって全国化すべきかどうか判断することは困難と考える。
- ・構造改革特別区域における、株式会社による学校設置をはじめとした特区制度上の特例を設ける趣旨は、構造改革特別区域計画認定申請マニュアル等に記載されるとおり、「地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒等を対象とした既存の取組を活用すること等、地域の特別の教育上又は研究上のニーズに対応し、学校教育の活性化を図るため」であり、換言すれば、株式会社による学校の設置は、地域の特別の教育上・研究上のニーズがあつて初めて、その設立意義が生じるものと解される。一方で、全国化することは、自治体の関与が薄くなることにより全国で画一的な取扱いとなる可能性があるとともに、地域の特別なニーズの有無が考慮されなくなる可能性もあり、本特例を設ける本来の趣旨に合致しなくなると懸念されるため。

Ⅲ 今回の調査結果を踏まえた判断

本特例措置の実施状況については以上のとおりであり、本特例措置の全国化は教育の安定性や継続性、水準の確保に関して弊害をもたらすと考ええる。

特に本特例措置により設置された通信制高等学校において、平成 24 年の是正対象となった特区区域外での教育活動を含め違法・不適切な事例が引き続き多数見られること、平成 24 年の是正措置や平成 29 年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、株立学校に対して適切な指導監督を行うことができる認定地方公共団体の体制の確保が求められているにもかかわらず、引き続き体制が不十分な自治体が多くあることが判明した。

また、過去の点検調査等において文部科学省から学校に対して不適切な事例に関する指摘がなされたにもかかわらず、今回の調査で未だ改善されていない例があることから、監督体制の不十分さが引き続き懸念される。さらに、廃校や学校法人立化する割合も高く、継続性・安定性の観点で懸念があり、少子化の影響によりこれが一層深刻なものとなる恐れがある。

このような現状等を鑑みれば、本特例措置における通信制高等学校については更なる是正により運用の適正化を図る等の見直しを行う必要があると考える。

⑥評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。） 4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。 また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。 5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

	6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。 なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。 7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。 8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。 9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。 (1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号）） (2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）） (3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）） (4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）） (5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号）） 10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. 認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。 (1) 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。 (2) 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. 上記「特例措置の内容」に記載されている2. (1)及び11. の事項の内容が確保されていること。 2. 認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. (2)及び(3)の事項の内容が確認されること。 3. 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

⑦評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル

8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒等を対象とした既存の取組を活用すること等、地域の特別の教育上又は研究上のニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において株式会社が学校を設置することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定された特区計画に基づいて、一定の要件を満たす株式会社（以下「学校設置会社」という。）は学校を設置することができます。

学校設置会社は、業務状況書類等を作成し、入学希望者等の請求に応じて閲覧させ、また、認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）について評価を行い、その結果を公表するとともに、学校経営に著しい支障が生じた場合等には在学者の適切な修学を維持することができるようセーフティネットを構築しなければなりません。

さらに、高等学校以下の学校の設置認可等については、特区法第12条第8項の規定に基づき、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）に諮問して行います。なお、大学・大学院及び高等専門学校の設置については、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上での文部科学大臣による認可が必要となります。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）特別の事情に対応するための教育・研究等について

- ① 「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、（中略）特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うこと」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する構造改革特別区域において、株式会社の設置する学校が、下記②に述べる「特別な事情」に対応するための教育又は研究を行うことです。

すなわち、特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、その計画に記載された構造改革特別区域内において、株式会社が学校を

設置することを認める規制の特例措置が適用され、当該学校が教育又は研究を行う事業を実施することが可能となります。

したがって、規制の特例措置を活用して、通信制の課程を置く高等学校が添削指導、面接指導及び試験（以下「面接指導等」という。高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条第1項）を協力校等本校の校舎以外の場所で行う場合や、大学の各キャンパスで教育研究を行う場合等についても、それらの活動が学校として行う教育又は研究に位置付けられるものである以上、特区計画に記載された区域内において行う必要があります。なお、各校舎が複数の地方公共団体の区域に所在する場合には、各校舎が所在する複数の地方公共団体が共同し又は単独でそれぞれ、特区の申請を行うことが必要となります。これについて、学校と異なる教育施設において、当該学校の看板が掲げられていたり、学校が備えるべき表簿が保管されていたり、当該学校の教員でない者や校長の監督権が及ばない者に添削指導や試験の実施等の学校教育活動を行わせたりしているなど、学校設置事業と学校と異なる教育施設による教育事業とが渾然一体となった運営がなされることは不適切です。なお、学校設置会社が、学校設置事業とは別に、学校教育以外の活動（学校教育での指導について生徒の理解を深めるための解説など）を行うことは差し支えありません。

また、特区計画を策定するに当たっては、次に掲げる関連通知の内容を踏まえて策定する必要があります。詳細は担当省庁にお問い合わせください。

- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業等について（通知）」（平成24年9月21日付け24文科初第580号）
- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（平成29年1月27日付け府地事第78号、28文科初第1401号）
- ・ 学校設置会社が通信制の課程を置く高等学校を設置する場合にあつては、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（平成28年9月30日付け28文科初第913号）、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について（通知）」（平成30年3月23日付け29文科初第1765号）及び「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和3年3月31日付け2文科初第2124号）

（注）学校においては、学校教育法や同法に基づく学習指導要領など、法

令に基づく適切な教育を実施する必要があります。このため、認定地方公共団体においては、4.(2)③及び⑤のとおり、学校への適切な指導・助言が可能となるよう、審議会等において学校設置会社による学校設置事業の運営状況について審議するとともに、認定地方公共団体の事務局に学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置し又は協定に基づき都道府県より学校に対する指導監督に係る指導、助言等を受けるなどにより、適切な指導監督体制を確保することが必要となります。

- ② 「特別な事情」については、特区の申請を行う地方公共団体が当該地域の特性を踏まえ、必要となる事業の具体的な内容を把握し主体的に判断することになりますが、「特別の事情に対応するための教育又は研究」を株式会社が行うことが適切かつ効果的であると認める場合を幅広く含みます。例えば、不登校児童生徒の多い地域において株式会社が不登校児童生徒を対象とした学校を設置するケースや地域に根ざした産業の技術力を活用した研究を行うとともに、その産業の後継者を育成する観点から、株式会社が大学を設置するケース等が考えられます。
- ③ 学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保や適正な運営、在学者等の利益等に配慮することが必要不可欠であることから、株式会社に学校の設置を認めるに当たっては、当該株式会社に一定の要件、情報公開を求めるとともに、認定地方公共団体における評価の実施及びその結果の公表（高等学校以下の学校に限る。）、セーフティネットの構築等を要することとしています。

(2) 学校設置会社の資産要件及び役員要件について

- ① 上記2. にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育又は研究を行うとともに、①学校経営のための資産等を有すること（資産要件）、②学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、③学校設置会社の経営を担当する役員に社会的信望があること（②及び③を「役員要件」という。以下同じ。）です。（特区法第12条第2項）
- ② 資産要件は、高等学校設置基準や大学設置基準等既存の各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産をいい、認可に当たっての審査基準は文部科学省又は認定地方公共団体が具体的に定めます。認定地方公共団体が審査基準を定める際には、当該認定地方公共団体を包括する都道府県の定める私立学校審査基準も参考にすることが求められます。なお、平成19年に、校地・校舎の自己所有を要しない学校設置事業が全国展開されており、

地方公共団体からの校地・校舎の借用などによっても学校の設置ができることになっています。

- ③ 役員に求める「学校経営に必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する株式会社の役員に一定の資質を求めるものです。個々の役員の資質については、特区法の規定（第12条第2項）のほかに国として細目を定めた規程等はありませんので、特区計画の申請までの間や学校の認可等を行う際に、審議会等による面接や履歴書の確認等により、個別具体的に判断することとなります。

（３）情報公開について

- ① 情報公開に関しては、会社法上義務付けられているものに加え、学校設置会社としても、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合を含め、学校の教育の質や適正な運営等を担保するため、広く関係人にも閲覧させることが義務付けられています。
- ② また、情報公開に係る「省令」（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年3月31日文部科学省令第17号））には、学校設置会社が備えるべき業務状況書類等（会社法において既に株式会社が備え置くものとされている貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、業務状況書類等を作成する期限及び備え付けの期間について定めています。

（４）評価について

- ① 高等学校以下の学校について、認定地方公共団体が毎年度行う「学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」の評価については、少なくとも、当該学校開校1年後から行う必要があります。その具体的方法については、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等に照らして、当該学校の学校経営面、教育面の状況について適切に評価するために必要な評価項目を設定して行うこととなります。具体的には次のような評価項目が考えられます。
- ・学校の教育活動及び管理運営に係る状況（学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等への適合性 等）
 - ・構造改革特別区域法の遵守状況（構造改革特別区域内で学校の教育活動が実施されていること 等）

- ・ 学校設置会社の経営に関する状況（資産要件の適合性、学校設置会社が発行する株式の状況）
- ・ 学校設置会社の役員の状況
- ・ 通信制課程を置く高等学校を設置する場合であって、高等学校通信教育規程第3条に定める通信教育連携協力施設を設置する場合には、学校と当該施設との協力・連携状況

また、評価の実施に当たっては、教育や会社経理に関し学識経験を有する外部専門家を加えるなど、評価の客観性・専門性の確保に留意する必要があります。

- ② 特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、可能な限り迅速かつ詳細な公表が望まれます。なお、公表の方法については、インターネットによるなど、広く社会一般からアクセスしやすいものであることが望まれます。また、大学又は高等専門学校を設置する場合には、特区認定とは別に、文部科学大臣による学校の設置認可を受ける必要があります、その教育研究の状況については既存の国公立大学と同様の質保証システムに対応することが求められます。設置認可等の結果付される「附帯事項」や、学校教育法に基づき認証評価機関が実施する第三者評価の結果が公表されることとなります。

（５）セーフティネットについて

- ① 学校の経営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合に、在学者の適切な修学を維持することができるように、認定地方公共団体は、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、当該学校の教育、経営等の状況を適切に把握しつつ、当該学校や関係機関等と連携を図り、準備を進めておくことが求められます（特区法第12条第7項）。

具体的には、近隣の学校への転学のあっせんのほか、例えば、当該学校が小・中学校の場合にできるだけ当該児童生徒の希望にかなった同一市区町村内の公立学校に受け入れること等、在学者の立場に立って、最も適切な措置を講ずることとします。また、必要に応じて在学者や保護者の相談窓口を設置することや、適切な情報提供を行うこと、学校設置会社に対し適切な対応を要請すること等も考えられます。

（６）審議会等について

- ① 審議会等は、特区において株式会社の設置する学校については、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の

長が行うことから、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置かれるものです。

加えて、審議会等は、事務局の専門的知識を補完するとともに、第三者機関として学校設置会社の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制を含むその指導監督全般についてチェック機能を発揮することを通じて、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルを確実に実施するための中心的な役割を担うことが期待されているものです。

② このため、審議会等の構成員については、少なくとも設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者（学校の種類に応じた教育について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、当該学校の種類の教育に関わる分野を専門とする大学教授（教育学者）、当該学校の種類の校長経験者などを想定）、会計に関し学識経験を有する者（会計について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、会計学を専門とする大学教授、公認会計士、税理士などを想定）が、それぞれ1名以上含まれていることが必要となります。

③ また、審議会等の審議対象事項には、学校設置事業の運営状況（学校の教育活動及び管理運営に係る状況、構造改革特別区域法や学校教育関係法令の遵守状況、学校設置会社の経営状況並びに役員要件適合性等）はもとより、地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれていることが必要となります。

④ 認定地方公共団体が審議会等の構成員を任命するに当たっては、認定地方公共団体の学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督の中で審議会等の果たすべき役割を説明し、その理解を得て構成員に就任していただくことが重要です。審議会等の構成員の改選後の審議会の会議において、これらについて説明を行うことも有効と考えられます。

また、審議会等による審議が円滑かつ効果的に行われ、その求められる役割を十分に果たすことができるよう、審議会等における審議に際しては学校の運営状況や学校設置会社の経営状況等に係る一次資料を提供する、あるいは、審議会等による学校の現地調査の機会を定期的に設けるなど、審議会等として、より直接的かつ詳細に学校の実態を把握することが可能となるように努めてください。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- (1) 通信制の課程を置く高等学校の設置事業を行う場合には、特区計画（別紙）「4 特定事業の内容」の欄に、添削指導、面接指導及び試験ごとに、

それぞれの実施方法及び実施場所を明らかにしてください。また、連携施設を設ける場合には、これらの施設との連携・協力内容について記載するとともに、構造改革特別区域外の施設で面接指導等を行わないことを明らかにしてください。

(2) 特区計画(別紙)「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の事項を記載してください。

- ① 当該地域に存在する教育上又は研究上の特別のニーズ
- ② 当該株式会社の設置する学校が、当該ニーズに対応する教育又は研究を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容

- ③ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体に審議会等の構成及び審議事項

- ・審議会等の構成員については、その数、構成員の属性を記載してください。その際に、構成員として、少なくとも学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が必ず任命されることが明らかになるように記載してください。

- ④ セーフティネットの整備に向けた取組

- ⑤ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体に於ける学校設置事業に対する適切な指導監督体制が確保されていること

- ・地方公共団体においては、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置事業に対して適切な指導監督体制が確保されている必要があります。したがって、少なくとも(ア)と(イ)のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督体制を確保することを客観的かつ具体的に明らかにしてください。

- (ア) 地方公共団体において、学校設置会社の設置する学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること

- (イ) 特区計画に記載された構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること

- (注) 本特例措置を活用して設置された学校において、違法・不適切な学校運営が行われ、生徒に不利益を負わせるような事態を招き、認定地方公共団体に対して構造改革特別区域法第8条の規定に基づく措置要求が行われた事案を踏まえ、地方公共団体においては、同様の事態が生じないように、学校設置事業に対する適切な指導監督体制を確保することが必要となります。

- ・「適切な指導監督体制」とは、設置する学校の学校種、教育上の特別のニ

一ズ、学校運営の特徴など学校設置事業の内容に応じて、個別具体的に判断されることとなります。なお、設置する学校が通信制の課程を置く高等学校である場合にあっては、収容定員や通信教育を行う区域、連携施設数等を踏まえて、学校教育法その他の関係法令やガイドラインに基づき、適切な学校運営を担保するための指導監督を行うことができる体制について、客観的かつ具体的に記載してください。

- ⑥ 学校設置会社において、各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産を有すること（資産要件）が確保されていること

- ⑦ 地方公共団体において、学校設置会社の役員が役員要件に適合することを確認していること

・ 確認方法の例としては、審議会等による面接や役員の履歴書の確認等が考えられます。また、役員が交代する場合も役員要件に適合していることを確認することが必要となりますので、役員交代時の役員要件の適合性について審議会等において審議する、役員の状況について地方公共団体への届出事項として取り扱う等の対応が望ましいです。

- ⑧ 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

・ 学校設置会社においては、当該学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努める旨を記載してください。

（３）その他

- ① 学校（大学・大学院及び高等専門学校を除く。）の設置認可は、認定地方公共団体により、学校教育法やその政省令、認定地方公共団体が策定した設置認可基準等の客観的な基準に基づいて行われる必要があります（なお、文部科学省が定める学校設置基準は、設置時における最低の基準であり、学校は、設置後も引き続きこの基準を維持しつつ、更なる水準の向上を図ることに努めなければなりません。②において同じ。）。

- ② 特区計画の内容が、大学・大学院及び高等専門学校の設置又は収容定員に係る学則変更等に関するものである場合、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上で、文部科学大臣の認可を得ることが必要となります。また、大学の学部、大学院の研究科の設置等であって、学位の種類や分野の変更を伴わず、認可でなく届出を要するものについても、特区計画の変更の認定後、別途、文部科学大臣への届出を行う必要があります。上記のいずれについても、当該認可申請又は届出に先立ち内閣総理大臣より特区計画の認定を受けることが必要です。

5. 当該特例に係る特区計画申請の添付書類

- (1) 審議会等の設置要綱等の案
- (2) 学校設置事業を所管する認定地方公共団体の事務局の組織図、担当職員が専門的な知識及び経験を有することを示す資料、及び各担当職員の勤務形態（専任・兼任、常勤・非常勤（非常勤の場合は勤務日数）等）が分かる資料
- (3) 4.(2)⑤(イ)に記載する協定文書（締結する場合に限る。）
- (4) 学校設置会社において、各種設置基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有することが確認できる資料

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	北海道	和寒町	自然の恵み野和寒町教育特区	和寒町では少子高齢化が進み、小・中学校の統廃合に伴う跡地活用が大きな課題となっている。また、和寒高校の生徒募集停止が決定されるなど、地域活力の低下が懸念されている。学校設置会社による通信制高校を設置することによって、特別な配慮を必要とする生徒に対しての教育機会を提供するとともに、本町における高校教育機会を確保する。また、スクーリングにおける体験学習や地域行事への参加などを通じ、都市部に暮らす若者たちに地方の良さや現状を伝えたとともに、生徒と町民が交流を図ることによって地域の活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第16回
2	福島県	川内村	川内村教育特区	川内村は、南北を阿武隈山地が連なる緑豊かな村であり、「人と大自然が共に輝き、健康で文化の漂う村」を目標にまちづくりを進めているが、近年、過疎化、高齢化に伴い地域コミュニティの衰退が懸念されている。一方、福島県内においては、近年、不登校児童・生徒や高校中退者が増加しており、村独自で早急な対策を進めていかなければならない。そこで、学校設置会社が通信制高等学校を設置し、ボランティア活動、実務・就労・自然体験、資格取得講座など特色あるカリキュラムを活用した教育を行うことで、村民の協力を得つつ地域社会と協同しながら、生徒に就学機会を提供するとともに地域社会の活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第8回
3	茨城県	高萩市	高萩市教育特区	高萩市は、通信単位制高等学校(広域制)を活用して、地域の不登校生徒等のニーズに応えるとともに、全国各地より集まる生徒と市民との交流により、教育分野での地域の活性化を図る。多くの生徒が高萩の地を訪れ、自然とのふれあい・農林業等の専門家から学ぶ体験学習やボランティア活動を取入れた学習カリキュラムは、市民の体験授業指導による生きがいや生涯学習の機会が創出され、人材交流を通じて市民の活力を高める。また、子供たちに郷土とボランティア精神を形成するための機会を提供し、自己実現と社会参加の可能性を与え、社会貢献につなげる。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第4回
4	茨城県	大子町	大子町教育特区	大子町では、若年層の都市への流出や少子化により過疎化が進んでいる一方、小・中学校の児童生徒の不登校や高校生の中途退学など教育上の課題を抱えている。これらの解決を図る施策として、株式会社による通信制の単位制高等学校を設置し、不登校等の生徒に対し学びやすい環境を整えるとともに、大子町の特徴である「豊かな自然環境」を活用した体験学習を実施するなど生徒が自己の課題を解決できるよう支援を行う。これらの取組みにより、大子町の抱える教育問題の解決を目指しつつ、地域振興と活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第9回
5	群馬県	玉村町	玉村町国際教育特区	玉村町では、国際教育に対するニーズが多様化する中、将来、英語を駆使して世界を舞台に活躍できる人材を育成する実践的な英語力習得や国際的なコミュニケーション能力を身に付けるカリキュラムの構築など、より高いレベルの教育を望む児童・保護者が増えている。こうしたニーズに対応し、民間事業者の意欲とノウハウを活用して、英語イメージン教育を行う小学校を株式会社が設置する特定事業として実施する。 これにより、子どもたちの進路の選択肢の多様化と、町全体の英語教育の充実・振興を図る。また、併せて地域の活性化も期待される。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第34回
6	埼玉県	深谷市	渋沢記念深谷人づくり特区	近代日本経済の父渋沢栄一は銀行、株式会社制度の創始のみならず、教育事業に多大の功績を今に残している。その生誕地として渋沢栄一の精神を基盤とし、株式会社による広域通信制高校を設置して、地域はもとより全国からの不登校生徒などの教育ニーズに応えると共に、市民との交流による教育分野での地域活性化を図る。また、インターネット活用の通信教育、スクーリングによる体験学習等を通じ、誰もが高校教育を受けられる社会環境づくりに努めると共に、渋沢精神の普及促進により、本市を新しい人づくりのセンターとして全国的にアピールしていく。	816 830	・学校設置会社による学校設置事業 ・市町村教育委員会による特別免許状授与事業	第8回

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
7	千葉県	勝浦市	勝浦市教育特区	勝浦市は、少子高齢化及び人口減少が著しく、消費市場の縮小や地場産業の後継者不足といった地域産業の課題と併せて、学校の統廃合に起因する遊休教育施設の活用が課題となっている。 このため、遊休教育施設を有効活用し、学校設置会社による広域通信制・単位制高等学校を設置することにより、全国的に顕在化している不登校生徒及び高等学校中途退学者の高等学校進学機会を充実させ、特区区域内で実施する面接指導に、地場産業を学ぶ科目を設定し、地域社会の担い手人材を育成すると共に、住民交流の促進及び地域経済の活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第58回
8	東京都	千代田区	キャリア教育推進特区	千代田区には、日本有数の大企業からなるビジネスの中心地があり、IT産業も集積している。一方、近年の厳しい経済情勢等により、職業人に求められる能力は高度化しており、即戦力としての人材が不足している状況である。 そのような状況の中、株式会社による大学・大学院の設置により、高い専門性を持った人材の輩出、地元企業との連携の充実などを旨とし、地域経済、産業の活性化や、実学のニーズに応える専門教育機関として、教育の多様化を図ってきたが、新たな専攻を設置することで更なるキャリア教育の推進を図る。	811 816	・校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業 ・学校設置会社による学校設置事業	第3回
9	東京都	八王子市	情報産業人材育成特区	ソフト系IT産業が多摩地区では一番多い185社立地しており、また、21校の大学がキャンパスを構えている全国有数の学園都市である本市において、株式会社立大学が開校することで、高度で最先端の知識と技術を持った人材が育成され、ITの先端技術に習熟した人材が輩出されることにより、地域産業のさらなる活性化を図る。また、その効果を「学園都市づくり」や「多摩ニュータウンの再生」「若者の就学、就業の意識の喚起」などに波及させることを目標としている。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第9回
10	東京都	立川市	ネット学習(eラーニング)事業を活用したまちづくり特区	立川市は、交通の要衝や業務核都市としての特性を活かし、児童等に対する指導教員養成ニーズの拡大並びに医療制度改革等に伴う人材の質的向上等、社会的ニーズの増大に応える責務があると考え、今回、学校設置会社におけるインターネット等のみを用いた大学の設置により本課題の解決を図るものである。 これにより、高度専門職人材の養成に加え、立川らしさや高い文化性の増進、国際的コミュニケーションの醸成、地域に学術を伝える生活拠点としての活性化を目指す。	816 832	・学校設置会社による学校設置事業 ・インターネット大学における校舎等施設要件の弾力化	第16回
11	神奈川県	相模原市	相模原市国際教育特区	「広い視野で物事を考え、世界の人々と共生できる国際人を育成する」ことを目標に、民間企業の意欲とノウハウ等を活用して学校設置会社による小学校を設置し、原則として各教科(国語科及び第4学年以上の算数科並びに第4学年以上の社会科の一部を除く)の授業を外国人の教師等が英語で行う「英語イマージョン教育」を実施する。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第13回
12	神奈川県	山北町	山北町教育特区	山北町は大自然と観光資源に恵まれる一方で、人口減少の下で、農林業から観光関連を中心としたサービス業にシフトしている。このため、地域創生を担う人材育成を行うとともに、教育事業の実施を通じて交流人口の拡大を図り地域経済の活性化につなげるため、町民の理解を得て学校設置会社による「通信制高等学校」の設置を計画した。 特区内で行う面接指導等を通じて、地域の実情に応じた自然体験(農林業)、就業体験(商業)、ボランティア活動(福祉産業)等の実習授業を積極的に取り入れる。 また、通信制高等学校の特性を生かして増加の傾向にある不登校、学習障害等の生徒をめぐる諸課題にも対応し、インクルーシブ教育を積極的に取り入れ、教育のまち山北を目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第42回後半

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
13	石川県	白山市	美川サイバータウン教育特区	海底ケーブルを地域まで延長し、光ファイバー・ケーブルを敷設し、データセンターを設置する。それらの恵まれた情報通信環境を使つての遠隔教育を通して、町内外、やがてアジア全域と広域から生徒を募集し、学習支援を行なうインターネット高校(広域通信制課程)をはじめ遠隔教育による生涯学習を通じた地域活性化を図ることとする。それらの過程を通して、高度な教育を実施していく中で得られる教育的刺激をもたらし、情報発進力・自己表現力の高い人材の発掘・育成を核とした地域振興、国際社会で活躍する人材の育成を目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第4回
14	愛知県	瀬戸市	瀬戸市国際未来教育特区	市の政策課題(就業者数・居住者数の増加による地域産業の活性化、次世代の産業や社会・文化を担うことのできる人材の育成・輩出、市域の学校跡地及び旧校舎の活用)を解決するため、本特例措置を活用し、小・中一貫教育を行う学校と年少児から年長児(3歳児から5歳児)を教育するプリスクール(企業主導型保育施設)を有する幼小中の国際学校「瀬戸LCA学園」を設置する。英語教育やICT教育などにおいて優れた教育課程・環境を有する当該学校設置会社が、「瀬戸LCA学園」の特色を生かした地域貢献等を展開することにより、子育て世代の人口誘因等の効果を企図している。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第50回
15	愛知県	豊田市	豊田市教育特区	当市人口は、都市部で増加する一方、山間部では減少している。中山間地域では3年前に高校の分校が閉校し、子どもたちの進学先の選択肢が狭まっている現状がある。また、中学校における不登校生徒数が3%強と、全国平均と比べ若干多い特徴がある。茨城県で実績のあるルネサンス・アカデミー株式会社の運営する通信制高校を設置することで、中学卒業後の進路の選択肢を増やすことができ、さらに廃校となった小学校校舎を地域活動拠点機能、避難所機能を残しながら活用することにより地域活性化、住民の安心安全につなげる。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第26回
16	滋賀県	高島市	高島環の郷教育特区	豊かな自然環境や地域資源を活用し、循環させ、人々が努力し、協力し作り上げていく地域社会を「環の郷」と位置づけ、これまで積み上げられてきた地域での暮らしやつながりを再生し、循環する仕組みを構築していくという理念を、開設を計画している通信制高等学校の教育の中に取り入れ、不登校や学業不振に悩む生徒にも配慮した、特色ある体験学習を展開するとともに、現代社会で失われつつある豊かな自然環境や文化の中で日本人としての「人間力」を養うことを目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第14回
17	大阪府	大阪府、大阪市	大阪市教育特区	株式会社立による通信制高等学校を、交通アクセスが充実し、教育機関や企業が集積する大阪市内に設置することにより、不登校生や高校を中退した生徒に新たな学習の場を提供し、再チャレンジするための環境を整備するとともに、キャリア教育や職業教育等の充実を図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第31回後半
18	兵庫県	神戸市	国際みなと経済特区	本特例措置の活用により、国内企業はもとより、外国企業の誘致の促進等を通じて、港湾物流の活性化を図り、神戸のアイデンティティーである港の再生と港に連なるまちの活性化を加速させる。本計画の実施に当たっては、特に重要拠点として①ロジスティクスハブ拠点、②総合静脈物流拠点、③国際経済拠点、④国際・ビジネス人材育成拠点、の4つの拠点を形成し、神戸経済の本格的な復興を目指すことで港とその周辺地域を中心とする地域全体の活性化を図る。	504 512 816	・特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 ・地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業 ・学校設置会社による学校設置事業	第1回(1)

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
19	兵庫県	相生市	海と森と人が輝く相生市教育特区	相生市は造船の町として栄えてきたが、近年では人口減少が進み、本年3月に中学校1校を廃校した。当市は、廃校施設の有効活用を図るため、不登校生徒等を対象とした株式会社立による広域通信制単位制高等学校を設置する。海に面していることから、ペーロン体験やヨットなどにも親しむとともに、IT教育やサッカーなど多様な内容をカリキュラムに盛り込むことで特色ある学習を展開する。これらを通じて、生徒の生きる喜びや感動を高め、愛着といきがいを育む教育を行うとともに、地域の活性化も図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第14回
20	兵庫県	養父市	響きあう心 拓く明日 但馬中央の郷－養父市教育特区－	株式会社立の広域通信単位制高等学校を設置し、学習カリキュラムにボランティア活動を授業に組み入れ、農林業等の体験学習を行う。地域の中・高齢者が指導者となり、全国からやってくる生徒の体験学習を進め、地域と連携した学校づくりによる中・高齢者を中心とした「生きがい・楽しみ・誇り」を醸成する。 また、社会人を中心に福祉・保育・商業・行政分野での人材育成のための専攻科を設置し、少子・高齢化の進展に対し発生した福祉・保育の需要に教育分野と連動し、安心して子育てができ、高齢者や障害者等を地域で支えるまちづくりを推進する。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第13回
21	兵庫県	淡路市	淡路市教育特区	構造改革特区制度「学校設置会社による学校設置事業(816)」の特例を適用することで、廃校となった学校施設を活用した株式会社立の広域通信制単位制高等学校を設置する。 生徒や関係者が地域の行事に参加することによる人的交流の促進、商業施設等の消費の拡大、加えて、スクーリング時の公共交通機関の利用促進や体験学習等において地域住民が生徒等と積極的に関わることによる住民活力の増進、国際交流活動の促進、グローバル人材の育成、地域の発展、地域経済の活性化を目標とする。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第27回
22	福岡県	福岡県、福岡市	福岡アジアビジネス特区	福岡アジアビジネス特区は、アジアビジネスの拠点を目指すにふさわしい福岡の地域的・歴史的・経済的な特性を活かすこととする。 外国人研究者や外国人情報処理技術者などの海外の人材の活用や産学連携の促進、博多港の港湾機能強化等のための規制の特例を適用することにより、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアでのビジネス展開を目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積を加速させる。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第1回(1)
23	福岡県	川崎町	川崎町地産・地習・e環境教育特区	川崎町は、炭鉱閉山後の人口流出により高齢化が進み地域活力が低下し、また、少子化の影響も受け、町内に6校あった小学校のうち2校が廃校となった。 そこで、本特例を活用し、通信制高校を設置することにより学習障害や不登校などの特別な教育を必要とする生徒へ、インターネットを活用した通信教育や地域資源を活かしたスクーリング(藤江氏魚楽園、地産地消型農業等)を行うことにより遠隔教育を活用して地域活性化を図る。併せて地域の雇用促進や町外から多くの生徒・家族、教育関係者などとの交流を図り、地域活性化を目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第18回

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
24	熊本県	山都町	潤い、文楽、そよ風 でつづるまちづくり 特区	山都町では、少子高齢化や過疎化の進展により、町の基幹産業である農林業を始めとする地場産業が衰退している。このため、本町に学校設置会社による広域通信制高等学校を設置し、スクーリングなどの機会を通じて地域の社会的資源や地域人材を活かした教育を提供し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、農林業などの後継者の確保や定住を促進し、地域の活性化に取り組む。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第16回

⑨参考：平成24年度上半期の評価意見

評価意見

①	別表1の番号	816
②	特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。
⑤	評価	是正（規制の特例措置の手続きを見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正された予防等の措置について特区における検証を要するもの）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	規制所管省庁による調査では、以下に掲げるような問題点が認識された。 ①学校経営面 ・通信制高校において特区外の民間教育施設で添削指導等を実施する事例 等 ②教育活動面 ・通信制高校においてメディアを利用した場合の視聴確認や成果確認を行っていない事例 ・大学において、専任教員や実務家教員の取扱いや、教育課程等に関し疑義が呈される事例 等 ③認定地方公共団体（以下、「認定団体」という。）における関係事務の実施状況 ・高等学校以下の株立学校への評価に関し、評価方法及び公表方法が不適切な事例 ・学校運営を行う学校設置会社への指導等を適切に行っていない事例 等 一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置の実施により、英語教育、情報通信技術の活用、不登校生徒の受入れなどの地域の特色ある教育機会を提供する場として教育の多様化が図られた例や、生徒の地域行事への参加や世代間交流による地域活性化などの効用が見られた。さらに、市町村において税収増、スクーリングで訪れる関係者による宿泊需要等の増加、地元人材の雇用創出等が図られたことも確認された。 このように、本特例措置の効果が認められる一方で問題点も指摘されている以上、全国展開は適切ではないとの意見で一致した。このため、以下のとおり本特例措置の運用を見直す。
⑦	今後の対応方針	1 具体的には、本特例措置の運用を以下のとおり見直す。 生徒等の習熟度合いの多様性にも十分配慮しながら、教育の質の保証を確保しつつ、特区制度の趣旨に沿った運用が必要である。その際、現に学んでいる児童・生徒・学生や保護者の利益及び安定的な株立学校の運営の継続に十分配慮するとともに、各株立学校が掲げる教育の目的・内容にも十分留意しつつ、画一的に新たな基準を課すなど過度の規制強化につながらないようにしなければならない。 (1)内閣府は、内閣府通知「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて（通知）」（平成18年8月1日）を踏まえ、面接指導等（面接指導、添削指導、試験）が特区区域内で行われるよう、あらためて認定団体に対して周知・指導する。 (2)規制所管省庁は、適切な教育活動が実現するよう、認定団体に対して周知・指導する。 (3)内閣府及び規制所管省庁は、学校に対する助言指導体制の確保を認定団体に対して要請する。また、規制所管省庁は、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。 2 併せて、新たな特区計画の申請があった場合は、その認定は、 (1)面接指導等（面接指導、添削指導、試験）の特区区域内での実施 (2)認定団体における指導体制の構築 (3)認定団体における評価実施とその結果の公表の徹底 について、認定申請団体に確認した上で行う。 また、規制所管省庁は、認定の同意に当たって、関係法令・通知等を踏まえた適切な教育活動の実施について助言する。 3 既設の株立学校の学校法人化が議論となった。規制所管省庁が行った意向調査によれば、特に高校の多くが学校法人化を希望又は学校法人化に魅力を感じると回答している（小学・高校21校中18校、大学5校中1校）。 これを踏まえ、規制所管省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、新たな学校の「設置」ではなく「設置者変更」として認可を行うなどのこれまでの制度の弾力化等について情報提供を行う。また、相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校から寄せられた懸念の解消に努め、学校法人化を支援する。特に、認可権者が都道府県の場合、当該都道府県の理解が得られるよう、学校や生徒・保護者等の立場に立って必要な支援を行う。 4 なお、評価・調査委員会は、適当と認める時期に、上記運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について規制所管省庁に報告を求めることとする。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

⑩参考：評価・調査委員会による調査結果（平成24年度上半期）

番号	816（小学校・中学校）
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

1. 特定事業の概要など（発送数：2、回収数：1）

都道府県	認定地方公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の発現	効果の内容	進捗と予定
神奈川県	相模原市	相模原市国際教育特区	1. 現在特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

2. 効果の発現がわからない理由

- 現在、最初の卒業生が中学3年生である。卒業生が社会に出る時期までフォローし、検証することが必要である。

3. 特定事業に関連する他の法制度等の問題

- 当該制度が全国展開される場合、他の私立学校との整合性を図ること、経営の安定化を図ること等から、所管を都道府県に移管し、私学助成に準じた助成制度の対象とすべきと考える。

4. 特区実施にあたっての地方公共団体の役割

- 役割については、構造改革特別区域法に定められた学校設置認可、学校評価、セーフティネットの構築等の実施。支援については、必要に応じて当該設置校からの相談や確認等について対応。その他、国等からの通知等について情報提供を行っている。

5. 特定事業成功のために最も重要な鍵

- 当該制度の活用により児童生徒の就学を保障し、継続的・安定的な教育を実践していくためには、設置者である株式会社の理念や事業内容、企業規模と事業規模のバランス等が重要な要素であると考ええる。

6. 将来展望など

- 株式会社立の学校も学校教育法上の学校と位置づけられ、公教育を担っていることを鑑みれば、株式会社立学校における、より安定的・継続的な経営を確保するため、当該制度が全国展開されない場合、学校法人制度の見直しによる規制緩和により、既存の株式会社立学校の学校法人化を行うべきと考える。一方、当該制度が全国展開される場合、他の私立学校との整合性を図ること、経営の安定化を図ること等から、所管を都道府県に移管し、私学助成に準じた助成制度の対象とすべきと考える。

【規制の特例措置毎に異なる質問項目】

7. 株式会社の学校設置による教育上のニーズの充足（地方公共団体の回答）

- 英語を駆使して世界を舞台に活躍するための実践的な英語力や国際的なコミュニケーション能力を身につけるカリキュラムなどによる、より高いレベルの教育を望んでいる人々へのニーズを満たすことができていると考えている。

8. 学校の設置・運営にあたって効率的な学校運営のための工夫。学校運営や資金調達の工夫の結果どのような効果があがっているか。株主等利害関係者から学校の設置・経営についての意見（学校設置会社の回答）

- 校地校舎をリースにすることにより、初期投資を極力抑えた。その結果、借入れ資金の返済に苦しまず、募集した児童さえ確保できれば、健全な経営ができる。その他、5年償還の小規模私募債を発行し、必要児童数が確保できるまでの期間の返済による負担を軽減した。土曜日にビジター向けのクラスを開講したり、春休みや夏休みにサマースクール、スプリングスクールを開講するなど、施設を有効に利用して、運営の助けとしている。

9. 本特定事業を実施する上で学校経営上懸念される問題（学校設置会社の回答）

- 外国人教師の教員免許に関して、現在は県より臨時免許状の発行を受けているが、期間が3年で、更新ができない。本年3月で有効期限の切れる教員について、臨時免許状の再発行を受けることができたが、その条件は普通免許状を取得することである。玉川大学の通信制に申し込みをしたが、まだ単位を取れる状況にない。会社で教師を雇って週2回の日本語学習をしているが、普通免許状を取得するハードルはかなり高い。

10. 本特定事業の実施による教育上あるいは経済的社会的効果（学校設置会社の回答）

- 小1から本校で学んだ児童が本年3月に23名卒業したが、塾に通わず学校だけの指導により、確かな学力を身に付け、結果として23名中21名が私立中学に進学した。その子たちのうち9名は英検2級、11名が準2級に合格している。中学進学後も積極性や表現力の豊かさで中学より評価を得ている。英語イマージョン教育を受けた子どもたちが日本人として何らの問題もなく、今後の日本の教育の向かう一つの道であることを証明できたと考えている。

11. 株式会社（学校設置会社）という設置形態による学校設置・運営のメリット等や効果。学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいか。学校法人の設立認可や私立学校の設置認可のあり方を含め学校法人関係の制度について（学校設置会社の回答）

- 会社組織で学校を運営することに教育上の問題はない。問題は補助金がないこと、寄付などに対する税制の優遇がないことである。上記理由により学校法人化が望ましいと考えるが、そのためには、校地校舎を自己所有していない当社としては15億円以上を現金に近い形で所有していることが求められており、不可能と言わざるを得ない。

12. 株式会社立の学校への入学を選んだ理由と実際に入学してからの効果等（保護者からの回答）

- 株式会社立の学校を選んだ理由については、「学校の教育内容や教育理念を重視し、選んだ学校が株式会社立であったということで、株式会社立だから選んだというわけではない」「英語を自由に使いこなせることが自信になり人格形成にも大きな影響を与えている」「英語イマージョン教育はこれからの日本の教育の新しい姿であると確信できた」などの意見があった。
※私学助成や寄付金控除などについての要望も多数あった。

番号	816（高等学校）
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

1. 特定事業の概要など（発送数：22、回収数：20）						
都道府県	認定地方公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の発現	効果の内容	進捗と予定
北海道	和寒町	自然の恵み野和寒町教育特区	—	—	—	—
北海道	清水町	文化と人が響き合う清水町教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
福島県	川内村	川内村教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
茨城県	高萩市	高萩市教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	2. 計画当初から期待していた効果及び期待していなかった効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
茨城県	つくば市	つくば市教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	2. 計画当初から期待していた効果及び期待していなかった効果	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
栃木県	塩谷町	塩谷町教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	2. 計画当初から期待していた効果及び期待していなかった効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
埼玉県	深谷市	渋沢記念深谷人づくり特区	1. 現在特定事業を実施中	2. 発現していない	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
石川県	白山市	美川サイバータウン教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
長野県	上田市	上田市コミュニティー教育・交流特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
長野県	南木曽町	南木曽町教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	2. 計画当初から期待していた効果及び期待していなかった効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	豊田市	豊田市教育特区	2. 特定事業を開始したばかり	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果かつた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

三重県	志摩市	伊勢志摩市インターネット高校特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	3. 計画当初には期待していなかった効果	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
三重県	伊賀市	伊賀市意育教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
滋賀県	高島市	高島環の郷教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
兵庫県	相生市	海と森と人が輝く相生市教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
兵庫県	養父市	響きあう心 拓く明日 但馬中央の郷 ー養父市教育特区ー	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	2. 計画当初から期待していた効果及び期待していなかった効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
広島県	尾道市	尾道市人間教育特区	1. 現在特定事業を実施中	3. わからない	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
福岡県	川崎町	川崎町地産・地習・e環境教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
熊本県	南阿蘇村	南阿蘇村教育特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
熊本県	山都町	潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

2. 効果の発現状況

<ポイント>

- 滞在・交通等に伴う関連消費需要増、雇用創出特に特別免許状授与による地元人材の活用、施設整備事業、税収増等による地域経済への貢献の他、不登校生徒の受入れや若年齢人口増加を通じ、生徒の地域行事への参加や世代間交流による地域活性化等の効果が挙げられている。

<個別の回答>

- (和寒町) 経済的効果としてスクーリング実施による町内消費の拡大、地元の人材雇用。
- (清水町) ①スクーリングで訪れる生徒や関係者の消費需要：生徒約 640 名、教師等 140 名が本町に 1 週間滞在での経済的効果の推計約 1,000 万円②地元人材の雇用創出：特別免許状授与 12 名、教頭 1 名、スクーリング時の保健スタッフ 1 名、スクーリング講師 5 名③旧校舎及び旧教員住宅貸付による財産貸付収入：約 403 万円/年
- (川内村) スクーリングの実施などにより、村民との交流、経済効果等がある。
- (高萩市) 多くの不登校経験者の失われかけた将来に対し、自己実現のための新たな機会を得、高校を卒業することにより、社会に再チャレンジする機会を提供できる。体験学習では市民の経験やノウハウを活かし、専門家として教育に参画することにより、多くの若人に教え伝えることができる。これにより市民の社会参加の機会が増え、多様な人材交流に繋がっている。また、多くの生徒が本校にスクーリングに訪れ、雇用の創出、交流人口の増加、消費需要などの社会的、経済的効果が出ている。
- (つくば市) 不登校など通常の学校に適応しにくい生徒に対し、個人の能力、可能性を引き出す事に重点を置いたきめ細かい指導を実施し、市内研究機関等の見学などを通じて生徒の興味をうまく引き出している。また、筑波山で清掃などのボランティア活動を通じて社会貢献をはじめ、地元住民との交流を深め豊かな人材育成が図られている。当市の豊かな自然や多様な研究施設等の活用など筑波研究学園都

市のフィールドを十分に活用している。

- （塩谷町）定期的実施されている集中スクーリング、体験学習により、町内宿泊施設の稼働率が上昇するとともに、町内商業施設の消費需要が増大している。教員、事務職員等の地元採用により新たな雇用が創出されている。
- （白山市）夏と冬に行なわれるスクーリングでは、宿泊などの消費が増加しており、教職員の雇用が発生している。
- （上田市）①経済的効果：教職員の採用による雇用創出、生徒の通学による市内公共交通機関の利用促進、集中スクーリング等による宿泊需要等の増加。②地域への多様な教育機会の提供：既存の高等学校の全日制や定時制に在籍していない生徒の受け皿。③地域コミュニティの活性化：学校と地域との積極的な交流による地域コミュニティの活性化。
- （南木曽町）地域の経済活性化に寄与している。多様な学習の場を提供している。
- （豊田市）学校に携わる就労機会の増加、スクーリングに係る市内事業者の利用（バス、宿泊、弁当、体験・見学施設など）、土地建物賃貸借による歳入の増加。
- （伊賀市）開校から6年を経過して生徒数も順調に増え、平成23年4月からは、通信制定員600人を900人に増員した。スクーリング生徒の地元滞在をはじめ、施設改修整備に係る地元事業者への発注、雇用創出など過疎地域における経済の振興に寄与している。また、認可校は不登校や中退者を多く受け入れているが、全日制課程においては中退者を出しておらず、他の学校等で適応できなかった生徒をサポートできている。
- （高島市）いわゆる限界集落と呼ばれる地域に学校を設置していることから、若者がスクーリングで訪れることにより、地域の高齢者の知恵や文化を見直すきっかけになっている。また、スクーリングに伴い、既存の地域資源（観光資源や人材等）を活用することにより、一定の経済効果も生まれ、地域の活性化につながっている。更に、スクーリング時の宿泊等、近隣地域に相当の経済効果をもたらしている。
- （養父市）スクーリングによる生徒の来訪で、飲食・宿泊等による地元経済への波及効果がある。また、地元の中高齢者が体験学習の講師として、年間約530人（延べ人数）が同校の教育活動に参加し、生きがい作りの場となっている。
- （川崎町）地域住民の意識が学校を中心として交流に関心を持ち都会から集客している。
- （南阿蘇村）地域住民が、教職員として雇用されており、また、農業体験や伝統行事への生徒の参加により、地域が活性化している。

3. 想定外の効果の内容

<ポイント>

- 運動部が全国規模の大会で上位に進出する事により市民の応援参加など市民との連帯感が生まれ地域活性化に繋がっていることや、学校農園（田、畑）等が地域の自然環境、景観形成に役立つ。また、通信制ではあるが地元通学者も入ること、教員・事務職員の地元採用や本市への居住が進むなどの意見が見られる。

<個別の回答>

- （高萩市）高校の総合学科スポーツコース・サッカー部が、創部4年目において、平成22年度全国高校サッカー選手権茨城大会で決勝戦まで進み、惜しくも敗れた。平成23年度では、関東大会で初優勝を遂げ、全国高校サッカー選手権茨城大会は昨年と同じ相手の決勝戦を控えている。このように大会での優勝、決勝大会進出と活躍が続き、市民も応援の参加など、地域での活性化が図られ、貢献度も高い。
- （塩谷町）継続した学校農園（田、畑）の耕作や、学校に隣接する学校林の手入れ（間伐、刈り払い等）の実施により、学校周辺の良い自然環境、景観を維持している他、近隣の遊休農地を借用して花を咲かせるなど、地域に親しまれる学習環境を創出している。
- （南木曽町）通信制ではあるが、地元通学者も入ること。
- （志摩市）経済的な効果よりも地域の活性化という点で効果が現れてきている。
- （養父市）教員・事務職員の地元採用や本市への居住も進み、これらの学校関係者が地域コミュニティに参加するなど、過疎化・少子高齢化が進行する地域の自治組織の維持に貢献している。

4. 具体的な経済効果の内容や金額、社会的効果の内容等

<ポイント>

- 経済効果としては、スクーリング等による宿泊需要等の増加、関連消費需要増、地元人材の活用による雇用創出、施設整備事業、税収増等の回答が多く、社会的効果については、運動部の活躍、ボランティア活動、農業体験及び文化祭等をとおり地域住民との交流が生まれているという回答が見られる。

<個別の回答>

- (和寒町) 雇用の創出では地域から管理人として雇用が生まれた。町内消費の拡大では具体的な数字を把握してはいないが宿泊費・食事代等の消費が生まれている。
- (清水町) スクーリングで訪れる生徒や関係者の消費需要、地元人材の雇用創出、及び高齢者介護施設等へのボランティア訪問、保育所、幼稚園へのボランティア訪問、学校所在地の地域住民との合同の運動会開催の開催などの地域貢献活動などが行われている。
- (川内村) スクーリング受け入れに係る滞在費用約 500 万円、校舎等貸付収入で約 300 万円、地元雇用 3 名で約 1,000 万円などである。
- (高萩市) 税収 12,000 千円、高校職員分アパート賃貸料 17,377 千円、体験学習関係費 16,499 千円、学校関係費(教材、消耗品、管理費等)52,007 千円、スクーリング関係費(宿泊費等)67,030 千円、その他経費(寮管理料等)66,953 千円など計約 232,000 千円の経済効果がある。
- (つくば市) 年間 300 名程度の教育連携校の生徒及び教員等が市内の宿泊施設に数日間滞在し、また 70 名程度の在校生については年 20 回程度のスクーリングを実施している。その際、市内研究機関等の見学や農業体験学習などを通じて生徒の可能性、興味を引き出し、また、筑波山で清掃などのボランティア活動を通じて社会貢献をはじめ、地元住民との交流を深め豊かな人材育成が図られている。さらに周辺宿泊施設をはじめ観光施設、飲食店などの消費拡大などの地域経済の活性化にも寄与している。
- (塩谷町) 集中スクーリング、体験学習の実施により、町内宿泊施設、商業施設等において約 4,000 万円の経済効果が発生している。教職員 8 名(教員 3 名、事務員 3 名、労務員 2 名)が町内採用となっており、雇用効果が発生している。町内で開催される各種イベント(生涯学習フェスティバル、マラソン大会等)への多数参加や地域コミュニティとの合同イベントなど、町の活性化に積極的に協力している。
- (白山市) 学校設置会社の管理施設及び学校関連施設の建設を計画していたが、未だに建設されていない。しかし、美川中学校内にある美川本校を管理する教職員の雇用が生まれている。
- (上田市) ①教職員の採用による雇用創出(教職員 32 名のうち、市内在住者からの採用 4 名、市外からの転居 9 名)、生徒の通学による市内公共交通機関の利用促進(通学している生徒 90 名)や集中スクーリング等による宿泊需要等の増加(平成 22 年度集中スクーリングに、延べ約 90 日間で約 3,700 名が出席)などの経済的効果がある。②平成 23 年 5 月 1 日現在で 933 名の生徒が在籍しており、既存の高等学校に在籍していない生徒の受け皿となっている。③地域行事への生徒の参加やスクーリング時における地域住民等の参画(平成 22 年度参画者数延べ約 600 名)など、学校と地域の交流が積極的に図られている。
- (南木曽町) スクーリング時の宿泊施設の利用、教員・事務員の地元採用など。
- (豊田市) 地域への経済効果: 7,300 万円/年、土地建物貸付による市の歳入増加: 550 万円/年。
- (志摩市) ①24 名の地元雇用があった。②各種交流により地域の活性化が図られている。
- (伊賀市) 地区住民増: 寮生活者(生徒及び教員)15 名程度/給食業務や施設修繕等の地元業者への発注/スクーリング需要: 約 1,200 万円(通信制生徒数を 600 人として、年 2 回、1 回あたり 1 万円として計算)/地域との交流: 地域の行事に生徒が積極的に参加し、過疎地域の活性化につながっている。
- (高島市) (数字は、H22.9.30 現在)/新規雇用者: 延べ 31 人/設備投資額(市資産): 23,000 千円/高齢者の知恵や技術の活用など/地域活動への学生の参加など
- (相生市) 学校の設立により、生徒 277 名は、年に 1 度はスクーリングのため本校である相生市に訪れ、また、教職員が 28 名雇用された。さらに、テニス部においては、日本国内の大会のみならず、海外での大会においても優勝するなど、知名度UPに貢献している。
- (養父市) 平成 22 年度のスクーリングに対する民間(宿泊施設、周辺施設、店舗)需要額は、73,000 千円程度と算定される。これに、教育指導者、地元雇用などの効果を加えると 100,000 千円を超える経済効果があると見込まれ、学校周辺地域、養父市にとって非常に大きな効果をもたらしている。
- (南阿蘇村) 雇用創出額は、33,440 千円、法人税 130 千円(H23 年度賦課額)、固定資産税 1,398 千円(H23

年度賦課額)である。また、生徒達の地域行事への参加は、伝統文化の体験のみならず、少子高齢化が進んでいる地域にとって、欠くことのできない人材であると共に、地域振興の一役を担っている。

- (山都町) スクーリングにおいて町内体験施設、宿泊施設等の利用 100 名×7000 円×年 2 回、校舎清掃委託業務などによる経済効果。町の廃校舎維持管理費の軽減。過疎高齢化の著しい地域において農業体験や文化祭をとおり地域住民との交流が図られている。

5. 効果が発現しない理由

<ポイント>

- 想定していた生徒数が確保できていないことが挙げられている。

<個別の回答>

- (深谷市) 在学生 26 人という状況から、市への経済効果はほとんどないとする。また、農業や地場産業など、市民を交えた体験学習を実施していないことから、地元の産業振興の担い手の創出等に繋がっていない。
- (尾道市) 本計画が尾道市に及ぼす効果として、学校設置による社会的効果及び経済的効果を想定していた。地域の活性化や新しい教育モデルの提供等の社会的効果については、一定の効果は達成されていると思われる。一方で、経済的効果については、地元の人材の新規雇用等は一定の効果は上げているものの、在籍生徒数が計画策定当初の見込人数に達していないため、効果は限定的であると思われる。したがって、計画の効果の発現について、不明であると判断した。

6. 特定事業における要件・手続きの問題

<個別の回答>

- (清水町) 学校教育法第 4 5 条第 3 項により、広域の通信制の課程を持つ高等学校を設置する際には、あらかじめ文部科学大臣に届出が必要であり、その際に対象とする都道府県知事及び教育委員会に意見照会を行った。構造改革特区計画に記載し認定がされていることであるが、更に文部科学大臣に届け出が必要なことと、意見照会の根拠が不明確であった。

7. 特定事業に関連する他の法制度等の問題

<ポイント>

- 高等学校通信教育規程に定める校舎の面積要件、寄付金に対する課税措置など私学助成が受けられない株式会社立を考慮し弾力的な運用を望む意見が見られる。

<個別の回答>

- (清水町) 高等学校通信教育規程第 8 条に定める校舎の面積要件について、一律に定めるのではなく教育の方法(スクーリングの実施方法など)に応じて弾力的に対応すべきである。閉校施設を有効に活用しているものの、起債の繰上償還が必要となり、想定外の財政支出となった。株式会社立高校は、私学助成の対象とならないため、学習の経費について厳しい経営努力が強いられている。
- (上田市) 学校法人との比較において、税制の優遇がないため、この分、生徒や保護者の負担増となる。特に寄付金に対する課税措置は、趣旨に賛同し支援を受ける際にも課税扱いとなるなど、持続的に学校経営を行う場合には、株式会社立の学校は不利となるので、この点においては学校法人と同等の扱いとするのが適当であるとする。

8. 予定より遅れている理由

<ポイント>

- 予定した生徒数を大きく下回っていることを遅れている理由とする回答が多く見られる。

<個別の回答>

- (川内村) 入学者数が、定員に達していない。
- (つくば市) 連携を予定していた技能連携校との契約がまとまらず、生徒数が予定より大幅に少ない。

- （深谷市）ホームページによる生徒募集が主であることから、入学者が少なく、収益は創出できない。これにより、地元での事業（農業体験等）実施、教員・講師の任用等の予算が確保できないものと考えられる。
- （志摩市）生徒数は順調に増えているが計画どおりには推移していない。
- （高島市）公立高等学校の無料化による経済的負担が浮き彫りになったこと、及び景気の低迷により、経済的な負担に耐えられない家庭の入学を躊躇する傾向があると考えられる。
- （相生市）生徒数の確保については、1学年190名とし、3年経過後には570名を予定していたが、現在の生徒数は277名と当初予定時の約半数である。生徒の確保に苦慮している。
- （南阿蘇村）認可当初より県内において、同課程がある私立高校が複数校設置されたため。

9. 特区実施にあたっての地方公共団体の役割

<ポイント>

- 学校の運営・教育内容についての評価及び必要に応じ助言・指導、施設の紹介・貸与、生徒募集支援、職員採用についての相談、地元調整等とする回答が見られる。

<個別の回答>

- （和寒町）校舎の無償譲与（3年間）及びスクーリング実施時の人材提供。
- （清水町）学校の運営、教育内容について評価を行うため、設置会社より情報提供を受け、特区計画との整合性をチェックする。カリキュラム及びスクーリングの実施について、活用できる公共施設の紹介や人的支援、協力。校舎の貸付を行っている。
- （川内村）村所有施設の利活用、体験活動の支援、協力農家との連絡調整。
- （高萩市）学校と市内施設・団体等との連絡調整。
- （つくば市）審議会を設置し、事業運営の監査・指導をしている。支援は現時点で特にしていない。
- （塩谷町）特区計画の意義、目標が失われることのないよう、月1回の定期学校訪問を役場担当者が実施するほか、年2回の学校評価を塩谷町通信単位制高等学校審議会が実施。増加傾向にある生徒数に対応すべく、平成19年3月で廃校となった近隣の小学校を体験学習館として平成19年10月より賃貸借を開始し、質の高い教育の推進を支援している。
- （深谷市）スクーリングを実施する会場（校舎・施設）を貸与している。
- （白山市）補助金など金銭的な支援は全くしていない。計画では、数年後に学校関連施設を建設するという計画であったが、経営上の問題もあり、まだ建設されていない。そのため、面接指導等は白山市立美川中学校の空き教室を利用している状況であり、建設されるまでは、美川中学校など公的施設の使用の便宜を計らう予定である。
- （上田市）学校の所轄庁として、学校への指導を行うとともに、学校からの相談等に応じている。開校に当たっては、使用されていなかった小学校の校舎・屋内運動場等の整備を行い、本校校舎等として賃貸している。
- （南木曽町）施設の貸与、学習の場の提供。
- （豊田市）廃校（小学校）施設の有効活用のため、地元関係者と協議を重ね、関係部署と調整をし、有償貸与・設置認可を行った。また、県の関係部署へ事業者と同行し、円滑な就学支援金手続きに寄与した。今後は、学校運営について監督・指導を必要に応じて実施し、年度末までに学校評価を実施する予定である。
- （伊賀市）法令に規定されている学校設置認可者が行うとされている諸事務（学校運営状況の調査、改善指導、学則変更認可事務等）、教育施設の提供（旧小学校施設を賃貸借）及び生徒募集支援。
- （高島市）教育特区学校審議会の運営。地元自治会、関係団体、各種施設等と、学校設置会社との連絡調整。学校設置会社への廃校施設の賃貸（当初の数年は減額）。今後は、学校事業の市民等への理解の推進についても検討していく必要があると考えている。
- （相生市）学校設置の認可権者として、生徒への的確な学習指導等を行っているか等について、学校設置審議会等を通じて指導を行うとともに、学校の安定的運営のため、校地・校舎の貸与について特例的な措置により賃貸料の軽減を行っている。
- （養父市）①廃校舎等の改装に当たっての地元調整、内容の確認及び助言②地域活性化に関する協定書締結に向けた調整③職員採用についての相談④学校外学修のメニュー調整など。

- (尾道市) 学校設置会社の設置する通信制・単位制高等学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、年1回以上の評価を行う。特定事業者に対しての支援は特に行っていない。
- (川崎町) 申請等への助力・アドバイスなど。
- (山都町) 審議会を設置、評価及び必要に応じ助言、指導を行う。

10. 特定事業成功のために最も重要な鍵

<ポイント>

- 安定した運営基盤の確保と生徒数の確保とする回答が多く見られる。

<個別の回答>

- (和寒町) 学校設置会社との綿密な打ち合わせ及び信頼関係の構築。
- (清水町) 高等教育に理解とノウハウのある学校設置会社の存在と生徒に対し適切な指導を行なうことができる教師の確保。
- (川内村) 体験学習の内容の整備、宿泊施設の充実、学校名の知名度アップ、入学者の定数確保。
- (高萩市) 生徒数の確保及び健全な学校運営、教育の質の保証と生徒保護者からの信頼の確保。
- (つくば市) 既存の学校法人ではできない民間ならではの機動的で迅速、細やかな対応が可能であることを最大限活用する事。
- (塩谷町) 認定自治体と学校設置会社双方が構造改革特別区域認定の趣旨を理解し、教育の基本姿勢、方針に関して、常に同一意識、目標を共有すること。
- (深谷市) 株式会社としての経営力の向上と組織の形成にあると考える。
- (白山市) 経営を安定させるための経営努力と生徒を確保するために学校(教育内容)に特色を出す必要があると必要である。
- (上田市) ①学校設置会社が公教育の提供者であるという意識を常にもち、株立学校であっても他校と同様に法令等の規制があることを認識すること。その上で、安定した運営基盤を確保することや既存の学校では対応できない生徒への学習機会を提供することが必要である。②安定した運営のためには一定の生徒数を確保する必要がある、保護者からの信頼を確保することや学校・認定地方公共団体・地域との信頼関係を構築することが必要である。③認定地方公共団体が学校に対する教育面からの指導が行える体制等を構築することも必要である。
- (南木曾町) 事業者、公共団体の熱意と連携。
- (豊田市) 学校設置会社の健全な事業運営、学校運営に対する地元の協力と理解、認定地方公共団体の適切な支援。
- (志摩市) 特定事業者と行政のコミュニケーション。
- (伊賀市) 安定的な生徒数の確保。そのためには、当該高校の教育理念である「意育教育」の実績を積み重ね、他の公立高校等ではできない新しい教育スタイルとして社会的評価を得ることが必要である。
- (高島市) 地元自治会、関係団体、各種施設等との良好な関係。学校の経営基盤の安定化。学校が目指す社会的役割の理解。
- (相生市) 学校運営の基礎となる、生徒の確保。
- (養父市) 提案者の熱意と計画性・経営努力、スクーリングの際に体験授業で講師となる市民の参加。
- (尾道市) 本市域の特性を最大限に活かして、不登校状態にあった生徒の心を癒すこと。
- (川崎町) 事業主と行政の協力。
- (南阿蘇村) 学校設置会社は、生徒指導及び授業等の質の向上に努めると共に、安定的学校経営が図られるよう生徒の確保に努める必要がある。また、地方公共団体においては、円滑な学校運営が図られるよう必要な支援を実施する必要がある。
- (山都町) 学校設置会社の資質向上、交流事業の拡大・活性化、地域の情報発信。

11. 他地域ではおそらく発現しないと思われる効果

<ポイント>

- 農村風景、豊かな自然環境に囲まれた教育環境の中で勉学に励むことで、他では学べないことを経験すると言う回答が多く見られる。

＜個別の回答＞

- （清水町）地域住民が教員や講師としてスクーリングに参画して連帯感を持った教育が行なわれていることで、生徒も住民も人間として成長している。また、デザイン作成やテーマソングの作成など、地域の事業に参画して、地域に溶け込んだ学校運営が行なわれている。そして、現在、北海道芸術高等学校では生徒数が700人を超えているが、スクーリングで清水町の農村風景を肌で感じながら勉強することにより、生徒の新たな価値観や将来設計への手助けになっていると思う。
- （高萩市）体験学習による地域との交流。
- （つくば市）筑波山をはじめとする豊かな自然環境と研究機関の集積等筑波研究学園都市を構成する地域特性による生徒の可能性の発掘。
- （塩谷町）広大な学校敷地に加え、学校農園（田、畑）、学校林が隣接するなど、良好な自然環境に囲まれており、不登校や学業不振に悩む生徒に対する癒し効果は、他にはないものと判断している。また、体験学習の実施に当たっては、地域住民が指導者となり伝統工芸、伝統料理の制作指導、及び学校農園における米、野菜等の生産指導を行うなど、地方ならではの地域に親しまれる学校となっている。
- （尾道市）豊かな歴史性・文化性で日本でも有数の環境といえる本市域の特性を活かし、不登校状態にあった生徒の心を癒し、地域の人々や豊かな自然との新たな共生の機会、そして落ち着いた心を土台にしての学力伸長の場を提供すること。
- （南阿蘇村）本村の農業・歴史・文化などをテーマにし授業に取り組む事により、地域を理解すると共に、地域振興の一役を担っている。

12. 将来展望など

＜ポイント＞

- 少子化にともなう生徒数減少に対応した安定した学校経営への努力を求める意見がある一方、株式会社立という経営形態を活かした運営を望む意見が見られる。

＜個別の回答＞

- （清水町）構造改革特区法第12条第5項～第7項において、評価、通知・公表、悪化した際の転学の斡旋などが定められているが、学校運営会社に対して、適正な経営を行うよう指導・指摘する権限が不明確である一方、現在においても、地域と連帯した学習が行なわれているが、今後においても継続し、本町での教育が生徒の生きる力になることを切望する。
- （川内村）スクーリング等の人口交流によって、地域の活性化が図られる。
- （高萩市）少子化に伴い、生徒数の確保が困難になることが予想され、一層の学校経営努力が要求される。
- （つくば市）学校法人による学校運営の良いところと株式会社立による学校運営の良いところを合わせもつような学校制度を創設していくことを切望する。
- （塩谷町）今後予想される不登校等の低年齢化に対応するため、小中学校の同様な悩みを持つ児童生徒に対応する制度を構築し、小学校から高校まで一貫した対応が可能となる体制の確立が必要である。今後、増加することが予想される同様な悩みを持つ児童生徒に対して、広域にわたり対応が可能となるよう、対象範囲の緩和が必要である。
- （深谷市）当区の学校の経営状況、組織等を考慮すると「816」の規制の特例は活かせないと判断する。株式会社立としてのメリットがないことから、NPO法人として学校運営していくことも検討する必要があると考える。
- （白山市）美川特区アットマーク国際高等学校は開校して7年が経過し、少しずつではあるが、知名度も上がり、地元の中学校や高校より一定の評価を受けるようになってきている。しかし、経営を継続し安定させていくには、生徒を安定的に確保することが必要であり、まだまだ困難な状況には変りがない。今後も、経営努力が必要である。
- （上田市）少子化により生徒数の減少が見込まれる状況において、本特定事業が全国展開された場合には設置形態に関わらず過当競争に巻き込まれることになり、結果として閉校を余儀なくされる学校が出てきた場合には、在籍していた生徒が学業を途中であきらめることになりかねない。したがって、現段階においては市場管理も含め何らかの規制は必要であると考え。一方でここ数年、株立として開校した学校が学校法人化されている現状をみると、将来的には本特定事業を見直す時期がくるものと考えられ

る。

- （豊田市）株式会社立の学校も、公教育を行う学校教育法上の学校であるため、私立高校に準じた何らかの助成制度の対象となることが望まれる。
- （伊賀市）開校から6年を経過し、生徒数も順調に増えており、学校経営上も安定しつつある。学校職員の熱意により、「意育」の理念も広く理解されるようになってきた。今後も学校を安定的、適正に運営しつつ、現代社会の課題となっている若者の教育問題に一石を投じる活動を行ってもらえるものと期待している。
- （高島市）近年、同様の広域通信単位制高校が急速に増加していることから、教育方針の理解を広めることや地域に根ざした魅力あるカリキュラム等を提供できるよう、学校設置会社と連携を密にしていきたいと考えている。
- （養父市）教育を核とした地域活性化への期待と雇用の創出・交流人口の増加、周辺施設が活性化されることに期待を寄せている。
- （尾道市）引き続き不登校生や中途退学者に再チャレンジの場を提供していく。また、適正な教育、健全な学校運営を行えるよう、学校設置認可者である地方公共団体が、年1回以上の評価を実施していく。
- （南阿蘇村）特区計画に記載された効果の発揮のみならず、本村教育行政において大きな役割を担う学校となるよう期待する。
- （山都町）人口減少と高齢化の著しい当町において、本特定事業により更なる交流人口の拡大を図るとともに、地域の特色を活かし、定住へ繋がるような活動を提案していきたい。

【規制の特例措置毎に異なる質問項目】

13. 株式会社の学校設置による教育上のニーズの充足（地方公共団体の回答）

<ポイント>

- 不登校、中途退学者の新たな教育機会を提供する場として機能していることや、ボランティア活動への参加、地元住民との交流及び地元の経験のある市民による授業指導など既存の教育機関では経験できない教育を提供している回答が見られる。

<個別の回答>

- （清水町）本町の特区計画の目標として、①不登校、中途退学者の新たな学びの場の提供②町民の活性化③生徒に対する適切なアドバイスと進路指導、の3点を記載しており、「学ぶよろこびを共有し生きる力を見つけた人材の育成」を計画全体の最大の目標としています。本年6年目となり、約750名の生徒が在籍し、その中には不登校、中途退学者が相当数（30～40%）含まれています。また、芸術部門を取り入れたカリキュラムに、イラストやダンスなど得意分野を持つ生徒が入学し、これまでの高校では学ぶことができなかった授業が行われ、概ね計画どおりの成果があった。
- （川内村）不登校・中途退学者の学習ニーズに対応できる。
- （高萩市）本市では、少子・高齢化が進行し、産業立地も困難な地域において、本市固有のリソースを活かして、教育を核とした地域活性化を目指している。学習カリキュラムには福祉施設でのボランティア活動が組み入れられており、ボランティアグループとの関連性が高く、学校外学修の分野で協力できる内容が多い。また、体験学習分野においても、経験のある市民による授業指導に協力できる分野が多い。これらを通じて、市民の生きがいや生涯学習の機会が創出され、より一層の活力を市民に提供することになった。
- （つくば市）不登校などの通常の学校に適応しにくい生徒に対し、個人の能力、可能性を引き出すことに重点を置いたきめ細かい指導を実施し、また体験学習等の教育については、当市の豊かな自然や施設等を活用し、株式会社としてより機動的に、迅速に対応できた。
- （塩谷町）不登校や学業不振に悩む生徒に対する指導・支援により、通常の生活リズムへの回復、目的意識の形成等を促すことが可能となった。
- （深谷市）少数ではあるが、市内外（県外も含む）の学生の高校就学ニーズに貢献できた。
- （上田市）生徒一人ひとりのペースに応じたきめ細かい対応や対人関係面でのきめ細かい対応による教育の提供によって、既存の学校も含め地域への多様な教育機会の提供が図られていると考えている。その結果、平成22年度末で延べ1,156名の生徒が本校を卒業しており、そのうち半数以上の生徒が大学等

へ進学している。

- （南木曾町）多様な学習の場の提供。
- （豊田市）現状では判断できないが、今後、科学教育やものづくり教育に重点を置いた教育カリキュラムなどにより、それを望む人々のニーズを満たすことが出来ると考える。
- （志摩市）市適応教室や中学校進路指導教諭との連携が進み、選択肢のひとつとして理解されている。不登校対策やNPOボランティア団体等との連携による取組みが強化され、不登校対策のひとつの施策としてのニーズを満たすことができたと考えている。
- （伊賀市）不登校・高校中退者の増加に伴う社会的対応の必要性を満たしていると考えている。通常の学校生活や授業に対応できなかった生徒等に対し、潜在能力や意欲、意志を引き出す体験教育を進めるため、豊かな地域資源を活用しつつ、「意育」という教育理念に基づいた教育を実施している。開校後6年を経過したが、全日制課程においては1人も中退者を出しておらず、教育上大きな成果であると考えている。
- （高島市）公教育とは異なる視点で青少年の育成や社会参加を支援するものであり、生徒の個性に合わせた個別指導体制を公教育でも見習う点があると考え。また、地域の資源（人的資源や文化・社会資源など）が青少年教育と密接にかかわって機能することについても、改めて確認することができた。
- （相生市）不登校生徒及び学校に適応しにくい生徒への対応ができています。
- （養父市）市民の生きがいや生涯教育の機会創出、中・高齢者を中心とした体験学習指導への市民参加。
- （尾道市）不登校生や中途退学生に対し、再チャレンジの機会を提供し、次世代を担う人材育成を図る。また、本市の歴史性、文学性、芸術性を最大限に生かし、地域に根ざした教育を実施する。そして、地域住民の生きがいや生涯学習の機会の創出に繋げ、市民の活力を高める。更に、生徒や保護者等が、本市への愛着と関心を深めることなどで、本市の交流人口拡大の一助となる。
- （川崎町）学習障害や不登校などの特別な教育を必要とする生徒へのインターネットを活用した通信教育の提供、地域資源を活化した地元スクーリングによる地域活性化は行政としては十分に図れていると考える。
- （南阿蘇村）社会状況の変化に対応した職業感育成教育や生徒のニーズを反映させた授業等を迅速に行うことができた。
- （山都町）自然、歴史、人材など本町の地域資源を活かした教育環境の場を提供、中途退学者や不登校者が増加傾向のなか、個人のペースに合わせた学習内容により高校修学機会を提供することができた。

14. その他、地元住民の反応等（地方公共団体の回答）

<ポイント>

- 地元の行事等に積極的に参加している事で、地域との良い意味での関係が深まる事や、不登校経験者や中退者など社会参加が不慣れな生徒が地域社会への参加で良い方向に向かうと言った回答が見られる。

<個別の回答>

- （高萩市）当初、高校の誘致について地元住民は、不登校経験者や中退者の生徒がいる通信単位制高等学校に対し、不安感を抱いているような雰囲気であった。現在、スクーリング時の市民との交流や、体験学習を通じて市民が教育の一部に携わることにより、生きがいを感じる生涯学習の場ともなり、教育を通じた地域活性化が図られ、地域へ寄与・貢献するものである。
- （塩谷町）学校で行うイベントに地域のコミュニティが参加し、地域のコミュニティが実施するイベントを学校が協賛するなど、相互協力の体制が確立されつつあり、地元の学校に対する反応は良好である。
- （上田市）生徒たちは地元の夏まつりなどに積極的に参加し、御輿担ぎ、和太鼓演奏や売店での販売の手伝いを行い、さらには、地域の敬老会や保育園の運動会にも参加するなど、地域に開かれた学校づくりを進めている。地域住民側でも、学校のスクーリングに民話学習や農業体験などで協力し、学校周辺の草刈や樹木の手入れを行うなど、双方向での交流が行われている。
- （南木曾町）学校運営において株式会社的な感覚が時折感じとれる。
- （伊賀市）開校当初、地域の人の中には、非社会的な子どもが多いということで心配する声も聞かれたが、生徒が地域の行事等に積極的に参加することにより、現在はその存在が認められている。
- （高島市）青少年の社会参加を支援する体制として、経営面でも成り立つ事業であることを示すことが

できれば継続的な事業としての期待が大きい。また、本校が所在する地域にとっては、若い世代が活動することで活気が出てきている。

- （養父市）校舎に再び明かりが灯り、多数の中・高齢者が講師として教育に参加している。また、地域には学校を開放・地域の行事への参加など、地域の評判や関係は非常に良好。
- （川崎町）住民は木工工作（技術）や農村料理（家庭科）教室などへ地元ボランティアとして協力的であり、地域活性化や生きがい対策も図れたと考える。
- （山都町）地域コミュニティ団体との交流も図られており、将来的に郷土芸能などの継承なども期待されている

15. 学校の設置・運営にあたって効率的な学校運営のための工夫。学校運営や資金調達の工夫の結果どのような効果があがっているか。株主等利害関係者から学校の設置・経営についての意見

（学校設置会社の回答）

<ポイント>

- 職員にはコスト意識を持たせ、中古品購入による経費削減、スクーリングのパッケージ化の導入など効率的な学校経営運営に努める一方、IT設備、教員・講師の拡充へ投資する回答が見られる。
- 主たる運営資金は学費であることから転・編入生の積極的な受入れ、生徒募集地域の拡大等による安定的な生徒数の確保に努めているという回答が見られる。
- 多くが株主等利害関係者から学校の設置・経営についての意見はないとしている。

<個別の回答>

- （清水町）職員にはコスト意識を持つことと、収入源は生徒納付金のみであることを意識させている。生徒数の確保ができなければ学校の将来も危うくなると考えているので、生徒募集については全職員が対応している。また当校の株主は全て学校関係者と友好的な法人で占められているので、学校経営について理解を持っており、教育に全力を注ぐことができる。
- （川内村）学校を設置するにあたり、新規事業運営経費は学校部門以外における収益を充当した。弊社は独立採算制を採用していないため、学校部門を通じて得た利益も会社全体の収益として計上し、内部留保に努めている。また、効率的に学校を運営するため、人件費削減や事務用品などの消耗品のコストダウン、ペーパー類の物品再利用、出張旅費の削減など経費削減に努めている。尚、弊社は上場していない企業であり、取締役がほとんどの株式を保有しているため、経営陣と株主との間に意向の不一致は起こらないとの予測のもと学校経営に従事している。
- （高萩市・養父市）主な収入は、授業料収入である。効果的な学校運営のために、利益剰余金を教育力・サービス力増強のため教員を中心とした人員の増強及びITを中心とした設備投資を図っている。また、アメーバ経営の導入による部門単位での採算性向上を図っている。
- （つくば市）設備、資材等はは関連会社などを通じて低価格で購入するなど経費節約に努めている。その結果、予定した生徒数には満たないが大幅な赤字決算には至っていない。
- （塩谷町）資金調達は資本金、銀行等からの借入金及び学費等の納入金である。効率的な学校運営の工夫として次の取り組みを実施している。収益構造の強化・安定化として、ユニークな教育活動（特に体験学習など）に力を注ぎ、学校評価と知名度の向上を図り、中長期的に強い収益構造を構築。最適な通学コースの組み合わせ（週5日、週3日、週1日）と、それに見合う実践的指導力と幅広い知見を持った教職員を配置し、効率的な収益構造を構築。冗費の削減等経費節減を推進。生徒数の安定化対策として、転・編入生の積極的な受入れ、新入生募集活動の活性化と募集アイテムの多様化、生徒募集地域の拡大、学校評価と認知度向上の促進が挙げられる。
- （深谷市）資本金23百万円より開設経費4.7百万円を支出、以後基本的には生徒納付金収入にて運営している。事務所経費や消耗品等の支出削減をはじめ、教育研究費や教職員人件費についても、教育効果上支障を来さない範囲で改善を図っている。卒業後の生徒の社会的自立を目標に、少人数の細やかな指導を行っているが、数回にわたる重複した調査、複雑で変更回数が多い就学支援金手続き等、本来の教育業務以外の事務負担を処理する工夫が必要である。
- （白山市及び川崎町）（生徒管理システム、校務支援システムの構築）生徒の情報系、勘定系などの顧客データの整備を、一元管理などにより効率化し、インターネットでの学習支援テクノロジーの積極的な

導入、さらにインターネット関連の設備・機材・ソフトウェアの導入やさまざまな間接業務の電算処理を外注化し、浮いた時間や費用を生徒や親へのサービスに充て、顧客満足の増大を図っている。標準的な作業や単純作業、反復的な作業、その他事務処理を効率的に行なうシステムを数年越しで構築した。それにより、教職員の事務のミスはなくなり、教職員間、対生徒、対保護者との意思疎通が容易になり、教務に携わる時間は多くなり、生徒・保護者からも好評をいただくようになった。なお、当社は学校設置運営を主たる事業として創業しており、それに賛同した者だけが株主として参画している。個々の株主の持っている意向は定期的な株主総会その他の場で活発に議論され、執行部との事実認識の差異や方向性の差異は埋めるべく徹底議論を尽くしている。また、株主には普段より学校の様々な行事への出席、視察の機会を設け、学校の運営の様々な点や経営に関して改善の提案、意見具申をむしろ積極的に受け付けている。

- （上田市）本校の趣旨に賛同した人たちに株券を発行するなどの資金調達に努めている。また、校舎は最低限の補修で使用し、机・椅子・器具などの備品はリサイクルショップなどで中古品を購入し、食器・書籍などは寄附されたものを使用するなど様々な工夫を凝らして経費削減を図っている。そうした工夫や努力の結果、単年度黒字を継続できている。
- （南木曽町）学校運営にあたり、常に経費の見直しをしながら、無駄のない運営を心がけている。株主等利害関係者から、現在取り立てて意見は寄せられていないが、グループ企業が高等学校を運営していることについては、好感度をもって受け入れられている。学校運営にあたり、常に経費の見直しをしながら、無駄のない運営を心がけている。
- （豊田市）わかりやすいホームページの作成、丁寧な入学相談など入学希望者増加への工夫、スマートフォンを利用したレポート提出など教育方法の充実、楽しい授業など、生徒・保護者に支持される取り組みを実施。地域住民や地域の事業者（体験学習、旅館、バス、弁当など）と連携し、地域から支持される取り組みをしている。過去 2 期連続で単年度黒字を計上しており、新たな資金調達の必要はない。株主からは、生徒・保護者のニーズを汲み取るように、地域とともに歩む学校であるように、という意見をもらっている。
- （志摩市）「環境で育む」をテーマに様々な機関と提携し、専門性の高い教育を提供している。そのためにコストを抑えられている。また、協力者を増やすことにより自分の学校として様々な面のご協力をいただける。株主さんからは応援をいただいている。
- （伊賀市）受益者負担となる授業料や単位認定料を最低限に抑えているため、教職員の給与や福利厚生費は低く設定され、教育環境整備も必要最低限のものに限っている。
- （高島市）効率的な学校運営のためにした工夫としては、今年からスクーリングのパッケージ化に取り組んだ。これまでエリアの学習センターで内容を検討して実施しており、この方法は生徒の状況に合わせたきめ細かな対応がメリットとしてあったが、内容の検証改善が難しく、効率も少し悪い面があった。この宿泊スクーリングを過去 3 年のスクーリングの実績からパッケージ化する事により、効率よく運営することができるようになった。
- （尾道市）生徒の現生活状況や心的状況など（不登校の子どもが多いため）保護者と密な連絡をとったり、3箇所ある各地の学習センターの担当者とも数度打ち合わせをし、どのタイミングで集中スクーリングに参加させるかなどを検討し、参加率を上げたり、登校してからの配慮をしやすいように事前準備し、欠席を減らしてスムーズなスクーリング運営を図っており、一律に学年次だけでのグループ分けは行っておらず、一見手がかかるが、効率を考えると結果的にはうまくいっていると言える。株主等からは、経営の安定のため、在籍 400 人に向け、新たな努力を求められているところである。
- （南阿蘇村）宣伝広告や施設関係支出の軽減をはかるため、これらの支出は親会社（熊本ゼミナール株式会社）の一部負担により実施。今年度、通信制高校部門は赤字が見込まれるが、学校運営会社である株式会社ふりーだむには、4 部門（親会社の熊本ゼミナール株式会社の塾教材仕入れ製作部門、英会話スクール部門、くまもと清陵高校及び厚生労働省基金訓練事業部門）があり、他部門の安定した黒字運営により、赤字の補填は十分に可能である。また、学校運営会社である株式会社ふりーだむの株主は、親会社である熊本ゼミナール株式会社が持株 100%となっているので、全面的にくまもと清陵高校をバックアップする体制はできている。
- （山都町）各個人にあった個別指導、進学から就職までの全ての希望に沿った指導を実施し、他校との差別化によって集客をしている。

16. 本特定事業を実施する上で学校経営上懸念される問題（学校設置会社の回答）

<ポイント>

- 公的助成、税制面での優遇措置を学校法人と同様にしてほしいという回答が多く見られる。
- 少子化社会の進展、景気低迷による授業料未払い問題、高校授業料の無償化などに懸念する回答も見られる。

<個別の回答>

- （清水町）学校設置会社による学校運営ということを開校当初は特色として打ち出していたが、2007年度頃より噴出したLIEC大学による種々の問題が明るみに出たことにより、少なからず当校も風評的被害を受けることになった。特に保護者からは、株式会社による学校＝（イコール）利益追求のあまり教育がないがしろになる、倒産の心配などの懸念を聞いたこともあった。その出来事以降は積極的に設置会社立ということを出さないようにし、あくまでも教育の内容を強く打ち出すようにしている。
- （高萩市・養父市）授業料収入が経営を支えており、公的助成金および税制の優遇のない中で、少子化による厳しい市場環境で生徒募集・在籍確保をしていかなければならない状況である。
- （つくば市）大きく異なるものとしては補助金が上げられる。学校法人であれ株式会社立であれ、同等の扱いをされるべきではないか。
- （塩谷町）補助金や税制面で優遇されている公立や学校法人立の学校に比べて、収益構造の基本部分で不利な面もあり、長期的には、株式会社立であることの利点を有効に活用し、創意ある教育内容の開発や指導・支援の工夫に、より明確な特徴を発揮するとともに、経営面での一層の努力も必要になるものと認識している。
- （深谷市）①埼玉県のパイプライン負担軽減措置が、本校が株式会社立という理由で受けられない。株式会社立の学校の保護者にも学校法人立学校の保護者と同様の県の補助を望む。国の就学支援金に関しては私立高校として同等に扱われている。②官による各種調査の重複が多い。様式、内容の統一化が望まれる。生徒保護者アンケートについても、近接した時期に微妙に異なるものが求められ、通信制としては対応に苦慮している。
- （白山市及び川崎町）地方公共団体に大変なご協力をいただき、手続き的に分からないこともご指導いただいていることから、特に学校を運営する上では今のところは特に不都合は感じていないが、学校法人立の学校では加入できる私学共済に加入できない点や、いわゆる「私学助成金」はともかくとして、「協力校」制度が認められていないことなど、最終的な生徒の便益が損なわれている点などに懸念を覚える。納税者である保護者達は、公立高校、私学高校の財源を提供しながらその恩恵に浴さずに、さらにわが子の株式会社立学校の学費提供を余儀なくされており、何重かの過重負担を強いられているのはイコール・フッティングの観点からも改善が求められるものであろう。近年盛んに論じられる教育バウチャー制度を導入するなど、この改善は急務であると考えます。
- （上田市）学校側が学校経営上懸念している課題等は特にないが、要件や手続き、他の法制度等の問題としては、①税制面の優遇（学校法人並みの措置の適用、育英基金などに対する法的な整備）、②私学助成などを希望している。
- （南木曽町）現在、学校の設立から2年が経過し、南木曽町からも協力頂いて町の活性化の一助となっていると感じている。長野県には、他にも文化的な資産も多く特定事業の範囲を「所在都道府県」に広げる部分があっても良いのでは、と考える。
- （豊田市）特区に指定された複数の公共団体の中にある別々の株式会社立学校同士が、各公共団体の特区計画に明記されることによって、互いに協力校となれる制度設計へと変更していただきたい。本年5月の特区申請時にニーズがあったが、制度上、以上に述べた協力校は不可との指摘を受け、実現することができなかった。
- （志摩市）事務管理が当面の課題と認識しているが、就学支援金の取り扱いは全日制高校と違い、途中入学、単位の違い、県をまたぐ、増額申請等、非常に負担になっている。増額申請率も極めて高く相当の時間及びコストがかかってしまう。バウチャー制度の導入ができないのか。
- （伊賀市）長引く不況により、授業料等が支払えないために、意に反して退学、休学する生徒が増える傾向にあることは学校経営上大きな問題である。年2回、伊賀市本校でのスクーリングは、学校法人のスクーリング要件と比較して厳しい面がある。

- (相生市) ①学校法人のように国、地方公共団体からの補助金の支給がないので、その分学校法人に比較して財務上不利な立場におかれている。一方、学校設置会社の経営する学校は活動が自由のように世間では理解されているが、結構、規制が厳しい。②学習指導要領の範囲内での教育活動に規制を緩めてほしい。③学校経営上、一定の規模を維持しなければ、採算は取れない。補助金がない以上、独立採算制を厳密に維持しなければならない。そのためには、規模に利益を得るためには全国的展開が必要である。スクーリング等の実施場所の規制を学校法人並みに緩和してほしい。④スクーリングの場所の規制緩和(学校法人並み)を得て、規模の利益が享受できれば、より効率的な経営ができ、それが、結果的に、相生市の教育の地域振興に役立つと思う。
- (尾道市) 高校無償化により、入学を希望するであろうタイプの子どもが、全日制高校等に流れている。尾道市内では、例年、定員割れしていた高校(広島県尾道南高等学校)が今年の4月には教室が足りないほど入学希望者が殺到したという。そのなかにあって、当校の微増した入学者数を考えれば、健闘しているとはいえるものの、引き続き、生徒募集が心配である。
- (山都町) 今後、特別な規制の対象とならないか心配である。

17. 本特定事業の実施による教育上あるいは経済的社会的効果(学校設置会社の回答)

<ポイント>

- 不登校・中退者に教育機会を与えることは教育上・社会上意義が大きいと指摘する回答が多いなか、世界で活躍できる人材の養成が可能とする回答も見られる。
- スクーリング等での宿泊需要に見られるように関連消費需要の増加、積極的な地元業者の利用、地元雇用の創出などで経済的な効果も上がっている回答が見られる。
- 過疎化と高齢化が進んでいる地域の立地が多いため、高齢者との交流、若者の常住により地域活性化に寄与すると言った回答が見られる。

<個別の回答>

- (清水町) 芸術を通じた人間育成をコンセプトとしている当校では、スクーリングを通しての地域の方々との積極的な交流を行っている。また、授業では地元において文化芸術に携わる人材を教員として採用しており、郷土の歴史や文化を学ぶことは勿論、その先生にとっても、教えることが生活に活力を与え、双方にとって良い効果が出ている。こういった交流は、生徒のコミュニケーション能力の向上に寄与し、人間関係を構築する上で大切な人と人との繋がりをしっかりと教えてくれる。また食事などの際に地元の業者を使うことにより、経済的な効果も上がっている。
- (川内村) 既存の高等学校において対応が困難であると思われる者(具体的には、フリーター・ニートと呼ばれる選択肢を若年層・不登校や様々な理由で進路変更を余儀なくされている者)に対して、自己を見つめ直し、自己実現を図る学びの場と他者とのコミュニケーションの場を本事業により提供することができるようになったことは、社会的効果であると自負している。また、物品・教科書を含めた書籍の購入、リフォーム業者への工事発注、宿泊業者・飲食業者など優先的に地元業者へ発注するなど、学校設置以前と比較すると経済的効果を上げているとも考えられる。
- (高萩市・養父市) ①教育効果としては、不登校生や一度は高校卒業をあきらめた生徒の将来に希望を与えることができる。②この地域の伝統的な文化(あるいは失われつつある日本の伝統文化)を、全国の若者へ伝えることができ、継承・発展の可能性が増える。③経済効果としては、地方税・雇用捻出費・設備投資・スクーリングにかかる費用を地域に投下できる。
- (つくば市) 市内にはなかった自由度の高い教育環境を備えた高等学校として、不登校、引きこもりなどの生徒受入れに大きく役立っていると考え。また、周辺宿泊施設、公共施設を含め、スクーリングの活用することで、経済効果の一端を担っている。
- (塩谷町) 不登校や学習不振に悩む生徒を多数受け入れており、生徒たちの実情を念頭に置いた教育計画が生徒の成長に大きく貢献している。集中スクーリング時に多数の生徒が来町することから、都市と農村との人的、文化的な交流や世代間交流による町の活性化や学校の教員や事務員のうち、38名を県内から採用しており、地元の雇用創出に貢献している。集中スクーリングで約1300名の生徒が来町することにより、地元における消費需要の増に貢献した。町が所有している小・中学校のうち、廃校となった2施設を借用しており、賃貸料で町の財政を支援している。
- (深谷市) 教育上の効果としては、学校不適應、引きこもり等の不登校生や退学者を個人指導の形で丁

寧に卒業まで導く学校であり、人数は少ないが卒業率は高く、地域の若者の自立支援に役立っている。経済的社会的効果としては、国内外の経済状況が激変し、お金では買えない健康で心豊かな人生が望まれている現在、資金の流入を図るかつての経済効果ではなく、若者が高校の学歴を得られず、社会に対する疎外感を持ち犯罪の温床となる状況を阻止し、若年労働力として社会に適応させることで安全安心な社会の形成に貢献している。暮らしやすい暖かい町は人口の流入も期待できる。

- （白山市及び川崎町）中途退学を余儀なくされる生徒は近年増えている。公共サービスに近い高等学校教育の学習から遠ざかる生徒に高校卒業および進学への道を切り開く支援をする通信制高校に対する社会的ニーズが拡大する一方の中で、供給側である学校の選択肢が広がっていないところに株式会社立学校の誕生は時代的必然だったと思われる。また増えている発達障害生徒への支援などにも効果を発揮してきていると思われる。また働かざるを得ない勤労社会人に機会を提供する上でも、多様な学校の選択肢を産み出す、株式会社立学校の役割は大きい。
- （上田市）既存の学校システムの中で過ごすことができない子どもたちが増えている中で、本校へ入学した生徒が、地域・教員・友人との人間的な関わりを経ながら見事に変わって成長し卒業していく姿をみると、本校が存在することの教育上における意義は大きい。現在の教育システムの中では、学校はどうしても画一的・閉鎖的になる傾向にあるが、本校においては、地域の行事や体験活動、ボランティア活動などを通して、人との関わりを学ぶことができおり、その教育効果は大きいと考えている。
- （南木曽町）開校3年で600名を超える生徒が在籍しており、スクーリングで近隣の宿泊施設や地元施設を利用、商店での買い物などを実施している。それに伴う地元への経済効果があると思われる。生徒にとっては、「不便なところ」という意見もあるが、「木材でいろいろなものが出来るのを知った」「初めて人の写っていない写真をとった（自然）」「コンビニのない所でも生活できる」等の意見も寄せられている。
- （豊田市）教育上の効果：閉校した校舎の活用事例の提供、新しい通信制高校の運営、経済的・社会的効果：地域の活性化（体験学習、旅館、バス、土産物、弁当、警備、警報、防災、など）。
- （志摩市）認可されたことにより、高卒資格付与機関として社会的信用度が上がり、地域コミュニティ構築時非常に円滑に事業が進められるようになった。そのため、コミュニティで育てていく学校の考え方を浸透させやすくなった。地域の交流拠点として本校舎を利用しているため沢山の方々から、様々な機材等のご寄付をいただいている。
- （伊賀市）子どもたちを取り巻く環境の変化、子どもおよび保護者の価値観の変化に柔軟に対応することができる。生徒・教員の転入、通信制課程生徒のスクーリング、保護者の来校等で、微小ではあるが経済的に貢献している。過疎地域において、地域住民との交流機会を持つことで、地域の活性化にも繋がっている。
- （高島市）多様化する教育ニーズに対して柔軟にスピーディーに対応する事ができると思う。経済的効果は税金を使うことなく新しい公的な教育を提供する点にあると思う。
- （尾道市）①教育上の効果：地元における不登校、引きこもりの子どもを中心に、教育実績が、中学・高校の先生に認知され、これらの学校からの紹介を通して入学する生徒が増えた。②経済社会的効果：集中スクーリングに参加する生徒、同伴で来られる保護者は、市内のホテルに宿泊している。授業も、寺社めぐり等観光要素も導入しているため、ロープウェイ利用、各寺社への拝観料等、定例的に行われており、蓄積すればかなりの額になる。スクーリングを通してこの街を好きになった多くの保護者がリピーターとなり、度々訪れているという。
- （南阿蘇村）株式会社が高等学校を開校し、民間の視点で教育サービスの充実を図ることは、生徒ならびに保護者の皆様のメリットになると考える。また、当校の特色として、南阿蘇村のくまもと清陵高校とは別に、熊本市内にサポート校教育センターを有することにより、双方が随時連携を図りながら生徒のサポートを行っており、生徒及び保護者に対するメリットは大きいと感じる。スクーリングをはじめとする通信制高校としての学校行事はすべて南阿蘇村のくまもと清陵高校で実施し、生徒の基礎学力アップ等のサポートを細かく実施する場所としての役割は、サポート校教育センターが担うこととし、きちんと役割分担をして日々の運営を行っている。また、南阿蘇村は村内に大学と高校がある数少ない村であるにもかかわらず、開校当初は村内での当校の認知度が低かった。そのため、秋の文化祭を始め、地元で開催されるお祭り等に生徒がボランティアで参加したりと、村との関わりを積極的に増やしていくことを念頭において運営してきた。このような活動の甲斐もあり、村内の様々な団体や法人および個

人の方々に、まず当校に興味をもっていただくことができた。その結果、多くの温かいご支援やご協力を得られる環境が、年々実を結びつつあると実感している。

- （山都町）本校立地する地域では過疎化と高齢化が進んでいる。年を経るごとに地域と生徒の交流は深まり、町の活性化に大きく貢献できていると思われる。今年は文化祭も実施し多くの地域の方々と交え良い行事ができたと思う。毎回のスクーリングには地元業者を使うことにしており、経済面でも大きく貢献できている。

18. 株式会社（学校設置会社）という設置形態による学校設置・運営のメリット等や効果。学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいか。学校法人の設立認可や私立学校の設置認可のあり方を含め学校法人関係の制度について（学校設置会社の回答）

＜ポイント＞

- 教育内容を社会ニーズに迅速に対応できること及び柔軟な資金運用などで自由度の高い株式会社立の利点を活かした学校運営が望ましいとしているものの、既存制度（私学助成、税制措置等）の優遇措置が享受できる学校法人化を検討していると言った回答が見られる。一方、競争原理を導入し既存制度を見直し自由度の高い学校経営を行うべきとする回答もある。

＜個別の回答＞

- （清水町）開校時には地域資源を活用した教育の実践や、これまでにない新たなコンセプトによる学校の設置、学校法人認可までの時間の短縮というメリットがあったが、実際に5年間運営をしてみると、税制面や助成など、そして何よりも安心感・信頼感を保護者や中学校に対して与えられるため、生徒の確保、教育の質の確保においても、学校法人による運営の方が望ましいと考えている。現在当校では学校法人化を目指し、北海道の学事課に相談しているが、新たな認可については抑制方針が前提となっていることから認可に対して非常に困難な状況である。認可に際し、既に800名近い生徒を抱えている当校の実績と現状を認識してもらい審査してもらいたい。
- （川内村）校地・校舎が自己所有でなければならないという条件など、本来学校法人の学校が満たさなければならない規制が、本事業においては緩和されているが、その反面、補助金や税金面で学校法人とは異なる条件で運営をしなければならないため、必ずしも学校法人より株式会社立の学校のほうが運営面でメリットがあるとは言いがたい。また、学校法人として設置・運営をしたほうが良いか具体的に検討をしたことがないため不明である。
- （高萩市・養父市）学校法人と比して、株式会社（学校設置会社）の学校運営のメリットとしては、利益を教育サービス向上へ再投資するなど、柔軟度の高い資金運用が可能である点と考える。また、株式会社（学校設置会社）はこれまで民間で得たノウハウを取り入れることにより、既存の教育とはまた異なった特色ある教育を効果的に実施することが可能である。一方、学校経営の安定化では学校法人化も選択肢として検討の余地はあるが、親会社は株式公開企業でありIR上の課題もあり、当面は更なる理念実現に向け、株式会社立ならではの顧客サービス・満足度向上と恒常的イノベーションによる経営努力を行なっていく。学校法人の制度自体を賛否するものではないが、グローバル化・国際競争における人材育成の観点から、欧米等では多様な学び方が提供できる学校教育制度のあり方、設置主体に関わらず助成制度が受けられる教育バウチャー制度もあり、本国の学校教育制度においても大いに検討すべき時期ではないかと考える。株式会社による学校設置事業も始まって約10年が経ち、一定の支持を得られている現状を鑑みると、設置主体によって税制・助成制度の恩恵の差異があるのは、学校教育を選択できる立場の国民（生徒・保護者）視点から言うと課題である。国として教育特区制度の是非を問うことも大切ではあるが、国民視点に立って検討すべき課題を変えるべきかと考える。
- （つくば市）自治体の理解の上、短いスパンでその時代にあった学校の教育方法を検討、実行に移すことができる。学校法人化についてはそのスパンが長くなることで、生徒が求める教育環境を提供できなくなる要因のひとつであると考え。
- （塩谷町）今日の少子化に伴い学校統廃合が推進される状況下では、通常の学校法人による学校設置は、競争原理により新規参入への排除力が強く働き、設置は不可能に近く、多様な教育ニーズに応える流れを阻止しかねないと考えことから、特区における学校設置には大きなメリットがあると判断する。学校設立計画から立上げまでが短期間ででき、しかも塩谷町当局の細部にわたる支援・協力が得られたこ

ともあり、既存の施設・設備が創意ある教育活動に有効に機能している。

- （深谷市）メリットは不登校生の多様な事情に対応するには、教育上の新しい発想、柔軟性と熱意が大切である。それを実現するには従来型に縛られない「生徒のための学校」が必要。自由度が高い株式会社立では可能であること。一方、デメリットは株式会社立高校生は埼玉県のパイプライン制度の対象外であること。パイプライン制度本来の趣旨にそった改善を望む。設置形態は、生徒の未来を育むという教育本来の趣旨からは、問題ではないと考える。その他、面接授業の区域外実施は、授業に変化が期待でき、経営的に発展が望めようが、地域の生徒たちの安心感等を考慮すると、現状の規制でよいと思う。
- （白山市及び川崎町）生徒達の学習ニーズが多様化の一途をたどっており、公立・私立高校だけではカバーしきれない教育ニーズに応えるために株式会社の学校が果たす役割があると考えている。顧客ニーズに応えるために良いサービスを提供し、顧客から感謝していただき、また関係する人たちや機関から評価をいただくことが私達のメリットである。また、職員が強い社会的使命と動機を得て業務の遂行ができる点や、当社の目指すことに賛同し、資金と提供している多くの株主の動機が得られる点などもメリットとして考えられる。とはいえ、本特定事業の意義、特典は減少化しており、学校法人の設立認可については、関心を持っている。しかし、「校舎の自己所有要件緩和」などは都道府県では認識されておらず、旧態依然とした状況である。特区の株式会社立学校については、学校法人化にあたっては（運営実績を鑑みて）校舎の自己所有は免除されるなど、配慮してもらえると嬉しい。
- （上田市）学校設置会社という形態でのメリットとしては、認可等が地方自治体ということもあって、理解や協力が得やすく、また、地域と非常に親密な関係を結びやすく、有機的な関わりができていくことである。そのため、コミュニケーション力が不足がちな子どもたちに理想的な教育環境を提供できる環境になっている。デメリットとしては、税制面・補助金・育英基金・私学助成などで学校法人との待遇の差が大きいことである。学校法人化については、前向きに検討しているものの、制度の壁の厚さを感じている。
- （南木曽町）学校設置・運営については、自己所有案件の規定により地方自治体の協力があると迅速に学校設立のインフラが整い、求める教育が実行できるメリットを感じた。学校法人であるならば、税の優遇、補助金やスクーリング実施施設面などで株式会社立より優位性があると思われるが、学校法人について長野県での設置認可基準について伺ったところ、広域通信制の認可要件が他県と異なっており、このまま法人化した場合他校との競争力の面で同じ土俵に立てないと考えている。株式会社立とはいえ、必要な都度長野県総務部情報公開課・学課私学係とも相談をさせていただきながら運営しており、生徒にあった学校運営を求めていると考えている。
- （豊田市）良い経営をすれば経営が安定すると考える。この点は、株式会社であろうと、学校法人であろうと同じ。学校法人になりさえすれば経営が安定すると単純に考えていないが、学校法人化によって、経営がより安定するのであれば、検討しないというわけではない。現状では、株式会社として公教育に貢献したいと考えている。ただし、現状、学校設置会社に対し、法人税の優遇措置が無いことは是正されるべきと考える。
- （志摩市）イギリスのイトン校の教頭が以前、イギリスでは助成を受けるか受けないか選択することができ、我々は受けていない。教育的にも、経済的にも自立しているインディペンデンスクールです。と仰っていた。そのようになれるよう努力している。学校法人化自体は、今後の法人税や、固定資産税を考えると非常に魅力的だが、学校運営の自由度がどの程度厳しくなるのか勉強中のため判断できない。
- （伊賀市）設立時、制度面や投資額の面で株式会社立が望ましいと判断した。生徒一人ひとりのニーズや社会の変化に柔軟に対応していくためには株式会社立が望ましいが、一方で学校法人化すれば、助成金も得られ、生徒・保護者の負担減、社会的信頼性向上というメリットもあるため、今後各方面の意見を聞きながら検討したい。
- （高島市）メリットはスピーディーに設立認可される点にあると思う。学校法人かどちらが望ましいかについては検討中である。
- （相生市）本来、民主主義、自由主義を基本におく国では、すべて市場経済に任せるという観点から、政府の補助金なしで、平等な立場で運営できることが望ましい。安易な補助金頼みの経営は短期的にはいいかもしれないが、補助金制度は、結果的には特権意識、安易感、怠惰、腐敗を生み公正な競争が妨げられる。パウチャー制度のようなものを導入できることが望ましい。学校法人制度、補助金支給制度の廃止が望ましい（ただし、就学支援金を生徒に出すことは賛成）。

- (尾道市) メリットについては、学校法人立の学校と違って、特区の学校として許されている面を最大限に活かすことができる点である。例えば、通常なら、学校内における座学による教育活動が主となるが、特区による尾道市の無形の支援や、通信制という特性を生かし、集中スクーリングにおいて、尾道という街全体を“学校”や“教室”と位置づけて教育活動を行う。地元開催のイベントやまつりなど、生きた活動を教材にしてカリキュラムに組み入れている。また、不登校などの諸問題を抱えた子どもに、負担をかけることなく、寄り添えるプログラムを考えて実行することができる。学校法人については、将来的には、学校法人格取得を目指したいところではある。広島県学事課によると、校地校舎の自己所有が学校法人認可の条件であるとのこと、一つのネックとなっている。
- (南阿蘇村) 学校設置会社での学校運営を始めて、今年で7年目となるが、特区学校ではスクーリングが特区認可地域のみと厳格に規定されている。一方、学校法人の学校ではスクーリング実施施設を学校所在地外(他県等)に設置できるので、スクーリングへの登校がなかなか難しい生徒にとっては、その距離的な問題がネックとなり、せっかく当校への入学を希望している生徒であっても、学校法人の学校を選ばざるを得ないという現実がある。この点は特区学校の不利な点といえなくもない。また、学校法人の学校と全く同様の教育を行っているにもかかわらず、助成金や補助金等の公的助成がないことは、保護者にとって経済的負担増につながる可能性もある。
- (山都町) 自由度の高い株式会社立の方が生徒の求める教育を実践できると考える。米国ニューヨーク市では株式会社立のチャータースクールが100を超え、公立・私立、株式会社立にも補助金が出ている。要は生徒目線、教育効果目線での教育行政である。特区の利用、株式会社立だから補助金はなしという状況は良好な高校間競争を生み出さない。

19. 株式会社立の学校への入学を選んだ理由と実際に入学してからの効果等(生徒からの回答)

<ポイント>

- 株式会社立を理由とする回答は見られない。通信制で選択、既存の高校には少ない専門分野(芸術学科等)で選択、学生生活の自由度が高い、中学校の先生に勧められたなどの回答が見られる。
- 自分のペースで勉強できる、専門科目が本格的に学べる、先生と生徒の距離が近い、良好な人間関係の構築が学習への意欲につながっている、学校でありながら、塾の先生の進学指導を受けることができるなど自由度の高いカリキュラムを評価する回答が見られる。

<個別の回答>

- (清水町) 入学した理由: 芸術分野が学べるから。/自分に合っていそうだから。/普通の学校には通えそうになかったから(受験しても落ちると思う)。/勉強が苦手だったが、習熟度に合わせて勉強できるから。/中学校時に不登校だったが、ここなら通えそうだったから。/
効果等: 毎日通うことが出来ている。/芸術の勉強を通して友人が出来た。/芸術科目はプロの先生に直接教えてもらえて、将来につながりそう。/スクーリングで多くの友人が出来た。/スクーリングは辛かったが、達成感を感じる事が出来た。/
- (川内村) 中学校の成績に関係なく入学することができるため。/勉強だけをひたすら行うのではなく、自然体験など心をリラックスさせながら学習することができる。/不登校であったが、高校ではやるべきことをしっかりやれるようになった。/
- (高萩市) 株式会社立の学校への入学を選んだ理由について、高校の本校通学生徒61名を抽出し、そのうち21名(有効回答11名)にアンケートを実施。結果は、特になし・無回答3、家が近いから2、面談した際の教職員の対応2、前担任の先生からの薦め4であった。
- (つくば市) 生徒自身が株式会社立であるという意識は全く無い。通信制をベースに自分のペースで登校できる環境についてはとても満足している。
- (塩谷町) 生徒①先生と生徒の距離が近く、悩み事や嬉しかったことなどを自分の事のように考えてくれたり、喜んでくれたりしてくれる。/生徒②先生方は、勉強でわからなくなったら、自分が理解できるまでわかりやすく教えてくれる。/生徒③年間を通じて、何事にも積極的になり、自分の意見を主張できるようになった。生徒④入学前は、どんな学校か分からなくて心配したけれども、実際通ってみたら、話の合うクラスメイトが多く、この学校に入学してよかった。/生徒⑤入学してから学校が楽しくなり、どんなことにも挑戦する気持ちが生まれた。また、スクーリングなどは、最初は不安だったが、回数を重ねるごとに楽しめるようになった。クラスメイトや先生にとても恵まれた。/

- (深谷市) 株式会社立の学校への入学を選んだ理由(本校への入学理由): 場所が近い。／登校日が少ない。／知人の推薦。／前籍校の先生からの推薦。学費が安い。／テレビで見た親からの薦め。／入学してから効果: 楽しい。／先生方が優しく親切。／指導が丁寧。／交友関係ができ明るくなれた。／遠方だがそれなりに楽しい。／自立した勉強習慣が身についた。／勉強が難しくない。／
- (白山市) この学校を選んだ理由は単位取得のための勉強と進学の勉強が分けられていること。そのおかげで単位取得後は自分の好きな勉強が出来ると思ったから。それと、自分のペースに合った学習の進め方が出来るのも理由のうちの一つである。／勉強の仕方やわからない問題の解法など、先生達に支えもらえる部分もたくさんあるので非常に落ち着いて勉強ができると思う。／
- (上田市) 入学を選んだ理由としては、本校が提供する教育が各生徒が求めるニーズに合っていたことが主に挙げられている。また、実際に入学してから効果については、良好な人間関係の構築が学習への意欲につながっているなど、積極的な評価が大半を占めている。
- (豊田市) 個人を大切にいただき、子供も安心して学生生活を送ることができる。／生徒が選ぶ幅が広がった。／高校卒業と、他にしたいことの両立という目標が達成できると考え入学した。／目的意識を本人が自覚することで学習へのゆとりが生まれた。／自分で考え、「やらされる」から「やってみる」という意識変化がみられる。／少しづつ勉強意欲がでてきてがんばっている。／
- (伊賀市) 「株式会社立」ということについては、学校を選ぶ過程においても、入学してからも、特別な意識を持っている生徒は少ない。生徒、教員が自由に意見を交換したり相談したりできる環境があり、特色ある教育が行われていると感じている。
- (高島市) 株式会社立の学校かどうかという選択で入学されたという方は少ない。学校の教育方針やスタイル、修学体系などを勘案して、最終的に選択された方が多い。ただ、入学されない方の中には、経済的な理由によるものも少なくないと推測する。
- (相生市) 入学理由は前の学校での失敗をしないですむと思ったから。／株式会社として選んだ訳ではなく、学校の対応として熱意を感じたから。／通信制のシステムを利用して、いろんな国での試合や練習に出る事ができて大変いい経験ができた。英語も得意になってよかったと思う。／
- (養父市) ①自分のペースで学習を進めることができると思ったから／②高校の卒業資格が必要だと思ったから／③中学校の先生から薦められたから。／
- (尾道市) 学校の空気が良くて、この学校だったら元気になると思った。／他の学校だったら、からだは動かなくなるから。／人間教育を行っている学校。／不登校生のための学校だから。／イベントや合宿等で元気を取り戻してきた。／人間味が溢れており、入学して良かった。／信頼できる仲間がいる。／安心できる場である。／本質的な問題をお互い話し合える仲間がいる。／一日一日がとても楽しく充実している。／
- (川崎町) 入学に関してはテストがなく作文と面接にて受験が出来るので選んだ。又入学後は定期テストがなく成果物(もしくはワーク)で評価してもらえるので自分のペースで学習できる。／学校設定科目(農業体験や就業体験等)は体験を通して教科書では学べないことを学べる。／制服が自由で校則もあまり厳しくないところがいい。／川崎町安宅の自然や空気が素晴らしく、地域のおじちゃんおばちゃんたちが優しくしてくれる。／自由登校がいい。／スクーリングでは全国に友達出来る。／観光農園ラピュタやりんご園等地元の様々な体験ができる。／中学時代不登校だったが、学校らしくなく自由な雰囲気学校のおいがないところがいい。／
- (南阿蘇村) ①この学校で良かったと思う。／②自分に合っていると思う。／③自分のペースで学習ができるが、レポートには締切があったり、また、スクーリングを南阿蘇村で受けなければならないので、教育センターでできたらいいのと思う。／④単位制・通信制があまり意味がわからなかったが、最近慣れてきた。／
- (山都町) 株式会社立という意識は特になく、一般的な通信高校ととらえている。他の学校の事を知らないで、予想での話になるが、今までの学校と違い、先生が親身になって、子どもの指導をしてくれている。学校でありながら、塾の先生の進学指導を受けることができるのが非常に良いと思う。

20. 株式会社が通信制高校の設置・運営者であることで学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について不安に感じる事(生徒・保護者からの回答)

＜ポイント＞

- 経営や教育内容に関する不安や破綻後の受け皿を紹介してほしいなどの回答が見られるが、不安は感じない、考えたことはないとの回答が多く見られる。

＜個別の回答＞

- （清水町）学校法人による設置ではないことと聞き、経営状況により、教育の内容が低くなるのではないかと、思った。／設置形態は親としてはあまり気にならなかった。／子どもの行きたい学校がたまたま株式会社だった。（不登校経験の保護者はこの意見が多数見受けられた）／学校法人ではない高校だと聞き、高校卒業資格が同じかどうか、気になった。／もし倒産したらどうになってしまうのか。／なかなか学校に足が向かなかった子どもが行けるようになったことに対して、大変感謝している。／普通の高校では多分続かなかったと思うので、細かいケアがしっかりとれていると思う。／
- （川内村）① 不安がある：0 組② 不安はない：47 組③入学前に心配することがあったが、今は何も感じていない。：3 組という結果である。
- （高萩市）株式会社が通信制高校の設置・運営であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、なにか不安に感じることはありますかというアンケートに対し、Q14（前質問）と同じく11名の回答の結果、感じない・無回答5、経営状況によって学校が無くなる、また教育内容が低下する不安3、学力や進学に対する不安3であった。
- （つくば市）株式会社であることに対して懸念はなく、学校法人立の私学と同様に考えており、不安感を持っていることはなかった。
- （塩谷町）保護者①入学前はわら（藁）をもすがの思いであったが、今では進路も決まり、毎日登校できるようになった。先生方にとっても感謝している。／保護者②不登校だった子どもが「行かなくちゃ」という気持ちにさせてくれた。1年の時、担任の先生が、粘り強く電話してくれたのが、効果的だったと考えている。中学では、そこまで生徒一人のために、めんどろをみてくれないので、きめ細やかな指導はとてありがたかった。／保護者③学習面については、とても不安を感じていたが、少人数制や日常のレポート学習が生徒本人にはとても向いていた。また、優しさだけではなく、時には、厳しさも教えて頂いた。その辺りのさじ加減がとてもよかった。／保護者④行きやすい環境を作ってくれ、先生方には感謝している。具体的には、きめ細やかな指導と、子どもの話をしっかりと聞き、受け止めてくれた。また、無理強いしないのもよかった。／保護者⑤今でも人間関係で悩むことがあるが、先生方の声掛けやフォローがあるのがありがたい。また、子ども目線で物事を考えてくれるので、子どもが安心して通うことができています。／
- （深谷市）生徒、保護者全員が不安は特にないと回答。新しい教育形態として、民間の視点が入ることはよいと思う。との保護者の意見があった。
- （白山市）教科によって先生不在の曜日があることが少し残念である。
- （上田市）現在の景気状況から、私立学校であることに不安を感じる意見がごく一部にあったが、全体としては、株式会社が学校の設置・運営者であることに不安等を感じている意見はみられない。
- （南木曽町）＜保護者＞別に不安なことはない。先生方には色々配慮していただいて本当に有難く思っている。（ただ、通信制自体、）毎日通うのではないので、家にいる時間が多くなり不規則な生活をなってしまうっており、社会に出た時を心配している。学校は生徒数が少ない分、先生方との関わりが多く、友達のように接してくださっているので安心して通学させている。
- （豊田市）不安に感じることはない（15件）。／経営状態の悪化等により学生へのフォローが減ったり、指導内容がおざなりにならないかと心配。／全日制との差を感じる（鉄道会社から学割を断られる、各都道府県での助成から除外される等）。／十分個人の質問状態に応じる説明と情報の開示をしていただきたい。／
- （伊賀市）株式会社立であることについて、「特に不安を感じない」「気にしていない」との回答が大部分であるが、会社の倒産や、倒産後の受入れについて不安を感じると答えた人もいる。
- （高島市）学校が実施しているアンケートによれば、保護者の大半は満足をしているという結果が出ている。経営面では、運営主体の安定した経営状況について不安視する声はほとんど聞かれない。
- （相生市）株式会社でもあり、うまく経営として成り立つのか不安に感じた。
- （養父市）①特に感じない、無回答8人。／②学力や進学に対する不安3人。／③経営の悪化によって学校が存続できなくなる不安2人。／

- （尾道市）全く不安を感じたことはない。／世間一般の学校とは全く違った大変素晴らしい学校で心配していない。／一人一人を大切に、情を大切にする学校は他にない。／素晴らしい教育が展開されているので、心配していない。／たくさんのイベント、合宿等で、子どもが元気になり、精神的にも強くなっており、ありがたいと思っている。／国などからの支援がもっとあれば、生徒は、もっとよりよい環境で学習できる。／
- （川崎町）規制緩和要件の多くは目的ではなく、手段である。なかでも本特定要件である「株式会社立の学校うんぬん」は、地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズを元に設置認可する学校を実現するための手段である。しかし、学校法人による通信制高校であるならば、生徒と保護者の学習上のセーフティネットとして認められる「協力校」制度が認められないことや、私学の各種組織に入れないなど、前述のとおり、保護者が三重の経済的負担を余儀なくされるなど、生じた成約が生徒の学習権や保護者の権利を侵す事態になっている。また、国が特区で出来る学校にそもそも何を求めていたのか、中期長期ビジョンはいかなるものか、その目標値は一体何だったのか、達成度はどうか、今後どうしていきたいのか、国民や納税者にどう貢献するものと目するのか。それらが問われているのではないか。
- （南阿蘇村）①特に心配していない。くまもと清陵高校は学習塾が母体として経営されており、数多くの進学実績もあるので、この点は評価している。／②学校設置会社が今後安定して存続して欲しい。／
- （山都町）株式会社立という不安を感じたことは今までになく、先生達が頑張ってくれているので、学習に関しても不安などは特にない。

番号	816（大学）
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

1. 特定事業の概要など（発送数：10、回収数：7）						
都道府県	認定地方公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の発現	効果の内容	進捗と予定
東京都	千代田区	キャリア教育推進特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
東京都	杉並区	クリエイティブ教育推進特区	4. 準備段階にも入っていない	—	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
東京都	八王子市	情報産業人材育成特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
東京都	立川市	ネット学習（eラーニング）事業を活用したまちづくり特区	3. 準備段階である	—	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
大阪府	大阪市	ビジネス人材育成特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
兵庫県	神戸市	国際みなと経済特区	4. 準備段階にも入っていない	3. わからない	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
福岡県	福岡県福岡市	福岡アジアビジネス特区	1. 現在特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

2. 効果の発現状況
＜ポイント＞ ● 旧小学校校舎を利用したキャンパス、市民の生涯学習の推進に貢献するなど、地域経済の振興、地域活性化などの効用が見られる。 ● 大学開設に伴う雇用創出効果がある。 ＜個別の回答＞ ● （千代田区）株式会社による大学・大学院運営が可能となったことで、希望する株式会社が新規に区内に大学を開設することができた。現時点では、株式会社によって大学3校、大学院4校が運営されている。 ● （八王子市）デジタルハリウッド大学は、市民大学である「八王子学園都市大学・いちよう塾」に講座を提供し、市民の生涯学習の推進に貢献している。八王子市が同大学に有償貸与している旧小学校校舎を八王子キャンパスとし、屋内外の撮影や長期に渡るWeb制作など、規模の大きな課題制作に取り組む

ことのできる施設として卒業制作等に活用される一方、多摩ニュータウン地域の活性化などに寄与している。

- （大阪市）高度な専門知識・能力を有する人材の輩出や雇用創出など地域経済に効果が発現している。
- （福岡県、福岡市）平成 19 年 4 月、本市内にサイバー大学が開学し、雇用創出効果（27 名）が発現した。

3. 具体的な経済効果の内容や金額、社会的効果の内容等

<ポイント>

- 雇用創出効果やキャンパス周辺での消費活動、土地貸付収入等の地域経済に効果が挙げられている。
- 高度な専門能力を有する人材の育成に寄与している。

<個別の回答>

- （千代田区）約 2,400 人が千代田区内のキャンパスに在籍しており、キャンパス周辺の消費活性化効果が発現している。高度な専門能力を持った卒業生が毎年度 600 人程度輩出されることにより、産業の活性化がなされている。
- （八王子市）廃校となった小学校をデジタルハリウッド大学へ年間 2,700 万円で賃貸借している。また、大学施設として活用することにより、施設の保守等の管理、学生が地域で物品等購入するなどの数字として現れない経済的効果もあることから、地域の活性化に繋がっている。なお、大学が施設を使用していない場合、地域に校庭や体育館を無料で開放しており、地域の生きがいがづくり、健康づくりにも貢献している。
- （大阪市）体系的な高度人材育成により、IT 専門技術を生かすことのできる職種へ転向したり、自ら起業することによる地域産業の振興やそれに伴う雇用創出の実績を生み出している。
- （福岡県、福岡市）設備投資や雇用創出など、経済的な効果が認められる。また、サイバー大学の有する IT 総合学部教授等による公開講座が行われるなど、本市の人材育成への貢献では一定の成果が確認できる。一方で現時点での全体的な成果の有無については、引き続き検討が必要。

4. 効果が発現しない理由

<個別の回答>

- （神戸市）特定事業者であった LEC 大学は、平成 22 年 3 月末日をもって神戸キャンパスを廃止した。平成 17 年 4 月の開講以来、1~4 学年の全カリキュラムが揃って実施されることのないまま事業終了となっており、本特定事業の効果につき、具体的な結論を得るのは困難である。

5. 特定事業に関連する他の法制度等の問題

<ポイント>

- 税制優遇や私学助成金の適用など学校経営の安定に向けた方策、大学破綻時の体制づくりなど、健全な学校経営が望める環境づくりを求める意見が見られる。

<個別の回答>

- （千代田区）特区法において自治体に経営破綻時に取るべき必要な措置が定められており、自治体としては協定書に基づいて経営状況報告を受けるなどして、経営悪化防止に向けた情報収集に努めている。だが、実際の経営破綻時に取り得る選択肢には限りがあるために、私立大学全体の中で破綻スキームの検討をお願いしたい。
- （大阪市）学校設置会社の経営の安定性が特定事業の成否に影響するため、学校設置会社の会計において学校部門とその他事業部門を明確に分けた上で、学校部門に対する税制優遇や私学助成金を適用するなど、学校経営の安定に向けた方策を国において検討していただきたい。

6. 予定より遅れている理由

<個別の回答>

- （杉並区）文部科学省より設置不可とされたため。

- (立川市) 学校設置にあたり、事業に賛同いただいていた株主関係者から出資を募り資金調達を行っているが、リーマン・ショック以降の景気の低迷により、開学するに当たっての必要な資金の確保ができていないため
- (神戸市) 特定事業者であったL E C大学は平成22年3月末日をもって神戸キャンパスを廃止している。

7. 特区実施にあたっての地方公共団体の役割

<ポイント>

- 地方公共団体の役割としては、経営状況の把握という回答が最も多く、大学の認知や知名度向上に関する支援という回答も見られる。

<個別の回答>

- (千代田区) 協定書を締結することにより、学生に対しての適切な修学環境の維持を求め、財務報告を受けて区として会社の経営状態を確認し、地域貢献についての働きかけを行うことをしている。
- (八王子市) 特定事業者であるデジタルハリウッド大学が安定した大学経営を行い、特区計画の目的に則した事業展開等を行うよう統計資料等の提示、説明を求め、指導監督を行っている。また、特定事業者への支援については、特区計画を行うための情報の提供などを随時行っている。
- (大阪市) 財務状況や学生の授業料留保金等の報告を定期的に受けるなど、学校設置会社の経営状況を把握し、特区計画の円滑かつ確実な実施を図っている。
- (神戸市) 学校設置会社から営業・損益報告、決算の状況、学生募集状況、講座実施状況、神戸キャンパス独自のカリキュラムの実施状況について、その都度説明を受けキャンパスの運営状況について確認を実施した。また、本市との間で締結している協定書により、経営支障が予見できる段階での学生募集停止や近隣大学等への転入学の受け入れ協力要請等のセーフティネットについて定めた。
- (福岡県、福岡市) 従来の大学とは異なるサイバー大学は、まずその存在が広く認知されることが必要であるとの認識に基づいて、同大学のパンフレットを本市関連施設に配架したり、共催で産学官連携事業を展開する等、知名度向上に関する支援を行っている。

8. 特定事業成功のために最も重要な鍵

<ポイント>

- 産学官連携事業の展開などカリキュラムの充実や地元の理解を深める地域密着型の運営など、魅力ある学校経営の推進、安定した財政基盤の確保、制度の周知といった回答が見られる。

<個別の回答>

- (千代田区) 設置主体である株式会社のノウハウを生かした実学教育や地元密着した地域貢献を通じて、学校の社会的な評価を高めていくこと。
- (八王子市) 安定した大学経営が前提となるが、いかに地域、他の大学等、企業との連携を図ることができるかが特定事業成功のために重要である。
- (大阪市) 学校設置会社が経営を安定的に継続することによって、「学校教育の継続性」「教育の質の安定的な確保」「公教育機関としての役割」が確保されること。
- (神戸市) 通年における財政状況のチェック等、特区認定自治体として可能な限り運営状況の把握を実施していても、大学としての教育の質の部分については、単なる特区認定自治体としての立場ではなかなか踏み込み難い面があると考え。そのため、大学設置の認可主体である文部科学省も含めた形での情報共有の体制整備など、制度面のさらなる整理・向上策の検討が必要と考える。
- (福岡県、福岡市) 魅力あるコンテンツ(教授陣・講義)の提供及び制度の周知である。

9. 他地域ではおそらく発現しないと思われる効果

<ポイント>

- 地域の特性を活かした大学の設置・運営が求められている。

<個別の回答>

- (千代田区) 当区には多数のオフィスが立地するために、社会人が終業後に学生として実学を重視した

大学院に通えるという効果が発現している。この効果は大都市中心部以外では発現しない。

- （八王子市）八王子には周辺地域も含め 23 大学等（デジタルハリウッド大学を含む）が立地しており、この多くの大学が連携することにより、学生への教育活動の充実、大学の地域貢献活動などが更に進んでいく効果があると考えている。
- （大阪市）大阪市では、ソフト産業プラザ iMedio における IT ベンチャーの育成、メビック扇町におけるデジタルコンテンツ・ビジネスの育成に取り組むなど支援を実施しており、より起業しやすい環境整備を進めている。
- （神戸市）本特例は、神戸市においては「国際みなと経済特区」の重点事業に掲げる「国際・ビジネス人材育成拠点」の構築の推進を目的に導入している。今後、国際・ビジネス人材育成拠点において株式会社立大学の立地に伴う人材育成が進むことで、外国人研究者及び技術者等との技術面・ノウハウ面における活発な情報交流や市内の既存大学・各種企業との共同セミナー、公開講座、共同研究等を通じた連携が促進されることを期待するところであるが、このような効果は、国際貿易港を抱える当該特区において特徴的なものとする。

10. 将来展望など

<ポイント>

- 株式会社ならではのメリットを活かして学校の運営を推進していく。
- 卒業生を輩出することで大学の知名度が上がり、多くの学生が集まることが見込まれ、IT 関連産業等を支える人材の育成が進み、地域の研究・教育機能の強化につながる。

<個別の回答>

- （千代田区）良好な修学環境の維持のために各校の運営状況をチェックし続けるほか、株式会社ならではのメリットを質量ともに引き出していく。
- （福岡県、福岡市）平成 22 年度に完成年度を迎え、卒業生を輩出するようになり、サイバー大学の知名度が上がることで、多くの学生が集まることが見込まれる。またそのことにより、IT 関連産業等を支える人材の育成が進み、本市の研究・教育機能の強化につながることを期待するものである。

【規制の特例措置毎に異なる質問項目】

11. 株式会社の学校設置による教育上のニーズの充足（地方公共団体の回答）

<ポイント>

- 即戦力となる IT などの高度な専門能力を身に付けた人材の育成、地域における生涯学習への寄与などが挙げられる。

<個別の回答>

- （千代田区）「機動的な経営」というフレーズで言い表されるとおり、最新の社会状況を踏まえた授業を実施できている。経営・IT・英語教育などは既存の教育機関では不十分なところが指摘されている分野である。そのような分野に株式会社のノウハウを生かした教育を提供できている。
- （八王子市）デジタルハリウッド大学は、市民大学である「八王子学園都市大学・いちよう塾」へ講座の提供を行っており、市民の生涯学習の推進に貢献することができた。
- （大阪市）株式会社が学校を設置することで、会社自身がこれまでつちかっていた人脈やノウハウを生かした実践的な教育をおこなうことができ、その結果高度な IT 技術を持つ人材を輩出する仕組みが構築されて、特区計画の目的の一つである、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材やそれを支援する専門人材を育成することによる地域の活性化が図られている。
- （福岡県、福岡市）第 1 期生が卒業する平成 23 年度以降の状況を勘案する必要があるが、今後、事業主体会社のネットワークを活かしたインターンシップなどを行うことで、学生が理論と実践の両面を学ぶことのできる機会を得られるものとする。

1 2. その他、地元住民の反応等（地方公共団体の回答）

<個別の回答>

- （千代田区）学校設置会社の持つノウハウや資源を生かして、無料講演会を開催したり、区の主催するパトロールに協力したり、地域行事に協力したりすることで、地域に貢献することができている。規模の大小はあるが、それぞれの学校設置会社の力を存分に発揮することで、学校として地域に貢献できている。地域から見れば、教育機関が多様化することで選択肢が増えているほか、地域の一員である大学が増えたということがあると言える。

1 3. 学校の設置・運営にあたって効率的な学校運営のための工夫。学校運営や資金調達の工夫の結果どのような効果があがっているか。株主等利害関係者から学校の設置・経営についての意見（学校設置会社の回答）

<ポイント>

- 大学運営の意思決定者が親会社の経営会議に参加しているため、経営視点、学校運営視点の調整ができる環境が整っている。
- 親会社からの財政支援があり経営状況は改善に向かっているという回答も見られる。

<個別の回答>

- （千代田区）効率的な学校運営のためには、各社それぞれに「学校事務局内の情報共有」や「経営会議への大学学長の参加」、「学生の教育指導方法への注力による運営効果の最大化」といった運営方法の工夫を行っている。また、各社の株主からは肯定的な評価を受けるとともに、より充実した教育活動、社会に貢献できる人材を輩出することを期待されている。
- （八王子市・大阪市）大学学長・事務局長等、大学の意思決定者が、設置会社の経営会議等に参加しているため、経営視点・学校運営視点を常に刷り合わせられる環境が整っており、教育・研究の質を重視した、バランスのとれた経営を行うことが可能。また、基本的に学生からの納付金のみで運営をしているため、コスト管理等の効率的運営の意識が高く、徹底されていると認識している。
- （福岡県、福岡市）資金調達は、主に親会社からの増資ならびに借入枠を設け、財務的支援を実施。効率的な学校運営のため、2009年度以降、支障がない範囲でのコスト削減を実施し、経営業績は改善傾向にあり、学生募集も回復している。今後、学習環境の利便性を向上させるとともに、iPad2の貸与を行い更なる学生獲得を目指している。加えて、新eラーニングシステムの他大学への提供、グループ会社のeラーニング研修の提供を推進し、親会社また教育業界に対して付加価値を創出する。株主等からも今後の教育産業への貢献を期待されている。

1 4. 本特定事業を実施する上で学校経営上懸念される問題（学校設置会社の回答）

<ポイント>

- 株式会社立学校も私学助成金の対象となるように制度改正を望む回答が多く、株式会社立大学への批判的な報道や世間の風評を懸念する声もある。

<個別の回答>

- （千代田区）高度な教育・研究体制整備や学生サービスの充実のために有用な制度である私学助成金は、株式会社立の学校では受けることができない。運営面などについては学校法人と同様の制約を受けているので、もう少し自由度を上げてほしい。法制度が変更になると、学校運営上に大きな問題が出ることはありうる。そのような場合には事前に相談等を行ってほしい。
- （八王子市・大阪市）私学助成金の給付など、株式会社立の学校では受けられない制度がある。今後、より高度な教育・研究体制の整備や学生サービスの充実を図る上では、必要な制度と認識しているので、法制度の改定等の措置を検討いただきたい。
- （福岡県、福岡市）本学としては特に問題はないが、株式会社立の大学を一括りにした批判的な報道のあり方や世間の風評を懸念している。

15. 本特定事業の実施による教育・研究上あるいは経済的社会的効果（学校設置会社の回答）

<ポイント>

- 産学協同研究や実社会のニーズに対応した教育を行うことで、即戦力となる人材を育成できることを挙げる回答が多い。

<個別の回答>

- （千代田区）
【教育・研究上の効果】実社会のニーズに即した、即戦力となる人材育成をめざす教育により良好な就職実績をあげることができた。産学協同の研究において、産業界の標準的な規範や習慣によって業務を行うことができる。時代の変化やニーズに迅速に対応することで、教育研究の活性化を図ることができる。
【経済的社会的効果】公開講座や地域貢献講座を通じてキャリア教育の意義や重要性についての社会的な認識を高めた。地域貢献にも全学一体で取り組むことができている。
- （八王子市・大阪市）
【教育・研究上の観点】株式会社設立のため、産学共同での研究開発やコンテンツ制作において、産業界の標準的な規範や習慣をもって、契約や実際の業務が行えることは、案件発生時からのスムーズな移行を可能にしており、良い効果がある。
【経済的社会的観点】株式会社設立のハードルが下がり、国民の誰でも、小学校から大学までの教育機関を設立し得るチャンスがあるという事実は、社会的に意味がある。また経済的には、ビジネスとして学校経営を捉える事で、学校法人による経営には見られなかった手法が見出されることが期待できる。
- （立川市）ネットによる大学院であることにより、社会的効果としては、場所による制約が少ないため、日本全国から優秀な教員（研究者・実務家）と学生を迎えることができ、同時に通学をして学習する機会がない人に、ネットによる学習機会を設けることができると考えている。
- （福岡県、福岡市）教育上の効果は、実社会のニーズに即した専門教育を提供できることで、即戦力となる人材を育成できることである。研究上あるいは経済的社会的効果としては、産学官での実践的な研究開発の推進があり、本学では親会社のファンドを持ち込み、地場産業の振興に努めている。また地元のビジネス創造センターと連携して研究セミナー開催し、本学の持つネットワーク等から、特にソフトウェア開発やeラーニング教育を重点的に取り上げて、地元企業の活性化にも貢献している。

16. 株式会社（学校設置会社）という設置形態による学校設置・運営のメリット等や効果。学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいか。（学校設置会社の回答）

<ポイント>

（株式会社（学校設置会社）という設置形態による学校設置・運営のメリット等や効果）

- 変化も進化も早い産業に対応する人材を輩出するには、自由度が高く意思決定が早い株式会社立の学校が適している。また、株式会社立の学校の方が外部からの資金調達がしやすいと言った回答が見られる。
（学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいか）
- 教育研究基盤の充実と継続性の担保のために学校法人の方が望ましいとするも、社会状況の早い変化に対応するには株式会社立の方がメリットがあることや、現状の学校法人設立時に必要な資金需要を考慮すると株式会社立は適すると言った回答が見られる。

<個別の回答>

- （千代田区）
【株式会社による学校設置・運営のメリット】学ぶ側も多様な選択肢からニーズに合った学び方ができるようになった。素早い意思決定が可能な株式会社が運営することで、産業界で生み出される知的確に素早く人材育成に活かし、新たな時代に対応しうる人材を輩出できる。銀行や株式市場など外部からの資金調達がしやすい。
【学校法人としての設置・運営】教育研究基盤の充実と継続性の担保のために学校法人の方が望ましい面もあるが、国からの助成金を受ける学校法人よりも、税金を納める株式会社の方が国にとって望ましい。

- (八王子市・大阪市)
【株式会社による学校設置・運営のメリット】ITを活用したコンテンツ産業は、変化も進化も早く、新たな時代に対応し得る人物を輩出するには、自由度が高い運営や組織を持ち、素早い意思決定が可能な株式会社として、産学共同を基本に大学経営をすることは、メリットである。
【学校法人としての学校設置・運営】大学とは「学術研究及び教育の最高機関」であり、教育研究基盤の充実と継続性の担保が必要で、各種法制度により確立されている学校法人への転換も視野にいれるべきかを含め、検討段階にある。
- (立川市) 多くの投資家から資金調達が行えるとともに、株主等（シェアホルダーズ）が出資者としての機能だけでなく、期間への学生派遣や紹介、さらには事業提携など多角的に交流する関係を構築できる相手先になることにより、十分な経営基盤を築けることが、株式会社のメリットであると考え。選択の幅を増やし、競争原理による教育の質向上や低料金の教育提供を行えることから、株式会社による学校設置・運営と学校法人による学校設置・運営の2つの制度があることが望ましいと考える。
- (福岡県、福岡市) メリットは多額の借財を親会社から容易に借りられる点及び経営基盤の強化が、学校法人と比較した場合に容易であること。学校法人化は、過去に検討をした時期があったが、校地及び校舎が借用である本学においては、開設年度から完成年度までの4年分の経常経費を確保することが一番難しいと考えている。また、補助金、寄付金より得られる金額よりも、学校法人化のために必要な資金のほうが多いという点も、懸念事項として想定している。従って、現状では学校法人化の要件が緩和されない限り、特区816からの離脱は考えていない。

17. 将来的に、学校法人制度が見直され株式会社が学校法人格を取得した上で大学・大学院などを設置する事が可能になるとしたらそのようなやり方は望ましいと考えるか（学校設置会社の回答）

<ポイント>

- 現状の株式会社立のメリット等が維持された上での、学校法人化に賛成する意見が多い。

<個別の回答>

- (千代田区) (賛成派) 株式会社としてのメリットを残しながら、私学助成金や各種補助金を受けられることになれば、教育・研究の更なる質の向上を図ることが容易になり、望ましい。／(反対派) 補助金・税制優遇が受けられる学校法人になると、日本の国益にとって望ましくない。学校設置等の方法が厳格化されることで、株式会社立大学の特性を生かせなくなってしまうことを考えれば、望ましいとはいえない。／(保留派) 現行制度で株式会社が学校法人格を取得することは現実的ではないため回答は難しい。
- (八王子市・大阪市) 自由度が高く、迅速な意思決定ができるという株式会社による学校設置・運営のメリットを保持したまま、制度改正がなされ、私学助成金や各種補助金の助成を受けられることになれば、教育・研究の更なる質の向上を図ることが容易になり、望ましいと考える。
- (立川市) 新しい制度が実施される都度、詳細をよく理解したうえで、熟慮して検討したい。
- (福岡県、福岡市) 学校法人制度の見直しの内容による。株式会社（学校設置会社）という設置形態による学校設置・運営のメリットがあるため、この形態が維持されたまま、制度改正がなされ、学校法人化した場合の特に初期費用に関するデメリットが緩和されるのであれば、検討できる問題と考えている。

⑪参考：関係府省庁による調査結果（平成24年度上半期）

1. 規制所管省庁名	文部科学省
2. 特定事業の番号	816
3. 特定事業名	学校設置会社による学校設置事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	学校設置会社による学校設置事業の実施状況、株式会社のメリット、株式会社立であることによる課題・問題、学校設置会社によって設置された小学校、中学校、高等学校、大学(大学院)における教育活動等について
② 調査方法	書面による調査(アンケート及びデータ収集)(なお、学校への実地調査を別途実施)
③ 調査対象	平成16～23年度中に「学校設置会社による学校設置事業」を開始した学校設置会社(学校設置会社が設置する小学校、高等学校(通信制)、大学(大学院を含む))、認定地方公共団体及び当該認定地方公共団体が所在する都道府県
④ 実施スケジュール	①アンケートの配布時期：11月上旬 ② " 回収時期：11月下旬
	(1)学校経営面 高等学校については、学校部門の収支状況(平成22年度)が赤字の学校は全体の25%であるが、教員一人当たりの給与を学校法人立学校の2分の1程度にする等、教育コストを極力削減することで対応している状況。大学については、学校部門の収支状況について現存の5校のうち4校が赤字の状況であり、特区開始から設立後わずかな期間に7校中3校が廃止・学校法人化・一部キャンパスを閉鎖。 大幅な定員割れが続く学校が多く、少子化のなか今後さらに生徒や学生の確保が厳しくなる可能性を踏まえると、教育の安定性・継続性に懸念の点があるとともに、過度な教育費削減による教育の水準の低下も懸念される。 学校法人立化については、高等学校以下では学校法人立化を念頭に置いている学校は全体の55%であり、学校法人立化に魅力を感じる学校も含めると85%。大学は5校中1校で検討中。 ○ 高等学校 ・高等学校においては、学校部門の赤字は25%であるが、教員コストを低く抑えるため、教員人件費を極端に低く抑える傾向。教員を提携する民間教育施設の職員との兼務にし、実質的に給与の大部分を当該施設から支払っていると見られる事例も見られた。一人当たりの年間給与については常勤・非常勤ともに学校法人立学校の2分の1程度の水準。 ・定員充足率については、平均が43.3%となっており、少子化のなか、生徒の継続的な確保が見通せない状況にある。 ・学校法人立化の検討状況としては、経営の安定化等のため、株式会社による学校運営を断念して学校法人立化を目指す学校設置会社が増加。これまで4校が学校法人立化しているほか、学校法人立化を念頭においている学校は全体の55%であり、学校法人立化に魅力を感じる学校も含めると85%。 ○ 大学 ・大学については、これまでに設立された株式会社立大学7校のうち、設立後わずかな期間に廃止・キャンパスの閉鎖等をした大学が3校存在。具体的には、1校が廃止、1校は学部の募集停止(大学院のみ存置)、1校は2学部のうち1学部の募集停止を行った。 ・また、現存する大学5校の学校部門の収支状況(平成22年度)は、5校中4校が赤字の状態。また、定員充足率についても、過半の学校で定員割れの状況にあり、2年前の評価時から好転していない。多くの大学は財政的不安定の中、制度設立当初に想定された株式会社立のメリットが生かされず、今後も資金繰りの悪化を受けた短期での撤退により、教育の安定性・継続性が脅かされることが懸念される。 ・学校法人立化の検討状況としては、5校のうち1校は学校法人立化を視野に入れて検討中であるが、残りの4校は、学校法人立化の予定はないとしている。その理由としては、学校法人立化に必要な資金の確保が困難であることや、学校法人立化に積極的な理由を見いださないことを挙げている。 ・なお、当初設立された7校中、既に学校法人化した学校が1校あるが、都市部という立地などを活かし、対象とする学生層の明確化及び特徴的な教育の質確保に努め、早い段階で定員増加、黒字転換に至っている。 ○ 学校設置会社の資金調達 ・なお、学校設置会社の資金調達については、制度設立当初に株式会社立学校(以下「株立学校」という。)のメリットの一つとされた新規の株式発行を行うのは過半数以下であり、過半は特定の株主からの借入れや業績の好調な他事業部門からの融通に頼っている。また、同じく制度設立当初にメリットとされた地域に根ざした産業の技術力を活用した研究や、当該産業の後継者の育成についても、全体としては特段階だったものではなく、いずれもメリットを活かしていない。

(2)教育研究面

株立学校について、高等学校においては、添削レポートのほとんどを多岐選択式としている例や添削に際して解説を付さない例、面接指導におけるメディア利用の際に成果の評価を行っていない例、試験を自宅で実施している例、学校の教員ではないサポート校の職員が添削指導等を行っている例、特区の区域外に設置する教育施設で試験を実施している例などの不適切な教育活動等の事例が見られた。大学についても、教育研究費の支出に占める割合は1校を除いて15%前後(大学全体の平均は31.6%)である他、一部の大学では教員の個人研究室が未整備、法律に基づく認証評価において1校が不適格との評価を受けているなど、経営効率化等の観点により教育コストが削減され、学校法人と比べ、不適切な教育活動や不十分な研究実態が見られた。

○高等学校

以下のような不適切な教育活動等を行っている状況が見られた。

・添削指導について、株立学校では添削レポートのほとんど(8割以上)を多岐選択式としている学校が25%、添削に際して解説等を付さず正誤のみを表記している学校が30%存在するなど、実質的に添削指導が行われているとは言い難い学校が存在した。なかには、添削レポートにマークシート方式を採用し、採点は機械的に行い、誤答の場合にも解説を付さないで生徒に返却するという事例も見られた。なお、学校法人立学校においては、そのほとんどを多岐選択式としている学校は無く、正誤のみを表記している学校は5%となっている。

・面接指導におけるメディア利用においては、9割の株立学校がこの仕組みを取り入れているが、そのうちの半分の学校については、メディア利用による成果の評価を行わないままに面接指導等の時間数の免除を行っている状況であった。なお、学校法人立学校において成果の評価を行わないままに面接指導の時間数の免除を行っている学校は30%となっている。

・試験については、事務コスト削減のため、試験問題が毎年同じである例や、自宅で実施する例、すべての科目について成果物の提出により試験の替わりとする例など、生徒の学習成果を測るという観点から不適切な方法による実態が見られた。

・施設面では、校舎の面積について、設置基準上原則として1,200㎡以上としているが、株立学校においては、基準面積未満の学校が3割存在し、なかには70㎡と基準よりも大幅に狭い面積しか持たない学校も存在した。学校法人立学校の校舎面積の平均は7,031㎡である一方、株立学校の平均は2,021㎡となっている。

さらに、株立学校においては、図書室等の備えるべき施設が設置されていない例や機能として十分でない例も見られた。

・その他、民間教育施設であるサポート校に対し学校の教育活動に係る業務の委託が多く行われている例や、学校の教員ではないサポート校の職員が添削指導を行っている例、校務分掌が定められていない例、特区の区域外に設置する教育施設で試験を実施している例など、学校の教育活動や運営が適正に行われていない状況が見られた。

○大学

・大学は、教育基本法においても、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し」とあり、教育とともに研究が大学は重要な役割であるにも拘わらず、教育研究費の支出に占める割合は全ての大学で15~20%程度であり、大学法人全体の平均(31.6%)より低い状況である。また、教員人件費においては、教員としての業務委託契約に基づき、標準月額5万円である学校もあり、経営論理が優先され、教育研究の質を確保する観点からは十分とは言えない状況。

・これに加えて一部の大学では、教員の個人研究室が未整備であるなど、教育研究条件面で依然として課題がある。

・ある大学は、文部科学省より再三にわたり大学における教育研究や学校設置会社の運営に係る問題点について改善に向けた指導を受けるとともに、十分な是正が行われていないことを踏まえ、文部科学省より平成19年に教育研究や学校設置会社の運営に係る問題点について学校教育法第15条第1項の規定に基づく勧告が行われた。

・法律上位置づけられた大学に係る認証評価において、これまでに認証評価機関の評価を受けた4校のうち1校は機関評価(平成22年)及び専門職大学院に対する評価(平成21年)ともに不適格との評価を受けている。その際不適格とされた項目のうち、教員の年齢構成の偏り及び公認会計士による監査については改善・実施がなされる一方、教員の個人研究室が未整備など履行が完全ではない実態

・キャンパスを閉鎖した1校においては、通学キャンパスが変更となった学生に対して、その学習環境が悪化しないよう、大学側が通学定期を発行するなどの対応を行っているものの、新幹線による長時間の通学が必要となっている。

		(3)認定地方公共団体の責務 高等学校を設置認可する認定地方公共団体において、特区法に規定される学校の評価や評価結果の公表が行われないなど、適切に責務を果たしていない例が見られた。また、85%の自治体において担当者に教育事務経験者が含まれておらず、75%の自治体が専門的知見や経験の不足を訴えている状況であり、学校運営を行う学校設置会社への指導等を適切に行っていない実態が見られた。 ・特区法で義務付けられた認定地方公共団体による評価及び評価結果の公表については、未だに実施していない例や、評価結果の積極的な公表を行っていない例が見られた。また、具体的な評価基準を設定していない事例も見られた。 ・認定地方公共団体が行う株立学校に係る事務について、85%の自治体において担当者に教育事務経験者が含まれておらず、また、75%の自治体が専門的知見や経験の不足を訴えている状況であり、不適切な学校運営を行う学校設置会社への指導等が適切に行えていない実態が見られた。 ・また、認定地方公共団体が学校設置認可や指導監督等の事務を行うことについて、都道府県からは、詳細な学校の状況を把握する観点から市町村が行うメリットがあるとの意見がある一方、適切な指導監督が行われていないことや、市町村では広域的な需給の観点への必要性を感じていないといった意見や、県と異なる審査基準を用いることによる教育環境の確保への影響を懸念する意見も見られた。 なお、都道府県が行う学校設置認可については、生徒数減少期にあること等を考慮し、高校の新設等について抑制的な方針をとっている例(3県)が見られた。 ・キャンパスを閉鎖した1大学に関して、認定地方公共団体が大学側締結した協定に基づき、大学側に対する定期的な情報収集を行っている事案があった。
		(4)その他 ・特例措置の全国化の是非に関しては、認定地方公共団体及び都道府県より、高等学校以下については、全国化すべきであるといった意見は1件のみであり、「全国展開された場合には過当競争に巻き込まれ、結果として閉校を余儀なくされる学校が出る可能性があるため全国化すべきでない」等の意見が、大学等については「学校法人以上に強固な経営基盤、十分な数の学生の入学が求められることになるため、学生が集まりやすい大都市部以外での本特例措置の実現は難しい」等の意見があった。
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	義務教育段階においては、小学校は1校のみであり、平成21年度以降設置例はなく、中学校は1校が学校法人立化し、現在設置例はない。 高等学校については、2校が学校法人立化し、現在21校(調査対象校は20校)となっているが、深刻な定員割れの状況であるのに加え、①極端に低い教員人件費、②不適切な教育活動、③狭隘な学校施設、④サポート校と混然一体となった運営など、経営の観点が重視され、適切とはいえない教育活動が行われている事例が確認されるなど、高等学校教育の適正な実施の観点で弊害が生じている。このような弊害は、学校法人立学校との比較においても多く見られ、教育の安定性や水準の確保の観点から大きな問題。 高等教育段階(大学等)においては、平成20年度より1校が学校法人立化し、現在は5校が設置されている。株式会社立学校の参入により、地域のニーズに対応した多様な教育機会の提供の可能性を広げたものの、学校設置後も学校設置会社としてのメリットを生かしきれず、現在のところ、安定的な経営水準に到達したと評価することは困難である。定員未充足、それに伴う赤字経営の大学が多く、黒字転換も容易ではないという状況により、教育研究面に弊害が生じているという現状は、多様かつ質の高い教育機会の確保とその安定性及び継続性の観点から懸念が残る。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	⑤及び⑥に示すように、教育の安定性、継続性や質の確保の観点からは弊害が出ており、全国化すれば、こういった問題点を多く抱えたまま運営される学校が増加することが想定されるだけでなく、競争によりさらにその弊害が強まるおそれがあるため、全国化を行うことは適切ではない。

特例措置番号834(835)の関連資料

- ① 特例措置の概要 1
- ② 参考：令和3年度の評価意見 2

①特例措置の概要 **地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（特例措置番号834）**
（平成19年4月措置（平成21年5月変更））

＜これまで＞

公立学校の管理及び整備に関する事務については、教育委員会が管理・執行することとされている。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条、第22条等

＜取り巻く環境の変化＞

少子高齢化や過疎化に伴う社会福祉（児童、高齢者、障害者等）に係るニーズや都市部における働く人達の学習ニーズなど、地方公共団体が、地域における様々な需要に対応していく必要が高まっている。

地域における総合的な視野をもった首長の明確な責任の下、地域の特性に応じて、公の施設の一体的な整備・管理が可能となる。
（耐震化やバリアフリー化の計画的な整備、余裕教室の活用、施設の利用や管理の効率化など、学校施設と、社会福祉施設など他の公の施設との複合化などが促進され、住民の便宜も向上する。）

＜主な要件＞

- 学校等施設及び公の施設の一体的な利用、又はこれらの総合的な整備の促進を図る必要があると認められること。
- 学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- あらかじめ、教育委員会の意見を聴くこと。

認定計画数：1件（累計）
一件（令和5年3月末現在）

◎実際の取組事例

～遠野市民センター 学びのプラットフォーム特区～
（平成21年11月認定）

実施主体：遠野市

遠野市は、昭和46年から市民センター構想の下、地域づくりと社会教育との連携により行政運営を行ってきた。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行財政運営が求められている。

本特例措置により、効率的な行財政運営を図るとともに、一体的な施設の管理・整備により、教育活動と地域づくりとの更なる一体的な取組みを進め、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。



①	別表 1 の番号	834 (835)
②	特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。 (公民館・図書館等の社会教育施設についても新たに権限委譲が可能に：平成 21 年 5 月)
⑤	評価	一部全国展開 (835 (社会教育施設) について全国展開)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、本特例の活用により、 ・市長部局が一括して予算を確保することから修繕等のスムーズな対応ができていないこと ・一方、学校側から見た場合には、修繕等の問い合わせをする場合に市管財担当と市教育委員会の両方に連絡を取る必要があり、負担増となっている可能性があること ・前回評価時 (平成 27 年度) と比較して管理費の減少等は見られていないこと ・社会教育施設の利用者数は、横ばいで推移している (コロナ禍の影響がある直近を除く) こと ・学校施設の目的外使用許可の権限は引き続き教育委員会にあることから、政治的中立性の弊害の有無が確認できていないこと が確認された。 また、事務局が遠野市から聴取した内容として、「遠野市の職員数は 300 人弱であり一人の職員が幅広い業務をこなしているところ、特区を活用して市長部局と教育委員会事務局の役割分担を明確化したことで、かえって非効率な業務態勢となった可能性がある」との報告があった。 関係省庁の調査では、 ・業務移管に伴い教育委員会事務局の職員数が減少したため、本特区の目標である教育内容の充実などにあまりつながっていないこと ・遊休スペースが掃除や物品搬入等の用途で使われており、利活用が進んでいないこと ・学校施設の目的外使用について、規約上もまだ教育委員会に対応していることから、権限を移管することによる政治的中立性の観点からの弊害の有無は判断できないこと などが確認された。このため、全国展開による弊害の有無を判断する材料が揃っていないとのことであった。 そのほか、第 9 次地方分権一括法 (令和元年法律第 26 号) により公立社会教育機関の移管特例が設けられており、当該移管特例は、特例措置番号 835 (社会教育施設) が物的管理のみが対象となっていることと比較して、いわゆる人的管理や運営管理も含めて施設の管理全体を対象としていることについて説明があった。 教育部会の審議においては、 ・本案件は自治体のキャパシティによる課題はみられるものの、学校をはじめとする公共施設の有効な活用は重要と考えられること ・遠野市については、現段階での判断は非常に慎重に行う必要があるものの、一般論として、学校や社会教育施設等を合築する方向性も諸外国ではよくみられること などの意見があった。 ・また、政治的中立性の考え方について、関係省庁への質問があった。

		一連の質疑の後、今回の調査結果等を踏まえ、教育部会では以下のとおり取りまとめを行った。 ・事務局の調査では、本特例措置の活用により、市長部局が一括して予算を確保することができたため、学校施設の軽微修繕等をスムーズに行うことができたことを確認できた。また、学校施設の管理及び整備については、教育委員会と市長部局が連携して事務を進めることができ、平成 25 年 4 月から、それまで 8 校だった学校を 3 校に統合したとのことであった。 ・一方、施設管理費や社会教育施設の利用者数をみると、数字上の効果はあまり確認できなかった。また、業務処理の流れも、学校から教育委員会を経由して管財担当に連絡がいく場合もあり、かえって業務が輻輳し、手間がかかっている部分もあった。 ・なお、教育における政治的中立性の問題については、目的外使用の許可は引き続き教育委員会が行っており、弊害の有無も含め、現段階では課題等を確認できなかった。 ・文科省の調査結果においても、同様の指摘がされている。 ・職員数が少ない小さい自治体では、役割分担を明確化することでかえって非効率な業務態勢となってしまう部分もあり、そうした中で、実態に合わせた形で、特例の本来趣旨とは少しずれた形で運用が進められていた印象もあること。 ・今回、手続上の瑕疵も指摘されたところであり、遠野市と文部科学省及び内閣府事務局とで、手続の見直しも含め、特例が効果的に活用できないか相談いただき、一定程度まとまった段階で、改めて部会に報告すること。 ・その他、特例措置番号 835（社会教育施設）については、地方分権一括法で全国展開されたことが確認できた。
⑦	今後の対応方針	活用自治体である遠野市、文部科学省及び内閣府で特例が効果的に活用されるための方策について検討し、一定程度まとまった段階で、改めて部会に報告する。
⑧	全国展開の実施内容	一部全国展開（835（社会教育施設）について全国展開）
⑨	全国展開の実施時期	令和元年に措置されたことを確認。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和5年4月1日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和5年4月1日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いwasaki kumiko ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
shimamoto kouji ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
kudou hiroko 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 4 年 10 月 7 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針**（１）基本理念****③評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 48 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査

委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案

と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関係する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。